

第1部

気象庁の運営

第1章 気象庁の組織

【第1節】組織の変遷

気象庁は、その発足以来、時代の変化に合わせ、必要な機能の設置等も含め、その組織の進化及び効率化を図ってきた。その歴史は、必要な災害対応、気候変動、技術革新等に対応し、また時には旧来の機能や組織の役目の終了の判断等も踏まえ、不断の検討を踏まえて進んできた道である。以下に、気象百年史編纂後となる昭和50年以降の組織の主要な変遷について述べる。

1. 【昭和52年】気象衛星センターの発足

昭和52年には運輸省設置法の一部改正に伴い、気象通信所を廃止し、新たに気象庁の附属機関として気象衛星センターが東京都清瀬市に設置された。これは、同年の静止気象衛星「ひまわり（初号機）」の打上げに伴い、データ処理センターとして、「ひまわり」を運用し、衛星からの観測データの信号を電子計算機で雲画像や気象データに変換処理する等の業務を行うため設置したものである。

当初、データ処理センターの設置場所の検討は、東京都千代田区の気象庁本庁、東京都清瀬市（当時の気象通信所構内、現在の気象衛星センター）、茨城県筑波地区（現つくば市）の3か所について比較検討が進められたが、施設用地の確保や国内気象中枢（気象庁本庁）からの距離などを考慮し、昭和48年には清瀬を設置場所として具体的な設計や関係機関等との調整が進められることとなり、昭和51年3月に庁舎が完成、庁舎内への電子計算機の据付も完了した。組織体制としては、昭和52年の発足時は、総務部、データ処理部、情報伝送部の3部9課1所でスタートすることとなった。

2. 【昭和55年】気象研究所の筑波地区への移転

昭和55年6月に、気象研究所が東京都杉並区高円寺から筑波研究学園都市への移転を実施した。これは、昭和30年代後半、国の政策として、東京における人口の過密緩和や科学技術の振興と高等教育の充実を図るため、筑波地区に研究学園都市を建設する動きに伴い、昭和47年に気象研究所を含む43機関が移転することが閣議決定されたことによるものである。移転先では30ヘクタールの敷地に研究本館や気象観測鉄塔等の建設が行われ、研究施設機器

としては高速大型電子計算機、気象レーダー、レーザーレーダー、電子顕微鏡、衛星資料解析装置、大型気象風洞、低温実験装置、ロケット気球センサー実験装置及び大気放射測定装置の整備を行った。

3. [昭和 59 年] 地震火山部の設置

昭和 59 年 7 月には、中央气象台から気象庁への昇格以降では初の新たな部として地震火山部を設置した。これは、当時、政府全体で進められていた東海地震等への対策や、相次ぐ日本海中部地震や三宅島噴火等の災害発生を背景とし、このような地震火山災害に対する社会的要請や技術革新に適切に対応していくため、新たな部を設置することで地震火山業務を一元的に推進する体制を確立することとしたものである。同部の設置により、従来観測部で気象関係業務と併せて行ってきた地震火山関係業務を分離し、専任の部長のもと一元的に掌握・執行し得る組織体制が整備され、課の体制を計画機能と実施機能とに分離し、地震火山業務課、地震津波監視課及び地震予知情報課の 3 課でスタートすることとなった。

なお、この組織要求は、昭和 58 年の国家行政組織法改正に伴い、局レベル組織の設置が法定事項から政令事項に変更されたことにより、運輸省全体の機構改革が実施されることとなったことから、その一環として実施されたものである。

4. [平成 8 年] 気候・海洋気象部の設置

平成 8 年度には、昭和 31 年の運輸省の外局への昇格以降、昭和 59 年の地震火山部の発足を除き、比較的大規模な組織改正を実施した。気象庁本庁では兵庫県南部地震を踏まえた防災体制の強化としての本庁総務部への参事官の設置、社会経済活動への情報の利活用を図るための産業気象課の設置等に加え、気候・海洋気象部を設置した。

気候・海洋気象部の設置は、気候変動や地球温暖化といった地球環境問題に世界的な関心が高まりつつあった社会情勢を踏まえたものであり、同部は従前の海洋気象部の業務に加え、気候に関する予報その他の情報提供体制の強化のため、気候情報課及び同課エルニーニョ監視予報センターを設置した。また、観測部の関係部署を統合し、大気中オゾンの分布や温室効果ガスの濃度など地球的規模の気象及び関連する輻射の観測・監視を一体的に実施する環境気象課を同部に設置した。

5. [平成 13 年] 中央省庁再編

平成 9 年 12 月に行われた行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり、国の行政機関の再編成、国の行政組織並びに事務及び事業の減量・効率化等の改革についての理念及び方針などを定めた中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）が制定された。

この一環として、平成 13 年 1 月に、国の行政機関の再編成が実施され、気象庁が所属していた運輸省は、運輸省、建設省、国土庁及び北海道開発庁の 4 省庁を再編成した国土交通省となり、気象庁は、船員労働委員会、海上保安庁及び海難審判庁とともに、同省の外局となった。同時に、気象庁は、新たに導入された実施庁（庁のうち、その所掌事務が主として政策の実施に係るもの）に位置付けられ、中央省庁等改革の中では、実施庁について、業務の効率化

を図るとともに自律性を高めるため、実施庁が達成すべき目標の設定とその実績の評価、内部組織をより弾力的に編成できるとされた。

国の行政機関の再編成に当たっては、省庁全体で約 1,200 ある課室を 1,000 程度に削減し、行政のスリム化を図ることとされ、気象庁においても、本庁総務部航空気象管理課の廃止及び航空気象管理官の設置、観測部観測技術課の観測課への統合、気候・海洋気象部海洋気象課の設置（海洋課と海上気象課の統合）などの本庁組織の再編を併せて行った。

6. [平成 17 年] 地球環境・海洋部の設置

平成 17 年には、旧気候・海洋気象部を母体として地球環境・海洋部を新設する組織変更を実施した。これは、地球温暖化等の気候変動、オゾン層の破壊、砂漠化、海洋汚染など、地球全体を脅かす喫緊の課題となっている地球環境問題に対し、観測・監視・予測・情報提供体制を一層強化するため、地球温暖化に係る温室効果ガスの観測及び気候変動の予測などの地球環境に関する業務や海洋のモニタリングに関する業務を一元的に取扱うことを可能としたものである。さらに、観測部環境気象課を改組し、地球環境・海洋部に環境気象管理官を設置するなど、大気循環、海洋循環に物質循環を担当する組織が加わることで、地球システム全体を一元的に監視・予測する体制が整うこととなった。

7. [平成 8 年～] 地域気象業務体制の再編・整備（測候所の機械化・無人化）

平成 8 年度から平成 22 年度まで、各地の測候所の無人化（特別地域気象観測所への移行）が順次進められた。これは、従来人手により行われてきた観測業務が、地上気象観測装置、計測震度計などの整備により、自動的に観測を行うとともに即時にデータ送信が可能となったこと、「ひまわり」やアメダス観測ネットワークなど、IT 技術を取り入れながら様々な近代的観測システムの充実・展開等の技術革新が図られたことを背景とし、従来測候所で行われてきた業務について無人化の対応が可能となったことによる。

これらの体制変更は、測候所の無人化による業務の効果的な運営を図りつつ、地方気象台等の体制強化と併せ、府県地域全体にわたる防災・気象サービスのレベルアップを図るべく、地域気象業務体制の再編・整備として実施された。なお、「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月閣議決定）において、測候所は平成 22 年度まで原則として廃止することとされたものの、帯広測候所及び名瀬測候所については、地域特性や官署配置上、引き続きこれらの官署が十勝支庁及び奄美群島における予報・警報等を適切に実施し、地元の関係機関への支援を行う必要があることから、測候所として存続することとしたものである。

また、これらの再編の動きとは別であるが、各地の空港内に設置されていた全ての空港出張所や分室をはじめ、一部の航空測候所についても、観測業務の外部委託や解説業務の地域航空気象官署への集約等の航空気象業務実施体制の見直しが随時図られ、官署の統廃合が実施された。

8. [平成 25 年] 海洋気象台の廃止と防災体制の強化

平成 25 年に気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律が成立し、これにより同年 10 月には海洋気象台が廃止されるとともに、本庁及び管区気象台の防災体制強化等を目

的とした全庁的な組織再編が行われた。

(1) 海洋気象台の廃止

海洋気象台については、平成 22 年度に従来の海洋気象観測船の 5 隻体制から、北西太平洋での二酸化炭素関連物質等の観測強化等として遠洋航海が可能な大型船（凌風丸及び啓風丸）による効率的な運航体制へ移行したほか、平成 23 年度には業務運営効率化の観点から、舞鶴海洋気象台の海上気象業務を除く業務が京都地方気象台へ移管されるなど、業務体制の見直しを図られてきた。そういった状況の中、気象業務法改正による特別警報の運用開始に伴い、管区気象台等の一貫した責任の下で特別警報等の発表を行う必要があることや、沿岸防災の観点から沿岸域の現象の解析・予測の高度化を図る必要といったことから、海洋気象台としての業務を管区気象台等において一体的に実施することとした。これにより、函館、神戸、長崎海洋気象台についてはそれぞれ地方気象台に移行することとなり（舞鶴については日本海海洋気象センターとして調査・研究等の一部の業務を継続）、これと併せて管区・沖縄気象台に地球環境・海洋課の設置を行った。

(2) 管区気象台への気象防災部の設置

東日本大震災の教訓や、将来発生しうる大規模災害への対応として、防災を主とした体制強化が行われた。本庁における参事官（気象・地震火山防災担当）及び企画課防災企画室の設置等の防災体制強化とも連動し、管区気象台においては、地方における気象防災業務の実施体制強化を図るため、旧技術部の気象、地震、火山現象の警報等の業務に、海洋気象台で実施していた海上気象及び海水象の業務を加えることにより、すべての現象の気象防災業務の実施を可能とする気象防災部を設置した。同部には防災調査課、地球環境・海洋課等の設置が行われており、部制ではない沖縄気象台についても同様の課等が設置された。また、地方気象台では、台内一体となった業務体制構築のため、課制を廃止し管理官制に移行した（地方予報中枢については平成 27 年 4 月に移行）。

9. [令和 2 年] 本庁組織再編

令和 2 年 10 月には、本庁組織の大規模な再編を実施した。この組織再編の目的は、頻発、激甚化する自然災害や、IoT の進展に代表される社会の変革に組織としての的確に対応していくため、平成 30 年に取りまとめられた交通政策審議会気象分科会提言「2030 年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」において示された業務強化の方向性（①防災対応・支援の推進、②気象情報・データの利活用の促進、③観測・予測精度向上に係る技術開発の推進）を実現するための体制変更である。

具体的には、本庁次長級として、専門的知識に基づき、防災に関する平時・緊急時におけるハイレベルの対応や省庁間の調整を実施する気象防災監を設置したほか、モデル開発等の技術開発を分野横断的に実施するとともに気象情報・データの流通・利活用を促進する情報基盤部の設置、地球温暖化等、長期的な視点を含めて、豪雨や大雪、猛暑といった気象リスクに対応していくための組織として大気海洋部を設置し、これらの部の関係課室についても再編を行った。また、地震火山部についても、観測やシステム整備、技術開発を一元的に実施していく体制を整備すべく、関係する課室の再編を行った。なお、東日本大震災を踏まえ中央防災会議の

作業部会が示した「現在の科学的知見からは確度の高い地震の予測は難しい」への一連の対応の流れから「地震予知」を冠した課は無くなることとなった。これら再編の結果、総務部、予報部、観測部、地震火山部及び地球環境・海洋部の5部体制から総務部、情報基盤部、大気海洋部及び地震火山部の新たな4部体制へ移行することとなり、予報部、観測部の長年使用した部名も変更することとなった。

また、これらの体制変更は、同年の11月から12月にかけて行われた大手町庁舎から虎ノ門庁舎への移転も併せ、新たな体制の下で社会情勢の変化や技術革新に的確に対応していくこととされた。

10. [平成31年～令和5年] 地域防災支援のための体制変更

豪雨災害をはじめとする自然災害の相次ぐ発生状況等を踏まえ、関係省庁では「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（内閣府防災）や「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」（国土交通省）等の更なる被害軽減に向けた検討が進められる中、気象庁においては「地域における気象防災業務のあり方（同検討会報告書）」（平成29年8月）や「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方（交通政策審議会気象分科会提言）」（平成30年8月）において、気象台の地域防災支援業務の方向性が示されることとなった。これらでは、相次ぐ自然災害による被害軽減のためには、地域の気象防災力を高め、迅速かつ確実な避難行動がとれるようにするための取組を、都道府県、市町村、関係省庁の出先機関等、地域の各主体が連携して推進することが重要とされ、気象台は、自治体や住民等における情報等の理解・活用を支援・促進し、地域防災に一層資する地域防災支援の取組を推進する方向性が示されることとなった。

（1）地方気象台等の体制変更

これら地域防災支援の取組を推進するため、地方気象台の業務・体制移行が平成31年の関東甲信地方を皮切りに令和4年度にかけて地方ごとに順次実施された。この体制移行に際しては、課の新設等といった組織再編を伴うものではないが、地方気象台が市町村等との緊密な連携関係を構築し、平時・緊急時に市町村に寄り添った支援を可能とするため、地域ごとの担当チーム「あなたの町の予報官」を台内横断的に編成するとともに、観測・予報業務については、地方気象台と管区気象台等の双方が緊密に連携し一体となって、より充実した予報・警報等が迅速に提供可能となるよう、予報業務の管区等への一部集約、目視観測の一部自動化及び夜間対応の宿直化等の業務最適化を図っている。

（2）本庁や管区気象台等の体制変更

地方気象台の体制変更の動きとも連動し、令和2年度の本庁組織再編の際には、地域防災支援に関する施策の全庁的な司令塔として企画課地域防災企画室の設置等が行われており、これらに引き続き、令和5年4月には管区・沖縄気象台においても体制変更を実施した。管区・沖縄気象台については、管内全体の地域防災支援の取組を一層推進するにあたり、管内の司令塔となる防災調整官の設置や、地域防災支援の中核組織となるべく地域防災推進課を設置したほか、地球環境・海洋業務の整理、東京管区気象台への観測予報課及び地震火山課の設置等、平成25年に実施した再編後の状況も踏まえ、地域防災支援の取組をはじめとした台内業務全体が効果的に実施されるための体制変更を実施した。

【第2節】現在の組織

1. 気象庁本庁

気象庁の長は、気象庁長官である。気象庁長官は、気象庁の事務を統括し、職員の服務について、これを統督している。また、「長官を助け、庁務を整理する職」として次長が、「長官を助け、重大な災害の予防に係る気象業務に関する事務を整理する職」として気象防災監が置かれている。

内部部局としては、総務部、情報基盤部、大気海洋部及び地震火山部の4部が置かれており、各部には課等が置かれている。課等には所掌事務を更に分掌する室や、課長等をサポートするスタッフ組織としての官が置かれている。

2. 地方支分部局

地方支分部局としては、本庁の下で全国各地の気象業務を行わせるため、ブロック機関として5つの管区気象台及び沖縄気象台が置かれ、その統轄下に、地方気象台及び測候所が置かれている。地方気象台（測候所）のうち航空気象業務を行うものが、航空地方気象台（航空測候所）である。

3. 施設等機関

施設等機関としては、気象研究所、気象衛星センター、高層気象台、地磁気観測所及び気象大学校が置かれている。気象研究所は、気象業務に関する技術に関する研究を、気象衛星センターは、気象衛星による観測及び気象通信等を、高層気象台は、高層気象に関する精密な観測等を、地磁気観測所は、地球磁気及び地球電気に関する観測等を、気象大学校は、気象庁の職員に対する教育訓練を、それぞれ行っている。

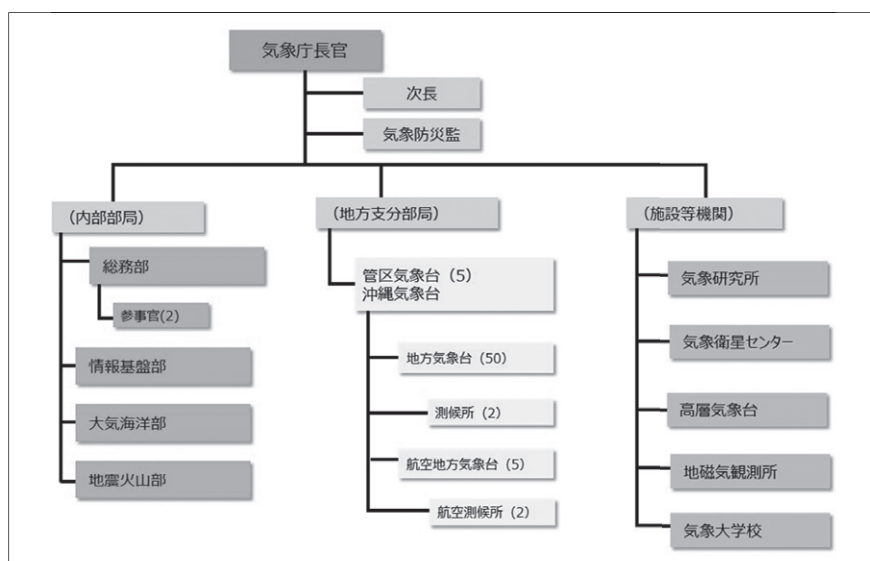


図 1-1-2-1 気象庁組織図（令和7年3月現在）

表 1-1-2-1 気象官署一覧（令和 7 年 3 月現在）

気象官署名	所在地
本庁	
気象庁	東京都港区虎ノ門3-6-9
管区・沖縄気象台	
札幌管区気象台	北海道札幌市中央区北2条西18-2
仙台管区気象台	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
東京管区気象台	東京都清瀬市中清戸3-235
大阪管区気象台	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
福岡管区気象台	福岡県福岡市中央区大濠1-2-36
沖縄気象台	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館
地方気象台	
函館地方気象台	北海道函館市美原3-4-4
旭川地方気象台	北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号
室蘭地方気象台	北海道室蘭市山手町2-6-8
釧路地方気象台	北海道釧路市幸町10- 3 釧路地方合同庁舎
網走地方気象台	北海道網走市台町2-1-6
稚内地方気象台	北海道稚内市開運2-2-1 稚内港湾合同庁舎
青森地方気象台	青森県青森市花園1-17-19
盛岡地方気象台	岩手県盛岡市山王町7-60
秋田地方気象台	秋田県秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎
山形地方気象台	山形県山形市緑町1-5-77
福島地方気象台	福島県福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎
水戸地方気象台	茨城県水戸市金町1-4-6
宇都宮地方気象台	栃木県宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎
前橋地方気象台	群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
熊谷地方気象台	埼玉県熊谷市桜町1-6-10
銚子地方気象台	千葉県銚子市川口町2-6431 銚子港湾合同庁舎
横浜地方気象台	神奈川県横浜市中区山手町99
新潟地方気象台	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
富山地方気象台	富山県富山市石坂2415
金沢地方気象台	石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎
福井地方気象台	福井県福井市豊島2-5-2
甲府地方気象台	山梨県甲府市飯田4-7-29
長野地方気象台	長野県長野市箱清水1-8-18
岐阜地方気象台	岐阜県岐阜市加納二之丸6
静岡地方気象台	静岡県静岡市駿河区曲金2-1-5
名古屋地方気象台	愛知県名古屋市千種区日和町2-18
津地方気象台	三重県津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎
神戸地方気象台	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎
彦根地方気象台	滋賀県彦根市城町2-5-25

気象官署名	所在地
京都地方気象台	京都府京都市中京区西ノ京笠殿町38
奈良地方気象台	奈良県奈良市西紀寺町12-1
和歌山地方気象台	和歌山県和歌山市男野芝丁4
鳥取地方気象台	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎
松江地方気象台	島根県松江市西津田7-1-11
岡山地方気象台	岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎
広島地方気象台	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館
徳島地方気象台	徳島県徳島市大和町2-3-36
高松地方気象台	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
松山地方気象台	愛媛県松山市北持田町102
高知地方気象台	高知県高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎
長崎地方気象台	長崎県長崎市南山手町11-51
下関地方気象台	山口県下関市竹崎町4-6-1 下関地方合同庁舎
佐賀地方気象台	佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎
熊本地方気象台	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎
大分地方気象台	大分県大分市長浜町3-1-38
宮崎地方気象台	宮崎県宮崎市霧島5-1-4
鹿児島地方気象台	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎
宮古島地方気象台	沖縄県宮古島市平良字下里1020-7
石垣島地方気象台	沖縄県石垣市字登野城428
南大東島地方気象台	沖縄県島尻郡南大東村字在所306
測候所	
帯広測候所	北海道帯広市東四条南9-2-1
名瀬測候所	鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町26-1 名瀬第2地方合同庁舎
航空地方気象台	
成田航空地方気象台	千葉県成田市古込字込前133 成田国際空港管理ビル内
東京航空地方気象台	東京都大田区羽田空港3-3-1
中部航空地方気象台	愛知県常滑市セントレア一丁目1番地
関西航空地方気象台	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地
福岡航空地方気象台	福岡県福岡市博多区大字雀居2025番地3
航空測候所	
新千歳航空測候所	北海道千歳市美々 新千歳空港内
那覇航空測候所	沖縄県那覇市字安次嶺531-3 那覇空港統合庁舎
施設等機関	
気象研究所	茨城県つくば市長峰1-1
気象衛星センター	東京都清瀬市中清戸3-235
高層気象台	茨城県つくば市長峰1-2
地磁気観測所	茨城県石岡市柿岡595
気象大学校	千葉県柏市旭町7-4-81

第2章 気象庁の予算

【第1節】予算構造

気象庁の昭和50年度の一般会計の当初予算額は351億円であり、うち人件費219億円(62.56%)、物件費131億円(37.44%)となっている。静止気象衛星「ひまわり8号・9号」の気象庁単独整備により、物件費の比率が最も高まった平成21年度一般会計当初予算は人件費367億円(57.45%)、物件費271億円(42.55%)となったが、これ以外の期間はおおむね人件費60%前半、物件費30%後半の比率で推移し、令和6年度の総額は549億円で人件費342億円(62.31%)、物件費207億円(37.69%)となっている。

50年前と比較して予算額が増えている原因としては、消費者物価指数(令和2年=100)が昭和50年の53.1に対して令和5年が105.6と約2倍の違いがあることや、政府職員の給与改善等に伴い人件費の一人当たりの単価が上がったことが考えられる。

【第2節】年代別の主な事項

本節では、直近50年を10年ごとに区分し、当初予算と補正予算それぞれについて主な予算額等について記載していく。

1. 昭和50年(1975年)～昭和59年(1984年)

(1) 当初予算

昭和50年度から昭和59年度までの当初予算額は毎年度増加し、約137億円の増となっている。これは、昭和52年度に打ち上げられた「ひまわり(初号機)」について、地上施設の整備経費等を計上したこと、また、政府職員の給与改善等に伴う人件費がほぼ毎年度増額となっているためである。

(2) 補正予算

この期間の主な補正予算としては、昭和59年度に「ひまわり2号」のイメージャ不具合を受け、「ひまわり3号」を昭和59年9月27日の運用開始に前倒しするため、宇宙開発事業団(現国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構)に対する委託費31億円を計上した。

2. 昭和60年(1985年)～平成6年(1994年)

(1) 当初予算

昭和60年度から平成6年度までの当初予算額について、「ひまわり2号」までは科学技術庁(現文部科学省)の全額負担であったが、「ひまわり3号」からは科学技術庁の一部負担で気象庁も経費を分担したこと等により、約136億円の増加となっている。なお、科学技術庁による費用の一部負担は「ひまわり5号」まで行われた。

(2) 補正予算

昭和 62 年度に「ひまわり 4 号」の本体やその打上げのための H-1 ロケットの開発に必要な宇宙開発事業団に対する経費の増額、高風丸代船建造等により、計 68 億円を計上した。

平成元年度から平成 3 年度まで毎年 10 ～ 20 億円規模の補正予算を計上しているが、その大半は政府職員の給与改善に伴う人件費の増額となっている。なお、平成 3 年度は 6 月 3 日に発生した雲仙岳噴火に関する火山監視体制の強化として 4 億円も含まれている。

平成 5 年度は 3 回の補正予算が組まれた年であり、第 1 次は前年度に開催された国連環境開発会議（地球サミット）で議題となった気候変動や温室効果気体等の観測を強化するための海洋気象観測船「凌風丸」代船建造等として 26 億円、第 2 次は、7 月 12 日の北海道南西沖地震の災害を受け、津波対策のための津波地震早期検知網の新規整備等として 35 億円、第 3 次は、オゾン層の破壊が国際的に問題になっていることから、庁舎の空調機に使用されていた特定フロンを代替フロンへ移行するための特定フロン対策施設整備等で 8 億円を計上しており、合計 69 億円となっている。

3. 平成 7 年（1995 年）～平成 16 年（2004 年）

(1) 当初予算

平成 7 年度から平成 16 年度までの当初予算額について、災害対応による増額など期間全体で約 10 億円増加し、特に平成 12 年度は、積極的予算として 640 億円が計上され、当初予算として令和 6 年度までの最大値となっている。

平成 12 年の運用開始を予定し、平成 6 年度から着手した「ひまわり 6 号」は航空ミッション（航空局）と気象ミッション（気象庁）機能を併せ持つ運輸多目的衛星としていたが、平成 11 年度に打上げが失敗した。「ひまわり 6 号」の整備は急務であることから、打上げ失敗後すぐに予算要求し、平成 12 年度歳出分として 34 億円が計上され、同ミッションの運輸多目的衛星として平成 16 年度に打ち上げ、平成 17 年度から運用を開始した。その間、観測の継続を図るため、米国 GOES-9 号によるバックアップ観測を行った。また、「ひまわり 7 号」も運輸多目的衛星として平成 12 年度から予算を計上し、平成 17 年度に打ち上げ、平成 18 年度から待機衛星とした。なお、経費については搭載ミッションごとに応分の負担をしている。

(2) 補正予算

主な補正予算について、平成 7 年度は、1 月 17 日の兵庫県南部地震を受けて、第 1 次にて計測震度計観測施設及び震度データ伝送装置の整備等で 48 億円、第 2 次にて計測震度観測施設の整備・強化等で 39 億円を計上し、計 87 億円となっている。

平成 8 年度には、台風第 18 号（9 月）により被災した南鳥島気象観測所の発動発電機等の整備をするため 21 億円を計上した。

平成 10 年度には、前年春からのエルニーニョ現象の影響で世界的な異常気象が発生したことから、海洋気象観測船「啓風丸」の代船建造による気候変動・地球環境対策の強化等の 37 億円を計上し、また、老朽化により翌年に廃止となる富士山レーダーの代替として静岡及び長野へ気象レーダー新設等の 14 億円を計上しており、計 51 億円となっている。

平成 11 年度には、台風第 18 号（9 月）など、毎年大雨災害が発生していることから、局

地的な大雨等の監視のため、上空の風を観測する局地的気象監視システム（ウィンドプロファイラ）の新規整備等として 21 億円を計上した。

平成 11 年度の 3 月 31 日に有珠山、平成 12 年度の 7 月 8 日に三宅島とたて続けに火山が噴火したことから、平成 12 年度は、火口周辺等危険地域における火山観測データの確保のための火山観測機器の整備及び機動観測業務の強化等で 49 億円を計上した。

平成 13 年度は、「電子政府の実現」に向けた気象観測資料のデジタル化及び電子データベースの構築で 3 億円、台風第 15 号（9 月）の災害を受け、地上回線途絶時のバックアップを図るため、商用衛星（CS）を活用する IT 防災気象情報伝達基盤の整備等で 16 億円を計上しており、計 19 億円となっている。

平成 16 年度には、平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨等による災害が発生したことを受け、観測機能を強化したドップラーレーダーを東京レーダー（千葉県柏市）に導入し、また、10 月 23 日の新潟県中越地震等による地震計の更新等で、計 13 億円を計上した。

4. 平成 17 年（2005 年）～平成 26 年（2014 年）

（1）当初予算

平成 17 年度から平成 26 年度までの当初予算額について、平成 21 年度から「ひまわり 8 号・9 号」が気象庁単独整備となったことから、平成 28 年度の打上げまで毎年約 70 億円を追加計上した。また、人件費においては、平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月まで東日本大震災等に対処するための臨時特例法（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律）が制定されたことにより給与特例減額措置が取られたため、当初予算額が減少している。

（2）補正予算

平成 18 年度は、9 月に宮崎県延岡市で、11 月に北海道佐呂間町において竜巻災害が発生したことを受けて、竜巻災害対策のための気象ドップラーレーダーの整備等として 26 億円を計上した。

平成 20 年度には、平成 20 年 8 月末豪雨による災害が発生したことを受け、気象ドップラーレーダーの整備等で 29 億円、6 月 14 日の岩手・宮城内陸地震の災害に伴うひずみ観測施設の整備等で 43 億円を計上し、計 72 億円となった。

平成 21 年度には、平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨や台風第 9 号（8 月）の災害を受け、局地的気象災害の監視・予測体制を強化する新たな局地的気象災害対策として、新たに高層気象観測データ統合処理システムを整備した。また、噴火警報等の精度向上、火山観測体制の大幅な強化として火山観測装置の新規整備等で計 62 億円を計上した。

平成 23 年度には、平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震による災害を受け、第 1 次にて地震観測ネットワークの復旧等で 77 億円、第 3 次にて巨大地震・津波に対する観測・監視体制の強化等で 77 億円を計上しており、地震に関連した補正予算は計 154 億円となった。この他、次期静止気象観測衛星の打上げ経費として 10 億円を計上し、合計 164 億円となっている。

平成 24 年度には、局地的大雨等の監視・予測に欠かせないウィンドプロファイラの更新・強化等として 50 億円を計上した。

平成 25 年度には、台風第 26 号（10 月）による伊豆大島を中心とした島嶼部の豪雨災害を受け、島嶼部における雨量観測網を強化し、また、フェーズドアレイレーダーを活用した研究環境の整備等で、計 12 億円を計上した。

平成 26 年度には、9 月 27 日の御嶽山の噴火災害における水蒸気噴火を踏まえ、御嶽山の火山活動の推移を把握するための観測強化や、47 ある常時観測火山すべてに対して火口付近へ熱映像監視カメラを整備するなど観測施設の増強、常時観測火山を見直し八甲田山等の 3 火山を追加するための総合観測点等の整備等、65 億円を計上した。

5. 平成 27 年（2015 年）～令和 6 年（2024 年）

（1）当初予算

平成 27 年度からの当初予算は、厳しい財政事情とともに効率化を進め徐々に減額となったが、令和 2 年 7 月の豪雨災害を契機に線状降水帯対策をより迅速に進めるべく、補正予算を含め増額傾向である。

また、国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算は、令和 3 年 9 月 1 日に発足したデジタル庁へ段階的に一括計上することとなり、気象庁所管の情報システムに関する一般会計予算も情報システムの分類に応じて段階的に一括計上されることになった。このため、令和 3 年度当初予算ではデジタル庁と各府省が共同で整備・運用する「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」に該当する数値解析予報システム及び気象資料総合処理システムの経費がデジタル庁への一括計上対象となり、令和 4 年度からは「各府省で整備・運用するシステム」が追加され、全ての情報システム関係予算が対象となった。

（2）補正予算

平成 30 年北海道胆振東部地震等の災害を受け、非常用発電機やバックアップ回線の整備等を行う気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保等で 36 億円を計上した。

令和 2 年 7 月豪雨では線状降水帯による甚大な災害が発生したことから、令和 2 年以降、毎年補正予算にて線状降水帯の予測精度向上・観測の強化を進め、段階的に防災気象情報の改善を図っている。令和 2 年度は、海上での水蒸気観測を強化するため、海洋気象観測船「凌風丸」の代船建造等として 60 億円を計上した。

令和 3 年度には、線状降水帯対策加速化のための線状降水帯予測スーパーコンピュータシステム整備等による予測の強化に加え、次期静止気象衛星搭載の最新センサ（赤外サウンダ）活用に係る技術開発、洋上観測の強化として船舶 GNSS 観測の拡充等で、275 億円を計上した。

令和 4 年度には、線状降水帯の予測精度向上の切り札である次期静止気象衛星の整備に着手するなど 664 億円を計上することとなり、これまでの補正予算の最大値となった。

令和 5 年度には、引き続き次期静止気象衛星の整備等の 290 億円の補正予算を計上しており、線状降水帯の予測精度向上等の取組に関する大型の補正予算を計上しているところである。

【第 3 節】空港整備特別会計の導入

空港整備特別会計は、航空輸送需要の増大に対処し、空港整備の促進と維持運営の円滑化を図るとともに、受益と負担の関係を明確にしつつ所要の財源を確保するため、昭和 45 年度に

空港整備特別会計法により設置された。その後、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)に基づき、空港整備特別会計が社会資本整備事業特別会計に統合されたことにより、空港整備事業等に関する経理は平成20年度から社会資本整備事業特別会計空港整備勘定として計上されたが、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第16号)に基づき、平成25年度をもって社会資本整備事業特別会計が廃止されたため、平成26年4月から借入金償還完了年度の末日までの間の経過措置として、自動車安全特別会計空港整備勘定に計上されている。自動車安全特別会計空港整備勘定の歳出には、東京国際空港をはじめとする空港の整備のための空港整備事業費、無線施設等の整備のための航空路整備事業費及び空港施設の維持運営や人件費等に充てる経費である空港等維持運営費等がある。

気象庁では、航空機の安全性、快適性、定時性及び経済性に資するために空港や上空の気象情報を提供しており、昭和46年度に大蔵省より航空気象業務を空港整備特別会計で経理することを検討するよう指示があった。当初、航空局は、受益者負担等の課題があるとしていたが、気象庁、航空局及び大蔵省主計局での協議の結果、昭和48年度予算から航空気象業務関係経費のうち、施設整備費(0.8億円)に限り空港整備特別会計で経理することとなった。昭和49年度から昭和52年度予算では、昭和48年度予算と同様に航空気象業務経費の施設整備費のみが空港整備特別会計となっている。そして、昭和52年度に、受益者負担の原則の観点から一般会計に計上されている航空気象業務経費を空港整備特別会計の経理に取り入れることとして同特別会計に移管することとする、との大蔵省の見解が示され、昭和53年度予算から航空気象業務経費(42億円)は人件費も含めすべて一般会計から特別会計に移管された。

1. 空港・航空路整備事業費

気象庁では、各時代の技術革新にあわせて様々なシステムを導入し、空港や上空の気象情報を提供しており、それらのシステムの整備に必要な経費を空港・航空路整備事業費として計上している。

昭和40年代は、航空機の事故が相次いだことや昭和42年に策定された空港整備五箇年計画等を踏まえて、各空港等に風向風速計、雲高測定器、温湿度計等の観測機器や無線模写受画機等の整備及び更新を行った。

昭和54年度(7億円)から、空港周辺の降水域を監視するため主要空港に空港気象レーダーの整備を行った。

昭和55年度(13億円)からは、NWW計画をもとにした「気象資料伝送網整備計画」に従い、各航空気象官署に気象資料伝送網を整備した。

昭和62年度(10億円)以降は、衛星資料を受信するため各空港に静止気象衛星資料受信装置を順次整備した。また、東京国際空港の沖合展開事業に伴い、観測機器等の整備を実施した。

昭和50年6月に米国ジョン・F・ケネディ国際空港で発生したダウンバーストによる旅客機の着陸失敗事故を受け、平成5年度(22億円)、平成6年度(29億円)には、空港周辺の風の急変域を監視するため、空港気象ドップラーレーダーを関西国際空港に整備している。これ以降、各空港気象レーダーは更新等に合わせてドップラーレーダーへ移行した。

平成5年の国際民間航空機関の理事会において、気象庁が東アジア・北西太平洋地域の火

山灰に関する支援情報を提供する地域センター（東京 VAAC）を担当することとなったため、平成 8 年度（32 億円）には気象衛星画像などから火山を監視し、火山灰の検出・解析、及び火山灰に関する情報提供をするために、航空路火山灰監視装置を整備している。

平成 11 年度（33 億円）には、日本周辺の雷の発生状況を監視するため、雷監視システムを整備した。

平成 16 年度（18 億円）、平成 17 年度（13 億円）に、東日本の気象資料伝送網を更新したことに合わせて、各種航空気象情報を航空利用者がインターネットで閲覧できる航空気象情報提供システムの運用を開始した。

平成 18 年度（19 億円）には、晴天時の空港周辺の風の急変域を監視するため、空港気象ドップラーライダーを東京国際空港に整備している。

平成 20 年度（27 億円）、平成 21 年度（16 億円）には、空港気象ドップラーレーダー及びライダーのデータを処理する空港気象ドップラーレーダー情報集約処理システム、全国の空港のリアルタイムの観測データを航空関係者に提供するための航空気象実況データ収集処理システム及び全国の雷データを収集し処理する雷監視システム中央処理局からなる航空気象観測総合処理システムを整備し、空港気象ドップラーレーダー、航空地上観測データ、雷観測データ等を一元的に処理することが可能となった。

平成 22 年度（7 億円）、平成 23 年度（11 億円）からは、東京国際空港を離着陸する航空機のため、周辺の局地的な現象予測を行うとしてスーパーコンピュータの整備経費の一部を空港整備事業費で計上した。

平成 25 年度（11 億円）には、空港出張所の観測所化に伴い、地域航空気象官署から担任空港の気象状況を遠隔で監視し、気象解説を行うため遠隔予報作成支援装置の整備を行った。

平成 26 年度（28 億円）、平成 27 年度（30 億円）には、観測の高精度化や運営経費の削減等のため、東京国際空港と関西国際空港に固体素子二重偏波を用いた空港気象ドップラーレーダーを整備し、その他の空港でも更新に合わせて移行していった。

平成 28 年度（29 億円）からは、空港の気象観測装置について、センターシステムによる観測データの集配信等にも対応した航空統合気象観測システムの整備を順次開始した。

令和 5 年度（46 億円）、令和 6 年度（25 億円）には、令和 7 年度の大阪・関西万博で計画されている空飛ぶクルマの運航のため、夢洲に航空統合気象観測システムを整備した。

2. 維持運営費

気象庁では、航空気象業務を実施するために整備している各システムや観測体制の維持・管理・運営に必要な経費を維持運営費として計上している。

昭和後期から平成 14 年頃まで空港の配置的側面からの整備が続いたことに伴い、航空気象業務も拡大していき、維持運営費は 100 億円を超えるほどにまで増加するとともに、平成 17 年度（105 億円）には定員も 884 名にまで達した。その後、航空業界を取り巻く情勢の変化から従前にも増して効率的な業務の実施が求められるようになっていった。そこで、平成 18 年度（104 億円）からは、情報通信技術が急速に発展したこともあり、遠隔で複数空港の飛行場予報の作成、提供を行うこととして効率化を図った。平成 25 年度（96 億円）からは空

港出張所等の観測所化（観測の委託化）を開始し、平成 29 年度（95 億円）からは、国際的な動向や技術開発の状況も踏まえ、一部の空港において航空気象観測の完全自動化を開始している。そのほかにも、観測システムについてはより耐障害性が高く、維持管理が容易なシステムへの更新を行ってきた。これらの取組によって維持運営費は漸減しており、令和 3 年度（85 億円）は平成 6 年度（86 億円）以来初めて維持運営費 90 億円を下回り、その水準は現在も続いている。

表 1-2-3-1 気象庁予算と予算定員の推移（令和 6 年 3 月現在）

	気象事業経常費									予算定員	
	一般会計				特別会計					一般 会計	特別 会計
	当初予算	補正予算	予備費	合計	空港等維持運営費	空港整備事業費等	補正予算	合計	単位		
昭和 47	17,848,396	452,384		18,300,780						6,432	
48	21,474,921	1,399,077	6,583	22,880,581		77,808		77,808	千円	6,493	
49	26,101,677	3,923,832		30,025,509		81,383		81,383		6,529	
50	35,023,082	107,488		35,130,570		125,221		125,221		6,530	
51	37,372,248			37,372,248		283,928		283,928		6,543	
52	39,205,426			39,205,426		351,579		351,579		6,589	
53	38,421,996			38,421,996	3,800,732	408,330		4,209,062		5,824	765
54	39,745,338			39,745,338	4,300,850	722,302		5,023,152		5,824	764
55	41,986,553	741,787		42,728,340	4,615,324	1,263,034		5,878,358		5,806	773
56	44,059,642	181,886		44,241,528	5,054,616	1,584,329		6,638,945		5,774	781
57	46,553,199			46,553,199	5,482,181	1,092,400		6,574,581		5,741	778
58	48,078,744			48,078,744	5,522,980	1,005,696		6,528,676		5,701	785
59	48,742,841	3,138,630		51,881,471	6,642,917	548,800		7,191,717		5,670	786
60	45,518,980			45,518,980	6,481,471	559,500		7,040,971		5,636	782
61	46,375,920		572,158	46,948,078	6,350,846	755,970		7,106,816		5,613	773
62	46,761,737	6,846,124		53,607,861	6,208,397	976,920		7,185,317		5,587	777
63	46,889,598	519,651	48,172	47,457,421	6,349,501	1,019,478		7,368,979		5,581	767
平成 元	48,107,855	1,187,204		49,295,059	6,107,465	774,900		6,882,365		5,560	771
2	49,183,500	2,031,794		51,215,294	6,424,312	791,150		7,215,462		5,530	777
3	51,726,789	1,929,140		53,655,929	6,675,094	1,561,147		8,236,241		5,508	778
4	56,354,679	36,455		56,391,134	7,016,065	1,989,047		9,005,112		5,471	793
5	58,275,526	6,918,177		65,193,703	7,987,383	2,170,650		10,158,033		5,430	846
6	59,077,757	384,361		59,462,118	8,576,957	2,919,600		11,496,557		5,408	855
7	59,427,607	8,698,215		68,125,822	9,033,265	2,476,000		11,509,265		5,379	862
8	59,350,589	2,110,288		61,460,877	9,146,028	3,238,100		12,384,128		5,362	858
9	59,959,241			59,959,241	9,126,480	1,593,900		10,720,380		5,343	863
10	61,131,670	5,109,911		66,241,581	9,408,076	1,027,800		10,435,876		5,333	851
11	62,186,860	2,079,482	197,044	64,463,386	9,544,230	3,295,500		12,839,730		5,315	844
12	63,950,929	4,869,348	1,266,421	70,086,698	9,622,709	2,743,000		12,365,709		5,283	845
13	63,242,478	1,914,907		65,157,385	10,231,392	2,048,800		12,280,192		5,254	844

	気象事業経常費									予算定員	
	一般会計				特別会計					一般 会計	特別 会計
	当初予算	補正予算	予備費	合計	空港等維持運営費	空港整備事業費等	補正予算	合計	単位		
14	62,739,629	410,558	207,400	63,357,587	10,410,451	1,865,000		12,275,451	千円	5,208	852
15	61,398,545	1,354		61,399,899	10,385,623	1,657,000		12,042,623		5,175	850
16	60,353,582	1,277,073		61,630,655	10,544,149	1,838,700		12,382,849		5,122	872
17	59,733,863	1,221,735		60,955,598	10,527,736	1,326,230		11,853,966		5,074	884
18	57,456,730	2,621,789		60,078,519	10,363,224	1,899,000		12,262,224		5,029	848
19	57,049,809	47,767		57,097,576	10,493,004	1,898,772		12,391,776		4,942	843
20	57,434,897	7,163,399		64,598,296	10,191,048	2,675,647	1,598,800	14,465,495		4,848	852
21	63,795,111	6,162,575	183,942	70,141,628	10,323,164	1,605,866		11,929,030		4,777	841
22	61,989,395		929,225	62,918,620	10,455,306	743,008		11,198,314		4,701	838
23	59,035,063	16,419,978		75,455,041	10,249,760	1,082,000	329,000	11,660,760		4,621	833
24	58,884,351	4,985,682		63,870,033	10,131,379	683,500	517,000	11,331,879		4,565	817
25	55,665,495	1,234,534		56,900,029	9,605,260	1,065,500	15,000	10,685,760		4,527	762
26	58,482,853	6,490,701		64,973,554	9,825,306	2,843,240		12,668,546		4,537	688
27	58,692,370	524,494		59,216,864	9,771,842	2,993,400		12,765,242		4,542	625
28	58,728,403	500,391		59,228,794	9,490,837	2,913,700	327,000	12,731,537		4,598	571
29	57,405,132	502,727		57,907,859	9,500,940	5,513,200	89,000	15,103,140		4,586	534
30	56,803,328	3,598,804		60,402,132	9,096,040	4,004,700	1,202,000	14,302,740		4,554	524
令和 元	60,764,625	908,151		61,672,776	9,208,249	4,055,600		13,263,849		4,537	502
2	59,491,716	6,027,357		65,519,073	9,101,628	5,758,580		14,860,208		4,521	486
3	57,230,272	27,456,250		84,686,522	8,540,485	3,577,800		12,118,285		4,502	478
4	53,147,004	66,388,707		119,535,711	8,777,300	2,823,800		11,601,100		4,562	468
5	54,224,995	29,016,506		83,241,501	8,016,466	4,592,500		12,608,966		4,583	442
6	54,931,357			54,931,357	8,777,411	2,536,700		11,314,111		4,597	433

(1) 予算

- 1) 空港整備特別会計の記載のため昭和48年度からとしているが、気象事業経常費に関する昭和47年度以前分については、100年史に記載があるため割愛した。
- 2) 令和3年度以降の予算額には、デジタル庁一括計上予算を含めて記載している。

第3章 気象庁の庁舎

【第1節】気象庁庁舎の変遷

気象庁は、明治8年に①旧赤坂区溜池葵町（港区虎ノ門2丁目付近）の庁舎で業務を開始し、明治15年に②旧麹町区代官町旧本丸（皇居北桔橋門付近）、大正9年に③旧麹町区元衛町（千代田区大手町）、昭和39年に④千代田区大手町（前庁舎とは別地）へとそれぞれ拠点を移し、令和2年に現在の、⑤港区虎ノ門に移転した。

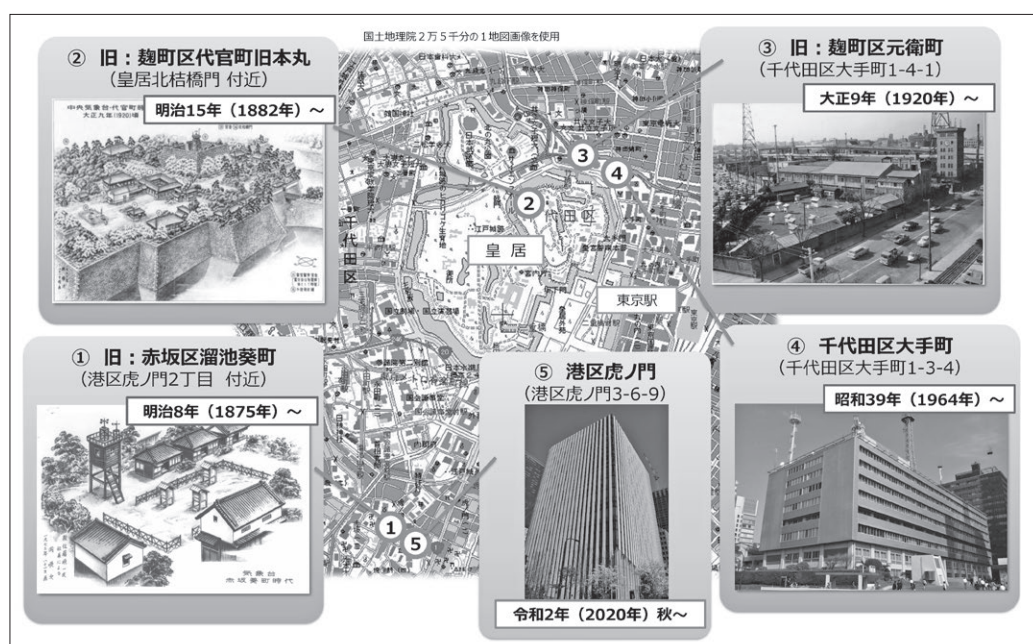


図 1-3-1-1 令和2年（2020年）末、気象庁が明治8年（1875年）にはじめて観測を開始した虎ノ門へ移転

【第2節】大手町庁舎

千代田区大手町の庁舎建設用敷地 8,557 坪は、昭和 29 年に建設省から、更に昭和 33 年に大蔵省から所管換を受けたもので、この土地に、関東地方建設局により、鉄骨鉄筋コンクリート造り、地上 8 階、地下 2 階の本庁舎が、昭和 36 年から 3 年かけて建設され、昭和 39 年 3 月に竣工した。

この頃の日本経済は高度成長期を迎え、昭和 39 年 10 月の東京オリンピック開催に向け、道路、鉄道、空港などの交通インフラや、競技場、宿泊施設などの整備が大規模に行われるなど、都市の発展と近代化が急速に進む中、気象業務は、国際的にも国内的にも発展途上にあつたため、将来の業務発展に伴う組織体制や設備拡張に備えるべく、増築が可能であることを設

計条件として建設された。

完成当時の庁舎は、西側地上 8 階建ての屋上に測風塔とレーダー塔が設置され、東側の一部は低層 3 階建ての L 字型の構造になっており、庁舎北東側には高さ 50m の筑波山向けマイクロ鉄塔も整備された。その後、気象業務は想定どおりの発展に伴い、昭和 42 年には、気象資料自動編集装置の整備に合わせ東側庁舎の上に 4、5 階を増築し、昭和 57 年には、気象資料伝送網の整備に合わせ、更に 6～8 階を増築するとともに耐震改修工事も実施され、総 8 階建ての本庁舎が完成した。

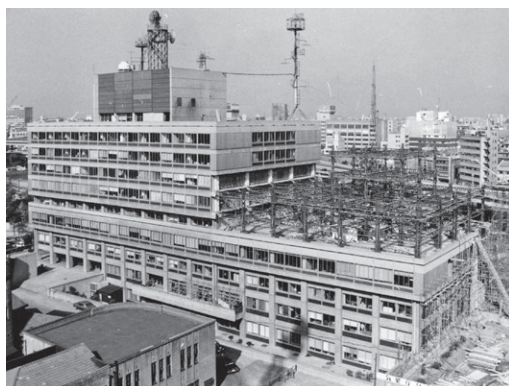


図 1-3-2-1 庁舎増築工事中



図 1-3-2-2 昭和 57 年 庁舎増築工事後

それから 25 年後の、平成 19 年 6 月に、平成 18 年 7 月閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」を受けて、財務大臣主催の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」の報告が取りまとめられ、大手町庁舎の移転、建設計画が示され、気象庁の主要部分は霞ヶ関近辺（虎ノ門）へ、その他の情報システム等は清瀬市等を移転候補地とされた。

同報告書には、移転に伴う必要経費の増加を最小限に抑えるため、移設可能な情報システム等については更新整備の際、順次清瀬市にある気象衛星センターの敷地に移設することや、大型の風洞設備はつくば市にある高層気象台の敷地に移設すること、これまで隣接していた観測露場についても移転先の確保が必要であることなどが明記された。

令和 2 年に PFI 事業により虎ノ門庁舎の竣工、移転完了をもって、気象業務の大いなる変革期において、その拠点となった大手町庁舎は、56 年の歴史に幕を閉じ、令和 3 年 12 月に財務省へ引継がれた。

【第 3 節】虎ノ門庁舎

1. 虎ノ門への移転に向けて

平成 19 年 6 月「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」の報告書を受け、気象庁では、同月開催の庁議において、庁内に「気象庁庁舎移転に関する検討委員会」を設置し、総務課及び施設物品管理室を事務局として、虎ノ門への移転に向けて、新庁舎における施設設備内容やシステム構築方法などの様々な検討を行うこととされた。そして虎ノ門に

新設される建物は、建設及び庁舎維持運営についてはPFI（Private Finance Initiative）方式を前提に、港区立教育センターとの合築で計画を立てることとされた。

このようなことから移転に関する膨大な関連業務を実施するために、平成20年度から本庁総務部総務課に専門職、係長、主任の3名を配置し、庁内・関東地方整備局・港区・PFI事業者との調整、要求水準書の取りまとめを行わせることとした。

2. PFI事業の実施

平成19年6月の本庁庁舎虎ノ門移転決定以降、平成20年12月関東地方整備局内に、「気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）が設置され、この委員会での審議を経て、平成21年4月には、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）の規定により、「民間資金等活用事業（PFI事業）」（以下「本事業」という。）の発注者である関東地方整備局等は、気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業の実施に関する方針を定めて、内容を公表し本庁庁舎移転に向けた本事業が、本格的なはじまりとなった。

この実施方針公表後に、民間事業者からの意見招請も行い、十分に実効性があると判断されたことから、本事業を特定事業に選定、平成21年6月に、客観的評価結果を公表した。

平成21年8月に、入札参加企業を選定するための総合評価落札方式による入札公告が行われ、国及び港区は、有識者等委員会に入札者が提案する事業計画に対する評価について審査を委託し、第一次及び第二次審査を経て、同年12月に3グループから大成建設グループが選定された。

平成22年1月に、発注者である関東地方整備局等と落札者の大成建設グループの各構成員及び協力企業との間で、事業を円滑にするための基本方針を定めた基本協定が締結されるとともに、同年2月には、大成建設グループの構成員で本事業の実施を目的とする特別目的会社「輻絵（ともえ）サイエンスパートナーズ株式会社」（以下「SPC」という。）が設立され、発注者とSPCの間では、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めた事業契約を締結した。

しかし、事業契約締結後に東京都及び港区からまちづくりへの強い要望を受けることになり、当初の「総合設計制度」から「再開発等促進区を定める地区計画」（以下「地区計画」という。）へ移行し、整備手法の見直しを行った。地区計画の実施に当たっては、隣地の開発事業者と共同で、区道の新設等を行う必要が生じ、整備範囲や費用負担等に係る隣地事業者との調整・協議に相当時間を要することとなり、平成23年3月から平成24年12月の間、事業の一部（設計業務）を一時中止とした。

事業の一部一時中止の解除後、必要な調整作業を進めていたが、沿道関係地権者調整が難航し、港区から地区計画の策定が当面困難と報告されたことから、設計業務をこれ以上進めることは困難と判断し、平成25年10月から平成27年4月の間、再び事業の一部を一時中止とした。

このように、2度にわたる事業の一部一時中止（中止期間約3年）を経て、設計業務が本格的に動き出し、建設工事に向け動きが加速した。

3. 虎ノ門庁舎建設から引き渡し

建設工事にあたっては、まず、既設建物の解体工事と地中障害物の撤去が必要となった。これに先立ち、平成 28 年 7 月に気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター新築工事作業所が発足し、各種調査、計画を進めながら、解体工事に着手した。解体する物は、旧全国町村会館の地下躯体と、旧港区立^{ともえ}榎絵小学校の杭抜き工事で、想定外の地下躯体の存在等の影響で、全体工程は切迫したが、平成 29 年 3 月から新築工事に着手し、同年 6 月に事業者側による地鎮祭が執り行われた。

建設工事は、仮設工事、山留工事、根切工事、躯体工事、外装工事、内装工事、電気設備工事及び機械設備工事が順次行われ、着手から完成までは 3 年間の月日を要し、事業者側で延べ約 25 万人が、この建設工事に従事した。

このように、一部一時中止期間などもあったことから、事業開始当初に想定がなされていた庁舎完成予定より大幅に遅れが生じたものの、気象庁・港区立教育センターは、令和 2 年 2 月に完成し、気象庁と港区に引き渡された。結果的に、当初の平成 25 年度入居予定から 7 年遅れて、計画当初から数え 13 年が経過して、入居することとなった。

4. 虎ノ門庁舎の特徴

虎ノ門庁舎は、防災対応型庁舎であると同時に、港区立教育センターとの合築で、みなと科学館と気象科学館が併設され、建物・設備には様々な配慮や特徴がある。

気象庁、港区立教育センター、みなと科学館、気象科学館などへの一般来庁者は、それぞれの形態に合わせた動線を確認し、セキュリティエリアと一般開放エリアを、明確に区分している。

また、災害時における業務継続のために、庁舎 1 階床下に免震ピットを持つ中間免震構造になっており、5 階、9 階のオペレーションルーム他必要な場所には、縦免震設備が設置され、あらゆる地震成分に対して、リスクを最小化するハイブリッド免震構造としている。電気のインフラにおいては、商用電源は 3 回線スポットネットワーク方式（1 回線でも通電されていれば停電しない。）とし、発動発電機は 2 台（燃料は 7 日分備蓄）設置され、UPS 給電と発動発電機給電で、商用電源が停電した場合も全体の約 8 割は給電できるものとした。

さらに、中央管理室が設置され、警備監視、電気設備監視、機械設備監視等を 1 か所で集中的に行うことで、入居機関全体で非常時対応が、スムーズに行われることとなる。

5. 「庁舎管理室」の設置

虎ノ門庁舎の庁舎維持管理・運営は、PFI 事業として SPC が一括して行うこととなり、港区立教育センターと合築庁舎であることから、防災対応を含む庁舎運用や庁舎修繕等については、庁舎に係る意見・要望を取りまとめた上で、入居機関、SPC との調整が必要となる。

このため、これらの調整業務を的確かつ効率的に実施し、更には庁舎の利便性を向上させるとともに、気象庁側の対応窓口を一本化するために、総務部総務課庁舎管理官が総括する「庁舎管理室」を設置した。

「庁舎管理室」には、庁舎管理第一係、第二係及び第三係を置き、PFI 事業の業績監視及び

港区立教育センターとの窓口業務等を担っている。

6. 維持管理・運営業務

令和2年2月に完成し引き渡しを受け、令和2年3月からSPCによる維持管理・運営業務が開始されることとなった。

港区は、みなと科学館の開館も含めて、同年4月から業務を開始することとなった。一方、気象庁は、気象科学館が令和2年7月から庁舎移転に先駆けて開館した。また、令和2年4月以降において順次各業務システム移設や什器類の整備を行い、同年11月から12月までの5週間にわたり引越しをした。なお、虎ノ門庁舎での正式な業務開始日については、幹部職員が執務を開始した令和2年11月24日である。

SPCにおける維持管理・運営業務は、維持管理6業務と、運営2業務からなっている。維持管理6業務は、定期点検等及び保守業務、運転・監視及び日常点検・保守業務、清掃業務、執務環境測定業務、修繕業務、エネルギー管理及び環境衛生管理に関する技術支援、また、運営2業務は、警備・庁舎運用等業務（警備、庁舎運用、電話交換及び公用車運行管理）、福利厚生諸室運営業務（売店、書店、自動販売機、食堂及び喫茶）を行うこととなった。これらの各業務については、事業契約で令和12年3月31日までの10年1か月行うものとした。

第4章 人材の確保、育成

【第1節】気象庁の定員の歴史

気象庁の定員は、昭和52年度には6,589人となった。翌年度も同数であり、この2年間で定員のピークであった。昭和44年に行政機関の職員の定員に関する法律（昭和44年法律第33号）及び行政機関職員定員令（昭和44年政令第121号）（以下「総定員法等」という。）が制定され、政府全体の総定員の上限を法律で定め、その下で一律的な定員削減計画（府省全体の削減（合理化）割合等が閣議決定され、それに基づき各府省の削減（合理化）目標数が定められる。府省全体の削減（合理化）割合等を1年度あたりに換算すると、第1～2次計画（昭和43～49年度）は約1.5%、第3～10次計画（昭和50～平成16年度）は約1%、第11～14次計画（平成17～令和6年度）は約2%であった。）を実施し、削減された定員を新規の行政需要に再配分する方法に改められた。気象庁の定員は総定員法等の制定後も増加傾向にあったが、昭和54年度以降は減少に転じることとなった。

その後、毎年40～60人程度の定員合理化が実施され定員の減少傾向が続く中、平成5年度は関西国際空港の開港（平成6年9月4日）に向けて、大阪管区気象台総務部関西国際空港準備室への増員が認められ、前年度より12人増の6,276人となった。前年度に比べ定員が増となったのは、昭和52年度以来16年ぶりである。その後も定員の減少傾向が続き、平成16年度の定員は6,000人を割り、5,994人となった。平成18年度には「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）及び第11次定員合理化計画により、この時点では定員が減少に転じた昭和54年度以降最大となる81人の定員減となった。これ以降も、現在に至るまでの間、定員合理化計画により100人を超える定員合理化が毎年のように実施され、定員の減少傾向が続くこととなった。

この間、中央省庁再編が行われた平成13年1月には、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）」に基づき措置された定員340人が、総定員法等による定員に繰り入れられている。

平成28年度には、御嶽山噴火災害を契機とした火山監視・情報発表体制、火山活動評価体制及び火山機動観測体制の強化等の増員が認められ23年ぶりの定員増となるが、その後も定員の減少傾向は続き、令和3年度の定員は5,000人を割り、4,980人となった。しかし、令和4年度には、線状降水帯の予測精度向上に向けた技術開発推進体制の強化、新たな地域防災支援に向けた体制強化等により、平成以降で最多の増員が認められ、再び定員は5,000人を超えることとなった。これ以降も、地域防災支援体制の強化を中心に増員が認められ、令和6年4月1日現在の定員は5,030人となった。

なお、平成27年度以降、高齢者活躍及びワークライフバランス推進に関する定員等、社会構造の変化に合わせて新たな定員が措置されており、各部局の実情に合わせて有効活用している。

昭和53年、平成5年、平成18年、平成28年、令和4年及び令和6年の各時点における定員は表1-4-1-1に示した。

表1-4-1-1 気象官署定員の変遷

官署名	年度	昭和53年度 (1978年度) 定員	平成5年度 (1993年度) 定員	平成18年度 (2006年度) 定員	平成28年度 (2016年度) 定員	令和4年度 (2022年度) 定員	令和6年度 (2024年度) 定員	備考
		人	人	人	人	人	人	
気象庁（本庁）		1,251	1,130	1,210	1,463	1,598	1,593	
施設等機関								
気象研究所		187	180	174	183	179	171	
気象衛星センター		289	228	205	145	91	84	昭和52年4月1日 設置
高層気象台		41	34	30	26	18	18	
○地震観測所		14	16					平成7年4月1日 廃止
地磁気観測所		54	47	42	30	29	29	
気象大学校		103	100	95	94	92	92	
札幌管区気象台								
札幌管区気象台(本台)		181	181	188	193	200	191	
○岩見沢測候所		15	10					平成18年10月1日 廃止
○小樽測候所		5	3					平成11年3月1日 廃止
○倶知安測候所		9	8					平成18年10月1日 廃止
○寿都測候所		8	9	7				平成20年10月1日 廃止
○千歳航空測候所		53						昭和63年7月20日 名称変更 (新千歳航空測候所に変更)
新千歳航空測候所			53	95	66	47	46	昭和63年7月20日 名称変更 (千歳航空測候所から変更)
稚内地方気象台		47	48	37	36	29	30	
○北見枝幸測候所		5	5					平成16年10月1日 廃止
網走地方気象台		29	32	29	31	25	26	
○雄武測候所		5	3					平成16年10月1日 廃止
○紋別測候所		12	11	7				平成19年10月1日 廃止
旭川地方気象台		34	37	29	31	25	26	
○羽幌測候所		5	3					平成11年3月1日 廃止
○留萌測候所		12	11	7				平成20年10月1日 廃止
釧路地方気象台		45	48	31	33	27	28	
○根室測候所		32	28	21				平成22年10月1日 廃止
帯広測候所		21	22	14	14	12	13	
○広尾測候所		5	3					平成11年3月1日 廃止
室蘭地方気象台		22	26	29	31	25	26	
○浦河測候所		17	13	7				平成21年10月1日 廃止
○苫小牧測候所		7	7					平成16年10月1日 廃止
○森測候所		3	3					平成14年3月1日 廃止
○江差測候所		10	9	7				平成19年10月1日 廃止
函館地方気象台					32	26	27	平成25年10月1日 設置
仙台管区気象台								
仙台管区気象台(本台)		167	169	177	178	189	179	
○石巻測候所		10	9					平成15年3月1日 廃止
○仙台航空測候所		6	12	85	53	40		令和5年4月1日 廃止
青森地方気象台		33	39	30	31	26	31	
○むつ測候所		5	3					平成10年3月1日 廃止
○深浦測候所		7	7					平成16年10月1日 廃止
○八戸測候所		12	9	7				平成19年10月1日 廃止
秋田地方気象台		60	57	39	37	31	35	
盛岡地方気象台		35	37	31	31	26	30	

官署名	年度	昭和53年度 (1978年度) 定員	平成5年度 (1993年度) 定員	平成18年度 (2006年度) 定員	平成28年度 (2016年度) 定員	令和4年度 (2022年度) 定員	令和6年度 (2024年度) 定員	備考
○宮古測候所		13	10	7				平成19年10月1日 廃止
○大船渡測候所		9	9					平成18年10月1日 廃止
山形地方気象台		29	32	30	31	26	30	
○酒田測候所		12	14	7				平成21年10月1日 廃止
○新庄測候所		6	4					平成10年3月1日 廃止
福島地方気象台		29	37	31	31	26	31	
○若松測候所		13	9	7				平成22年10月1日 廃止
○白河測候所		5	3					平成10年3月1日 廃止
○小名浜測候所		13	9	7				平成20年10月1日 廃止
東京管区気象台								
東京管区気象台(本台)		135	130	115	114	120	116	
○大島測候所		18	19	11				平成21年10月1日 廃止
○三宅島測候所		12	11	10				平成21年10月1日 廃止
○八丈島測候所		39	35	21				平成21年10月1日 廃止
○富士山測候所		19	19	5				平成20年10月1日 廃止
東京航空地方気象台		113	89	111	72	66	82	
宇都宮地方気象台		26	26	31	31	26	26	
○日光測候所		5	3					平成9年3月1日 廃止
前橋地方気象台		25	25	32	31	27	27	
熊谷地方気象台		21	24	30	31	28	28	
○秩父測候所		6	3					平成10年3月1日 廃止
水戸地方気象台		22	24	29	31	27	27	
○筑波山測候所		4						昭和61年4月5日 廃止
銚子地方気象台		27	26	29	31	27	27	
○千葉測候所		8	7	7				平成22年10月1日 廃止
○館山測候所		13	13					平成18年10月1日 廃止
○勝浦測候所		5	6	6				平成19年10月1日 廃止
横浜地方気象台		28	27	32	33	28	28	
長野地方気象台		26	28	33	33	29	29	
○松本測候所		14	13	8				平成19年10月1日 廃止
○諏訪測候所		5	3					平成9年3月1日 廃止
○飯田測候所		9	9					平成18年10月1日 廃止
○軽井沢測候所		8	8	7				平成21年10月1日 廃止
甲府地方気象台		23	24	30	31	26	26	
○河口湖測候所		5	3					平成15年10月1日 廃止
名古屋地方気象台		82	71	58	54	67	71	
○伊良湖測候所		5	3					平成9年3月1日 廃止
○名古屋航空測候所		31	39					平成17年2月17日 廃止
静岡地方気象台		26	28	33	34	29	33	
○浜松測候所		9	8					平成17年10月1日 廃止
○三島測候所		7	3					平成15年3月1日 廃止
○御前崎測候所		11	10	8				平成22年10月1日 廃止
○網代測候所		7	6					平成15年10月1日 廃止
○石廊崎測候所		5	3					平成15年10月1日 廃止
岐阜地方気象台		25	26	32	31	26	31	
○高山測候所		10	8					平成17年10月1日 廃止
津地方気象台		24	26	31	31	26	30	
○四日市測候所		6	3					平成9年3月1日 廃止
○尾鷲測候所		12	9	7				平成19年10月1日 廃止
○上野測候所		5	3					平成9年3月1日 廃止
新潟地方気象台		80	68	56	55	66	71	
○新潟航空測候所		12	13					平成17年2月17日 廃止

年度 官署名	昭和53年度 (1978年度) 定員	平成5年度 (1993年度) 定員	平成18年度 (2006年度) 定員	平成28年度 (2016年度) 定員	令和4年度 (2022年度) 定員	令和6年度 (2024年度) 定員	備考
○高田測候所	10	8	7				平成19年10月1日 廃止
○相川測候所	17	16	7				平成19年10月1日 廃止
富山地方気象台	24	35	29	31	25	30	
○伏木測候所	5	3					平成10年3月1日 廃止
金沢地方気象台	28	29	30	32	26	31	
○輪島測候所	31	25	20				平成22年10月1日 廃止
福井地方気象台	34	35	30	32	26	31	
○敦賀測候所	8	7					平成17年10月1日 廃止
成田航空地方気象台			63	46	34	27	平成16年4月1日 設置 (新東京航空地方気象台を 成田航空地方気象台に改める)
○新東京航空地方気象台	137	89					昭和52年12月20日 設置、 平成16年4月1日 廃止 (成田航空地方気象台に改める)
中部航空地方気象台			55	40	30	27	平成17年2月17日 設置
大阪管区気象台							
大阪管区気象台(本台)	180	231	199	207	232	227	
○大阪航空測候所	52	51	17	16			平成29年4月1日 廃止
京都地方気象台	22	24	29	31	26	30	
○姫路測候所	7	6					平成15年3月1日 廃止
○洲本測候所	6	6					平成15年3月1日 廃止
○豊岡測候所	13	12	7				平成19年10月1日 廃止
奈良地方気象台	20	23	30	31	26	30	
彦根地方気象台	22	25	29	31	26	30	
○伊吹山測候所	7	3					平成6年6月24日 廃止
和歌山地方気象台	25	29	32	32	27	31	
○潮岬測候所	32	27	22				平成21年10月1日 廃止
広島地方気象台	83	72	56	53	67	70	
○呉測候所	6	4					平成14年3月1日 廃止
○福山測候所	6	5					平成14年3月1日 廃止
○広島航空測候所	11	11					平成18年4月1日 廃止
鳥取地方気象台	27	35	30	31	26	30	
○米子測候所	30	26	20				平成20年10月1日 廃止
○境測候所	5	5					平成15年3月1日 廃止
松江地方気象台	41	43	33	33	27	31	
○浜田測候所	12	16	7				平成19年10月1日 廃止
○西郷測候所	16	16	8				平成20年10月1日 廃止
岡山地方気象台	28	35	31	31	26	30	
○津山測候所	6	6					平成14年3月1日 廃止
高松地方気象台	76	71	51	52	60	69	
○多度津測候所	5	4					平成13年3月1日 廃止
松山地方気象台	37	37	31	31	25	30	
○宇和島測候所	9	8					平成17年10月1日 廃止
徳島地方気象台	30	28	30	31	25	30	
○剣山測候所	10	3					平成6年6月24日 廃止
高知地方気象台	33	36	31	33	27	31	
○室戸岬測候所	22	20	10				平成20年10月1日 廃止
○清水測候所	16	14	7				平成19年10月1日 廃止
○宿毛測候所	5	4					平成13年3月1日 廃止
神戸地方気象台				33	26	31	平成25年10月1日 設置
関西航空地方気象台			147	66	62	57	平成6年6月24日 設置
福岡管区気象台							
福岡管区気象台(本台)	184	184	199	197	208	191	

官署名	年度	昭和53年度 (1978年度) 定員	平成5年度 (1993年度) 定員	平成18年度 (2006年度) 定員	平成28年度 (2016年度) 定員	令和4年度 (2022年度) 定員	令和6年度 (2024年度) 定員	備考
○飯塚測候所		6	3					平成13年3月1日 廃止
○福岡航空測候所		63	62	131	66			平成30年4月1日 廃止
○長崎航空測候所			11					平成2年6月8日 設置 平成18年4月1日 廃止
下関地方気象台		30	33	30	31	30	30	
○萩測候所		6	3					平成13年3月1日 廃止
○山口測候所		7	6	5				平成22年10月1日 廃止
大分地方気象台		32	36	30	31	30	30	
○日田測候所		6	4					平成13年3月1日 廃止
佐賀地方気象台		21	23	29	31	30	30	
熊本地方気象台		38	41	31	31	31	31	
○阿蘇山測候所		10	11	6				平成21年10月1日 廃止
○人吉測候所		5	3					平成12年3月1日 廃止
○牛深測候所		6	3					平成14年3月1日 廃止
○佐世保測候所		5	3					平成13年3月1日 廃止
○雲仙岳測候所		6	7					平成17年10月1日 廃止
○福江測候所		17	18	13				平成21年10月1日 廃止
○厳原測候所		17	18	13				平成21年10月1日 廃止
○平戸測候所		6	4					平成12年3月1日 廃止
鹿児島地方気象台		97	87	70	72	86	82	
○枕崎測候所		5	5					平成15年10月1日 廃止
○阿久根測候所		5	3					平成12年3月1日 廃止
○屋久島測候所		6	6	6				平成20年10月1日 廃止
○種子島測候所		28	26	11				平成19年10月1日 廃止
名瀬測候所		51	49	32	18	15	15	
○沖永良部測候所		6	6	6				平成20年10月1日 廃止
○鹿児島航空測候所		20	20	15	17			平成30年4月1日 廃止
宮崎地方気象台		42	40	30	31	30	30	
○延岡測候所		6	6					平成12年3月1日 廃止
○都城測候所		5	3					平成12年3月1日 廃止
○油津測候所		6	6					平成15年10月1日 廃止
長崎地方気象台					31	30	30	平成25年10月1日 設置
福岡航空地方気象台						61	58	平成30年4月1日 設置
沖縄気象台								
沖縄気象台 (本台)		121	125	137	122	128	118	
○名護測候所		4	4					平成14年3月1日 廃止
○久米島測候所		9	10					平成16年10月1日 廃止
那覇航空測候所		56	58	82	50	41	40	
南大東島地方気象台		47	41	27	20	16	14	
宮古島地方気象台		40	46	26	26	19	19	
石垣島地方気象台		57	55	35	29	21	21	
○与那国島測候所		12	12	9				平成20年10月1日 廃止
○西表島測候所		3	3					平成14年3月1日 廃止
海洋気象台								
○函館海洋気象台		101	100	79				平成25年10月1日 廃止
○神戸海洋気象台		85	83	90				平成25年10月1日 廃止
○長崎海洋気象台		85	77	75				平成25年10月1日 廃止
○舞鶴海洋気象台		75	70	68				平成25年10月1日 廃止

1) 廃止官署 (○) はこの表に関連する官署のみ記載している。

2) 各年度の定員は年度末時点の予算定員を記載している。

【第2節】職員採用の歴史

気象庁職員の採用は、主に、人事院が実施する国家公務員採用試験（以下「採用試験」という。）により行っている。

採用試験のうち、総合職試験（院卒者試験）及び総合職試験（大卒程度試験）（Ⅰ種試験及び上級甲種試験を含む。以下「総合職試験等」という。）並びに気象大学校学生採用試験（以下「気大試験」という。）からは、気象庁の幹部候補を採用しており、総合職試験等からは10名程度を、気大試験からは15名程度を、毎年採用している。また、一般職試験（大卒程度試験）（Ⅱ種試験、上級乙種試験及び中級試験を含む。以下「一般職大卒試験等」という。）及び一般職試験（高卒程度試験）（Ⅲ種試験及び初級試験を含む。以下「一般職高卒試験等」という。）からは、気象・地震火山等の観測や予報、地域防災支援などの業務に従事する職員を採用しており、過去50年において、当初は採用試験による採用の中で一般職高卒試験等からの採用が最も多かったが、大学進学率の上昇等により、平成10年度以降は、一般職大卒試験等からの採用が最も多くなっている。さらに、平成29年度から始めた気象庁経験者採用試験（係長級（技術））（以下「経験者試験」という。）により、全国の気象台における観測予報業務や地震火山業務等の現場を支える即戦力となる人材として、気象や地震火山、情報システム、防災等に関する知識や経験がある者を毎年15名程度採用している。

採用試験による採用のほか、必要に応じて選考による採用を行っており、海洋気象観測船の船員、施設等機関の研究官、気象大学校の教官等の官職の募集、気象庁採用選考試験（課長補佐級・係長級職員）（以下「選考試験」という。）等による採用も行っている。

また、過去には、終戦直後に大量採用した職員の多くが退職することとなった昭和60年代に人材を大量に確保する必要があったことから、新規採用に加え、定年退職した者を再び採用する再任用を行うとともに、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の採用を行った。

少子化や若い世代のキャリア意識の変化等により、国家公務員の志望者減少、若年層職員の離職率の増加といった人材確保に係る危機的な状況が見られる近年、デジタル化の進展など今後大きく変容する状況に対応していくための人材をいかに確保するかが重要な課題となっている。このため、気象庁においても、新たに経験者試験及び選考試験からの採用を行うこととしたほか、職場体験イベントなどの広報活動にも取り組み、人材確保に努めている。

【第3節】人材育成の歴史

1. 研修の変遷

気象庁で実施する研修については、気象庁研修会議規則（昭和41年気象庁訓令第6号）によって設置された気象庁研修会議（委員長は気象庁長官。以下「研修会議」という。）において、その基本方針及び毎年度の研修計画立案の方針に関する事項等を審議している。

研修会議における過去50年の審議のうち特筆すべきものとしては、平成8年度及び平成17年度に行われた研修制度の見直しに関することが挙げられる。

平成8年度の研修制度の見直しは、気象審議会より、昭和63年5月に気象審議会答申第

17 号「気象庁における地球科学に関する新たな研究及び技術開発の課題とその推進方策について」を、平成 4 年 3 月に気象審議会答申第 18 号「社会の高度情報化に適合する気象サービスのあり方について」を、それぞれいただき、気候モデルの開発等技術開発の推進、局地的な量的予報の推進、防災気象情報の高度化など、社会情勢の変化に応じた技術の高度化が求められていく中、また、当庁職員の大半を占めていた一般職高卒試験等採用者に代わって一般職大卒試験等採用者の割合が増加していく中で、昭和 48 年当時の気象業務、職員構成等の状況を基に策定された研修体系を見直す必要が生じたことから行われたものである。検討作業は平成 5 年度から始まり、平成 8 年 3 月の研修会議において「気象庁における研修制度のあり方」として取りまとめられた。これにより、技術開発・管理・指導能力の養成を目的とした特修科を新設するとともに、気象業務関連基礎力の養成を目的とした基礎科と実務研修を目的とした技術科を合わせた 3 科に研修を分類した上で、採用試験に応じた研修ルートが示されることとなり、気象業務の高度化、職員構成の変化等に対応した研修体系が確立された。

平成 17 年度の研修制度の見直しは、平成 8 年度の見直し後、観測・予報・通信技術等の技術革新により、地方气象台において自動化等による業務の効率化が進む一方で、社会の高度化により地域のニーズへの対応を求められるようになってきた中で、地方職員の技術力、部外対応力の強化等の課題が生じたことから行われたものである。検討作業は平成 14 年度から始まり、平成 17 年 2 月の研修会議において「気象庁研修制度の見直しについて」として取りまとめられた。これにより、地方職員を対象として各役職別に必要な知識・技術の修得及び向上を目的とした階層別研修と各級官署別の職員を対象として業務に特有な専門的知識・技能の修得及び向上を目的とした専門別研修に研修を大別した上で、部外機関の積極的な活用も含めた研修実施機関の役割分担が示されることとなり、各役職別と各級官署に必要な知識・技術を付与するための研修体系が確立された。

その後も研修会議では毎年審議が行われ、新型コロナウイルス感染症対策を契機として令和 2 年度から当庁のより多くの研修で取り入れることとなったオンライン研修の実施体制、地域防災支援業務を円滑に実施することを目的として令和 2 年度から開始された地域防災支援業務研修、最新の人工知能技術に関する基礎的な知識・技術を習得することを目的として令和 3 年度から開始された次世代 AI 基礎研修等についての方針を取りまとめ、研修の円滑な推進に寄与している。

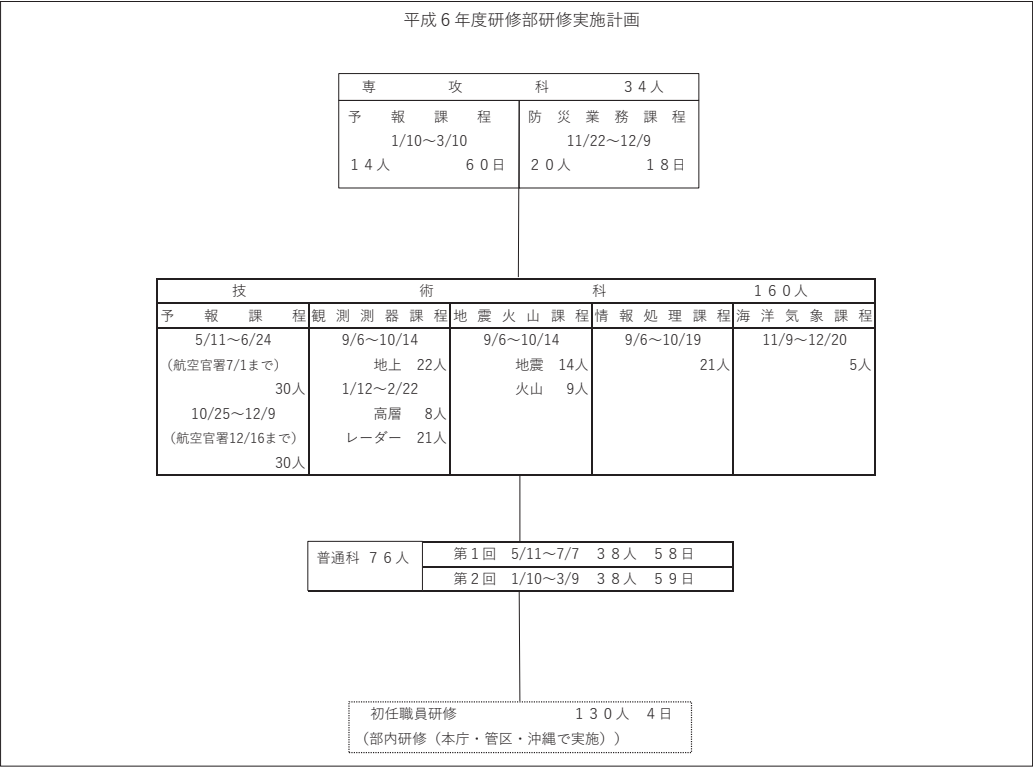


図 1-4-3-1 昭和48年度から平成7年度までの研修体系 (図は平成6年度時のもの)

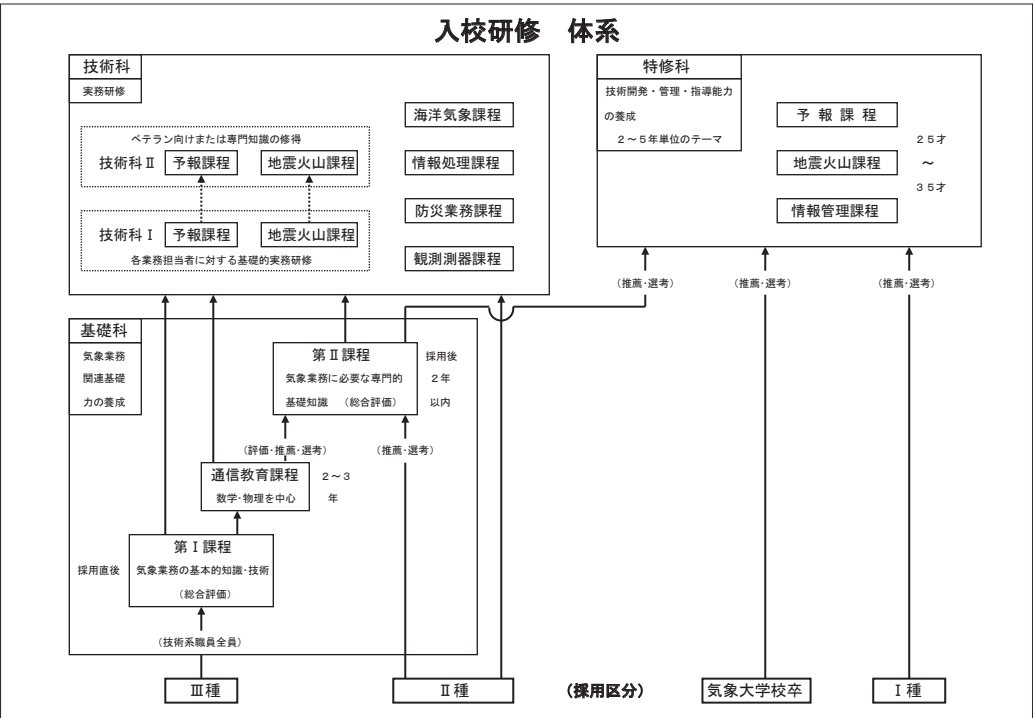


図 1-4-3-2 平成8年度から平成16年度までの研修体系 (図は平成8年度時のもの)

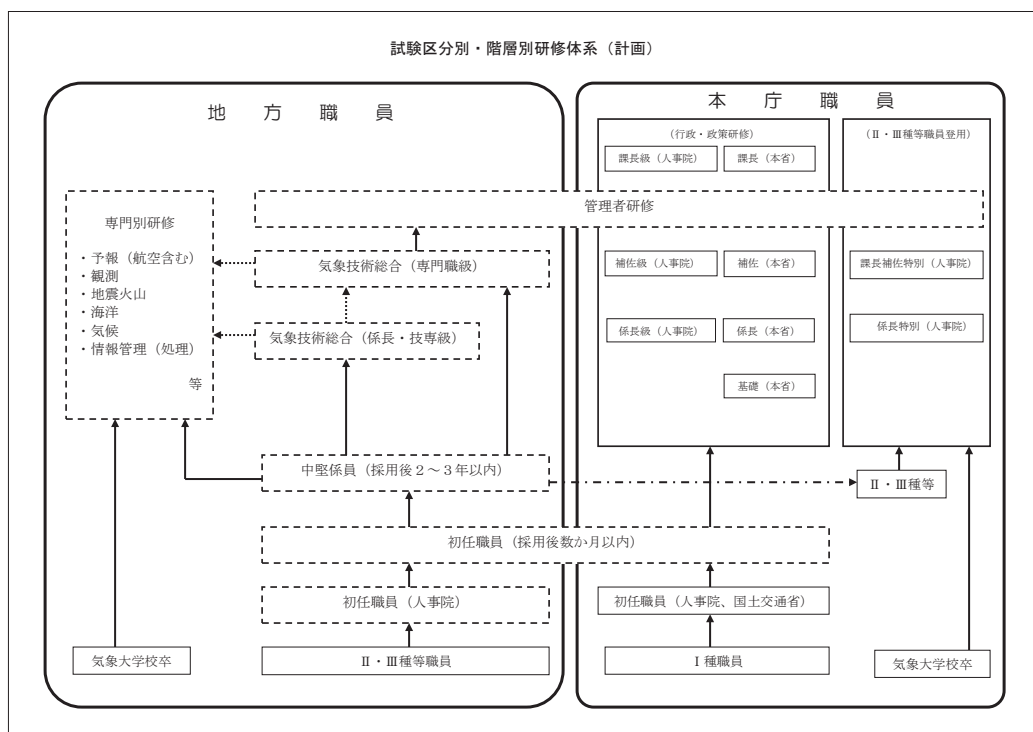


図 1-4-3-3 平成17年度から現在までの研修体系（図は平成17年度時のもの）

2. 地方気象台等における業務改善プロジェクト

「地方気象台等における業務改善プロジェクト（以下「地台プロジェクト」という。）」は、人材育成や対外的な対応能力を向上させるため、関係機関との連携・技術開発・調査等の業務強化の取組を地方気象台等が立案・応募し、その中から管区気象台や本庁がプロジェクトを選定・支援するものとして、平成 11 年度から令和 3 年度まで実施した取組であり、この間、延べ 300 の地台プロジェクトが実施された。

（1）プロジェクトの背景

地台プロジェクト開始の背景として、観測・予報・通信技術等の技術革新により、地方気象台において自動化等による業務の効率化が進んでいたこと、また、国の行政組織のあり方が抜本的に見直される動きの中、中央のみならず地方でも効率化等の見直しが求められたこと、更には情報通信ネットワークの発展により、地域においても多様な気象サービスを受け取ることが可能となりつつあった中で、気象台としても地域のニーズへの対応を求められる状況下におかれたこと等があった。この状況を踏まえ、平成 10 年 5 月に「地方気象台業務の今後の進め方について」として庁の方針をとりまとめ、この中で「業務の改善に答えるためには、職員の絶えざる資質の向上や都道府県等との連携・協力が必要とされており、その実施にあたっては地方気象台等の業務の強化・改善への自主的な取組が望ましい」として示した方針を実施するものであった。

（2）取組内容

本プロジェクトの開始から 10 年以上経過した平成 22 年度には、その進め方について再検

討を行った。同年度の業務課長会議においても意見交換を実施し、地方官署の意見も踏まえ「本庁提案のテーマによる地台等プロジェクトの新設」「地方提案の地台等プロジェクトの継続」「管区・沖縄気象台主導による普及・啓発用資料の作成・更新等」「部外講師謝金の継続」の4つの方策を有機的に連携させ、地台等の地方官署の技術力、部外対応力の強化等のニーズに多角的に取り組めるよう改善を行うことを12月の庁議で決定し、平成23年度から本庁提案テーマを導入した。

平成26年度には、他に実施している各種検討会等と内容が重複してきていることに起因し、地方気象台の負担が増してきているなど状況が変化する一方、人材育成・発掘という観点でのメリットも勘案し、運営の見直しを行った。具体的には、意欲ある官署が負担感なく取り組めるよう、報告されたデータ処理ツール等をイントラネットで共有し誰でも利用可能にすることや、プロジェクトの採否に係る審査の簡素化等を行った。

その後、「地域における気象防災業務のあり方検討会」の報告書「地域における気象防災業務のあり方（平成29年8月10日）」を踏まえ、庁全体の方針として、地域における気象防災力の向上に資する取組をより一層推進することとなった。この中で、庁内の「地域防災支援」に関する各プロジェクトの枠組みが見直され、地台プロジェクトについても、平成30年度以降、地域防災支援業務の強化に関係する取組を積極的に推進することとした。

令和3年度には、新型コロナウイルス感染症対策やワークスタイル改革等により、オンライン環境を活用した業務推進が進んだことで、本庁と気象官署との間における意見・情報交換、及び、気象台と自治体等関係機関との間における打合せやワークショップ開催などが、これまで以上に高頻度で実現できるなど、より効率的な業務遂行が可能となった。地方官署への業務支援については、こうしたオンラインを活用した自治体等との関係構築をより一層促進させるために必要な環境整備や技術研鑽支援等の取組といった時代に沿った支援に軸足を移していくこととし、地台プロジェクトは、その役割を果たしたものとして終了した。

【第4節】気象大学校

気象大学校は、気象庁職員に対して専門的な知識・技術に係る教育・研修を実施している。大学部では気象大学校学生採用試験によって採用された学生に、教育課程として、大学設置基準に準拠した人文科学、社会科学、外国語などの一般教養及び数学、物理学、気象学、地震・火山学などの基礎・専門の学術を、特修課程として、防災行政、業務演習、観測実習、職場実習などの気象業務に必要な専門知識及び技術を教授している。また、研修部では全国の気象官署に勤務する職員を対象に、気象業務に必要な専門の知識及び技術の向上を図ることを目的として教育及び訓練を実施している。

大正11年10月に前身にあたる中央気象台附属測候技術官養成所が創設されて以来、令和4年に気象大学校は創立100周年を迎え、その長きにわたって「職員の技術力・能力向上を通して、指導的な役割を果たす職員を育成し、気象業務の基盤を支えるとともに、国民の安全・安心の確保や公務の信頼の向上にも大きく貢献」したことが評価され、第36回（令和5年度）人事院総裁賞を受賞した。

本章では、はじめに気象大学校の100年間の歩みを概観する。そして、大学部における教

育研修は、大きくは社会全般が求める気象業務の変化に即した気象庁の人事政策の一環として随時改善を加えられてきたものであることを踏まえ、「気象百年史」以降の主要な動向として、大学部のカリキュラムの変遷と卒業生の学位取得について記述する。

1. 沿革

気象大学校の前身である中央气象台附属測候技術官養成所は、大正 11 年 10 月、多くの測候技術者の人材育成が求められたことから、東京大手町の中央气象台庁舎内で創設され授業を開始した。第一次大戦後、科学技術の革新・近代化が急速に進む中、当時の測候所では主に中学校卒業生が気象観測に従事する体制であり、高度の学問技術が気象界で要請されていた。養成所では、気象事業の特性に合った学校を創ることに目標を置き実践した。数学、物理学、気象学、地震学など地球物理学全般について、旧制大学前期並みのレベルの高い授業を行っていた。

創設から間もない大正 12 年 9 月、関東大震災が発生し、中央气象台も大きな被害を受け、大正 14 年 1 月には、中央气象台構内に養成所校舎が落成している。昭和に入ると、不況とそれに伴う財政緊縮により、昭和 7 年から 2 年間、養成所は生徒募集を行っていない。一方、本科 15 名が卒業した昭和 12 年の翌年には国家総動員法が公布され、採用人数は年を追うごとに増え、軍からの委託生も入り、昭和 14 年には「中央气象台附属気象技術官養成所」と改称し、戦線の拡大もあり、昭和 17 年には軍などからの委託生も含め入学生は 200 名近くとなった。このため、校舎が手狭となり、昭和 18 年には一部を、現在の気象大学校が所在している千葉県東葛飾郡柏町（現 柏市）に移転し、翌年には養成所本部も柏に移転した。

終戦後 GHQ の指令を受け、昭和 26 年 4 月に中央气象台気象技術官養成所は廃止され、中央气象台研修所となり、气象台職員の再教育のみを行う機関となった。昭和 31 年 7 月には中央气象台が気象庁に昇格したことに伴い、中央气象台研修所も気象庁研修所と改称された。研修所となってから 8 年が経過した昭和 34 年 4 月、高等教育を受けた気象技術者が不足する一方、一般大学卒業生の採用も思うように進まなかったことから、高等部（2 年制）を設置した。

昭和 37 年 4 月、運輸省設置法の一部改正によって気象庁研修所は気象大学校に改称され、2 年制の大学部が置かれた。当時、一般大学への進学率が年々高まっていたこと等を背景に、昭和 39 年 4 月には大学部が 4 年制となった。この 4 年制の課程が現在まで続いている。

その後、昭和 45 年 3 月には図書館が、昭和 50 年 7 月には新しい寄宿舍（智明寮）が竣工している。その後も、昭和 62 年 6 月には第一校舎、翌 63 年 8 月には実験棟である第二校舎が竣工するなど教育環境も整えられた。なお、気象大学校構内には、大手町の気象庁本庁に設置されていた東京レーダーが、都市化の影響を受けるようになったことから、平成元年に移設・設置されている。

2. カリキュラム改訂

気象大学校大学部のカリキュラムは、大学部学生として採用した職員が卒業後に必要とする知識や技術の変遷への対応及び学生^{かんよう}のより円滑な学力涵養の実現を主な目的として、昭和 45 年度に制定されたものを昭和 59 年度に改訂し、次いで昭和 59 年度版を平成 9 年度に、さら

に平成9年度版を平成20年度にと、計3度の改訂を経た。これらの改訂で、カリキュラムの問題点洗い出しと改訂案作成といった実際の作業は、昭和49年度の教授会決議に基づいて設置したカリキュラム検討委員会（平成8年度から教科検討委員会に改称、平成20年度改訂時には大学部教育体系検討委員会作業部会）が担った。

（1）昭和59年度改訂

この改訂は、制定以降14年にわたって用いられてきた昭和45年度版カリキュラムに関して、必修単位数が多く学生への過度の負担になって学習への自主性を阻害している、及び教科目の編成上の重複や内容更新の必要が生じてきた、などの弱点を、教官と学生の双方が認識するに至ったことを契機として着手した。

この改訂にあたっては、文部省の大学設置基準でも教育効果と学生の負担を勘案するよう指摘されていることを考慮し、学生の学習実態の調査や、教科目各分野内及び分野間相互の調整を行った。その結果、卒業に必要な単位数を158単位から144単位へ（うち、必修単位数を114単位から60単位へ）と減らし、数学原論や原子物理学概論など7科目を廃止して地球物理学演習や生物学など6科目を新設した。さらに科目名と講義内容をより明示するよう変更（例えば実験Ⅲを地球流体実験に改称）し、ナンバリング（Ⅰ、Ⅱ、ⅢやA、B、Cなど）を付すことなどにより整理する、などの改訂を行った。

（2）平成9年度改訂

この改訂は、総務庁行政監察局が平成6年度に実施した「附属機関等実態調査」に係る、平成6年11月末の気象大学校への行政監察実地調査及び平成7年3月の文書による追加調査の過程で示された、気象大学校大学部の必要性に関する質問への対応を主たる目的として行われた。この調査は、大学設置基準に準拠する必要から気象大学校のカリキュラムが一般大学の理学部地球物理学科と同等の内容となっており差別化が不足していること、人文科学や語学科目の履修状況に科目ごとに履修者数に偏りがあって非効率なこと、気象大学校が大学部を設置した昭和30年代後半と比較して一般大学で地球物理学を専攻する学生数が増大したため気象庁独自に大学レベルの教育研修を高校卒業時点で採用した職員である大学部学生に行う必要性が薄れているとみなせること、などを指摘した。

この指摘を受けて、気象大学校は平成7年12月に行政監察勧告対策委員会を設置し、同委員会の下にカリキュラム分科会を設けてカリキュラム改訂の骨格を定めたうえで、翌年度の平成8年4月から同分科会を教科検討委員会に改称し、カリキュラム移行措置を含めた改訂案を作成した。今次の改訂は、それまでの教養課程と専門課程を統合して一般課程と命名し、この課程の授業科目を教養・基礎・専門に系列化したうえで、専門系列には気象庁の業務に対応した気象・地震火山・環境科学などの分野を設置することによって、平成3年度に改正された大学設置基準が認めたカリキュラムの弾力的な編成の実現をも意図した。気象庁の業務の特質に見合った授業科目の増強（特に第4学年次に各分野の授業科目を増強する）、気象業務の高度化と多様化に対応した専門科目の拡充と数学・物理学・情報科学等の基礎科目の強化、人文科学・社会科学・第2外国語の科目の効率化（教育学や社会思想史、ドイツ語及びロシア語の廃止と中国語の新設）、気象業務の実践的知識や技術を教授するための特修課程の充実、などを要点とした。

(3) 平成 20 年度改訂

平成 18 年 5 月に開催された、政府の行政減量・効率化有識者会議第 15 回の席上、総人件費改革の一環として気象大学校大学部の評価・検証の実施と結果の公表を求める意見が出され、同意見は「国の行政機関の定員の純減方策について（平成 18 年 6 月閣議決定）」への付帯事項とされた。気象庁は、これへの対応を外部有識者からなる「気象業務の評価に関する懇談会」に付託し、平成 19 年 2 月の同懇談会大学部評価部会委員による実地視察を経て、平成 19 年 3 月に「気象庁における人材確保・育成と気象大学校の評価」として結果を公表した。この評価・検証の過程で、気象大学校卒業生が「防災気象の最前線である地方気象台等における地域気象業務の指揮・統率を担うことのできる人材」（同報告書）たるべきことが改めて示され、そのような人材を育成するために、自然現象全般にわたる深い知識、調整・指揮能力と幅広い関連知識、危機管理能力の 3 つを身につけることが必要であるとの指摘がなされた。

気象大学校は、前回改訂から 8 年を経る平成 17 年度からカリキュラム委員会が次回改訂の検討に着手していたが、この報告書の指摘に対応し、学生が 3 つの資質をより確実に習得できる態勢を実現するため、平成 19 年度に大学部教育体系検討委員会を新たに設置し、平成 20 年度カリキュラム改訂へと結実させた。今次の改訂は、以下の 4 点を特徴としている。まず、気象業務教育の強化のため、集中講義を中心としていた従来の特修課程に代えて、定常的な授業として気象業務教育系列を設け、同系列下に防災論・業務論を置いて教育内容と時間数を拡充し、さらに業務訓練として気象庁本庁及び地方官署に学生を一定期間配置する職場実習を新設する。第 2 に、専門系列に数値モデル論・情報管理学の 2 分野を新設して業務技術の高度化に対応し、気象学分野では大気大循環論、メソ気象学の教科目を設けて専門教育を充実させる。第 3 に、基礎系列を整理して、数学分野での教授内容を地球物理学に関連の深いものに厳選し、物理数学を強化する。第 4 に、教養系列の人文科学・社会科学分野に行政学、公法、経営学、災害心理学など、気象業務に関連する題材を積極的に取り上げるとともに、外国語分野を言語文化分野に改めるとともにコミュニケーション演習を新設し、言語によるコミュニケーション能力の向上を図る。

3. 学位

平成 3 年 4 月に「国立学校設置法の一部を改正する法律」が公布され、学位授与機構（現大学改革支援・学位授与機構）が新設された。同機構は、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことを業務の一環としている。一方で気象大学校は、2 年制大学部設置から 2 年経過後の昭和 39 年 4 月に大学部を 4 年制に改めて以降、文部省が定める大学設置基準に準拠した教育研修を行ってきた。

この学位授与機構新設にともなって、気象庁人事課及び気象大学校は、文部省所管の大学ではない気象大学校の課程修了者に対して同機構から学位が授与される可能性が開かれることを認識し、学生が学位を取得することの利点を検討した。その結果、学位が取得できるということが、気象大学校の社会的価値を高めより優秀な人材の確保に有益であること、学生の勉学意欲や公務員としての使命感を高めること、卒業後の配属先や人事交流の受け入れ先がより重要なポストへ拡大して一層の活躍が期待できること、などを理由として、学位授与に必要な課程

認定審査への申請を行うこととした。学位授与機構が設立準備段階にあった平成2年度末から、課程認定に向けた気象庁・気象大学校内での準備及び文部省・同機構との調整を進め、機構発足後の平成3年12月6日の同機構による実地調査を経て、同年同月18日付で、大学の学部に対応する教育を行う課程として認定を得た。平成4年3月には卒業生11名が最初の理学士学位取得者として学位授与機構発行の学位記を授けられた。

第5章 審議会・法律

【第1節】審議会

1. 気象審議会（昭和31年から平成13年まで）

気象審議会は、気象業務に関する重要事項を調査・審議する気象庁長官の諮問機関として、昭和31年の中央气象台から気象庁への昇格と同時に設けられた。

委員として気象業務に関係の深い産業界や学識者、行政機関から30名弱が選出され、総会が年に1回程度開催されるとともに、不定期に特定のテーマで集中的に複数回の審議を行う数名程度の委員による部会が設置された。気象庁長官からの「諮問」を受けて、部会によって具体の議論がなされ、総会で審議されて「答申」として取りまとめられるという流れが多い。また、気象審議会として意見を取りまとめて気象庁長官に進言する「建議」もなされたことがある。同審議会における諮問・答申の歴史は各時代における気象業務の特に重要な課題を反映していると言える。

本項では、「気象百年史」掲載以降（昭和49年以降）に開催された、気象審議会における審議の経緯について述べる。

（1）観測・予報業務に関する審議（昭和年代）

気象審議会は、昭和31年から昭和48年末までに35回開催されて、気象業務の大綱や長期計画等が審議され、その答申は気象業務の大きな方向付けに寄与してきた。一方で、昭和41年に開催された第20回気象審議会あたりから、業務全般にわたり積極性をもった答申が行われるようになった。

その方向性は、昭和46年の「気象業務整備5か年（昭和47年～51年）計画の大綱について」（答申第9号）以降、より顕著となっていく。気象業務全般に係る大きな方向性のみならず、時代の流れを受けたより個別具体の課題について、専門部会が設けられて集中的に審議がなされ、総会で答申されることが増加した。

特に昭和年代においては、気象庁が現在実施している各種の観測・予報の基盤となった諮問答申がなされた。また、昭和50年代後半以降には、オゾン層破壊や地球温暖化問題など、全球的規模の課題に対する諮問答申がなされ始めたことも特徴的である。

以下に、個別のテーマで審議された各諮問答申について述べる。

ア. 気象衛星の長期構想について（昭和50年3月建議第1号）

昭和45年6月に気象審議会へ「『世界気象監視（WWW: World Weather Watch）計画』の一環としてのわが国気象業務の整備強化について」が諮問され、審議会の下にWWW部会が設けられて調査審議され、同年7月に答申がなされた。答申以降もWWW部会は継続して活動し、その結果として、昭和50年3月26日に「気象衛星の長期構想について」について、気象庁長官に対して建議を行った。

建議では、この頃既に昭和52年を目途とした打上げに向けて準備が進められていた静止気

象衛星に関する事項に加え、昭和 60 年代前半を目途とした極軌道衛星の実用化に向けた検討も含め、国際的な諸計画との整合性に留意しつつ関係機関の協力を得て具体化を図っていくべき衛星系の長期構想が示された。

イ、昭和 52 年における 4 つの諮問答申（答申第 10 号～第 13 号）

昭和 46 年 7 月の「気象業務整備 5 か年（昭和 47 年～ 51 年度）計画の大綱について」（気象審議会答申第 9 号）以降、当該答申による中長期の計画を受けた対応に意が注がれていたため、間に建議（「気象衛星の長期構想について」（昭和 50 年 3 月））が挟まれたものの、特に諮問はなされていない状況となっていた。

昭和 52 年 3 月に、新しい行政需要（気候変動、東海地震襲来説、海洋開発等対応策の基本計画策定）に対応するため、同時に 4 つの諮問を行い、それぞれに以下の専門部会が設けられて審議がなされた。

- ① 短時間予報部会…短時間予報体制強化の方針についての審議
- ② 気候調査部会…気象災害に関わる気候調査研究体制整備の方針についての審議
- ③ 地震予知部会…第 4 次地震予知計画に関する気象庁地震業務の将来計画についての審議
- ④ 海洋部会…海洋観測システムの整備とその成果の利用促進の方針についての審議

上記の①、②、④における審議の結果については、昭和 52 年 8 月 16 日に、それぞれ「短時間予報体制強化の方針について」（気象審議会答申第 10 号）、「気象災害にかかわる気候調査研究体制整備の方針について」（気象審議会答申第 11 号）、「海洋観測システム整備とその成果の利用促進の方針について」（気象審議会答申第 12 号）として、答申がなされた。また、上記の③については、少し後の昭和 52 年 11 月 24 日に「第 4 次地震予知計画に関する気象庁地震業務の将来計画について」（気象審議会答申第 13 号）として、答申がなされた。

答申「短時間予報体制強化の方針について」では、自然災害の変化や防災体制の高度化に伴って地域的・時間的にきめ細かい確な量的予報が求められていることを受けて、数年来整備を進めてきたレーダー観測網や地域気象観測システム（AMeDAS）等による異常気象の監視体制の強化を踏まえ、これら観測資料を活用し短時間予報の予測技術の開発を図るとともに、予報の実施体制の整備や気象情報の伝達の改善を図るべきとされた。

答申「気象災害にかかわる気候調査研究体制整備の方針について」では、異常気象の頻発を背景に、国内外の異常天候の検知やそれら資料のデータバンクの整備・強化、長期予報の精度向上に係る技術開発や体制の強化、気候変動に関する調査研究の推進等を図るべきとされた。

答申「海洋観測システム整備とその成果の利用促進の方針について」では、増大かつ多様化する海上交通や、漁業、海洋資源開発の安全対策及び効率化のために広範囲の海域にわたる精度の高い海洋気象情報が求められていることを受けて、これに必要な海洋観測体制の強化や、海洋観測資料の解析及び情報提供の体制整備等を図るべきとされた。

答申「第 4 次地震予知計画に関する気象庁地震業務の将来計画について」では、昭和 52 年 4 月に地震予知連絡会に東海地域判定会が発足するなど、地震予知の実用化に踏み出しつつあることを踏まえ、地震予知のための常時監視体制の整備強化や、観測データ収集・処理体制の確立等を図るべきとされた。

ウ、今後の航空気象業務整備に関する方策について（昭和 55 年 7 月 答申第 14 号）

航空予報業務に関する諮問答申は、昭和 31 年の航空気象業務を含む全般的な「気象業務の改善方針」及び昭和 41 年の「航空機の航行安全確保のための航空気象業務の整備強化の方策について」の 2 回実施されてきた。ジャンボ機等の航空機の発達やコンピュータ処理による飛行計画システム等の運行管理・管制等の技術革新など、航空交通の増大・多様化や運航技術の高度化等に伴い、気象情報の利用の仕方や必要とする内容の変化が生じてきていることを背景として、航空気象業務に関する 3 度目の諮問がなされた。

答申では、航空気象業務の今後の方策に関して、国際標準規程である WMO 技術規則第 II 巻（ICAO 第 3 附属書）を規範とする旨等の基本的な考え方や航空気象情報の改善、今後の具体の整備方針等が示された。

エ、気象変化に関する長期的な対応について（昭和 58 年 3 月 答申第 15 号）

人間の社会活動に伴う気象又は気候の変化をテーマに大きく 2 つの観点から諮問され、一つは人工降雨や霧の消散、台風制御等の「意図的な気象変化」の方法に関する技術的評価や社会的影響について、もう一つは大気中の二酸化炭素の増加に伴う長期的な気候変動等の「非意図的な気象変化」に関して社会活動と気候変動の関係についての解明や社会的影響について、審議を行った。

答申では、「意図的な気象変化」については、十分な事前評価と社会的コンセンサスが必要であることを前提に、実用化に向けての研究開発や他分野への技術協力等を図るべきとされた。また、「非意図的な気象変化」については、継続的な観測を通じた監視と気象学的な立場の評価の実施、それらに係る技術向上等を図るべきとされた。

オ、今後の台風進路予報のあり方について（昭和 61 年 5 月 答申第 16 号）

昭和 57 年 6 月から台風進路予報を「予報円」方式で表示してきたが、一部利用者には正しく理解されていないとの指摘もあり、より理解されやすい台風進路予報の表示方法や台風情報の伝達方策等について諮問された。

答申では、台風進路予報の技術開発の今後の進め方や、暴風域を表示する等の新たな台風進路予報の表示方法等が示されたことを受けて、いわゆる「予報円＋暴風警戒域方式」を導入し、暴風の警戒範囲を表示することとした。

カ、気象庁における地球科学に関する新たな研究及び技術開発の課題とその推進方策について（昭和 63 年 5 月 答申第 17 号）

エルニーニョ等の現象や地球温暖化、オゾン層破壊、プレート運動による地震及び火山活動など、大気、海洋、地殻における地球規模の様々な自然現象の把握及び解明が新しい課題として生じてきたことを踏まえ、これらに対する長期的展望に立った研究・技術開発の方策について諮問された。

答申では、気候変動の解明に向けた地球規模の総合観測やデータ収集・処理機能の充実等に加えて、気候モデルに関する技術開発や情報の充実強化を求めるとともに、地震予知や火山噴火予知のために、プレート構造に関する研究開発や海洋域の地震観測の強化を図るべきとされた。

(2) 高度情報化等の社会の技術進展や環境の変化への対応に関する審議

(平成元年から平成 13 年まで)

平成年代前半の気象審議会では、情報通信技術の高度化を背景として、社会における新たな情報の利用を踏まえた、気象庁のデータ収集・情報提供の高度化や気象サービスのあり方について審議された。

特に、平成 4 年の「社会の高度情報化に適合する気象サービスのあり方について」(答申第 18 号)では、当該答申を踏まえて平成 5 年に気象業務法が改正されて新たに気象予報士制度が設けられ、幅広い民間気象事業者の参入を促し多様な民間の気象サービスが展開されるようになるなど、その後の気象業務に大きな影響をもたらした。

また、平成 12 年の「21 世紀における気象業務のあり方について」(答申第 21 号)では、昭和 46 年の「気象業務整備 5 か年(昭和 47 年～51 年)計画の大綱について」(答申第 9 号)以来となる、総合的かつ中長期的な気象業務のあり方について審議が行われた。

以下に、個別のテーマで審議された各諮問答申について述べる。

ア. 社会の高度情報化に適合する気象サービスのあり方について(平成 4 年 3 月 答申第 18 号)

社会における情報通信技術の高度化を踏まえて各種情報メディアが拡充されるとともに社会の情報に関するニーズの高度化・多様化を背景とした気象情報を取り巻く環境の大きな変化を受けて、民間気象事業者の活用も含めた気象サービスを推進するための気象情報の内容・表現形式とその提供方法の観点から社会の高度情報化に適合した気象事業のあり方について諮問された。

答申では、気象情報に関するニーズの今後の更なる高度化・多様化を見据えて、官民の役割分担により気象情報サービスを推進していくよう、気象庁は警報等の防災気象情報の提供や一般向けの天気予報の作成・提供の役割を担い「メソ量的予報」の実現による情報の高度化を図るとともに、利用者の個別的な目的に応じた局所的な予報の提供等については民間気象事業者に委ねて柔軟性に富んだ活力ある発展を期するべきであり、気象庁からの各種予測データの提供や技能検定制度の導入による予報業務の許認可制度の運用の見直し、民間気象事業の内容の拡大を図るべきとされた。

イ. 今後の地震・津波情報の高度化のあり方について(平成 6 年 10 月 答申第 19 号)

平成 5 年 7 月に発生した北海道南西沖地震を踏まえて、より迅速・確実な津波予報の発表・伝達に向けて観測機器やシステム整備を進めてきたところであり、今後の地震・津波情報の高度化のあり方について諮問された。

答申では、地域防災の要である地方公共団体等と気象庁との観測や情報活用に関する連携・協力など基本的なあり方が示されるとともに、地震発生後の関係機関の初動対応や状況把握等のために震度情報において各地域内の最大値を発表することや、量的予測技術の導入による津波予報区の細分化や津波の高さや到達時刻の提供など、高度情報化社会に適合した新しい地震・津波情報の提供方針が示された。

ウ. 今後の気候情報のあり方について(平成 9 年 10 月 答申第 20 号)

社会経済活動の高度化・国際化により気候変動の影響が増大していること、また人工衛星によるリモートセンシングや気候系のシミュレーション等の技術進展等を踏まえて、数年から

10 年先の中長期的な視点で、気候情報に関する新たな技術の実用化や情報の種類・表現の改善、地球温暖化問題への貢献策等について諮問した。

答申では、気候モデルの開発と実用化に向けた技術開発や、国際機関や国内研究機関との連携も含めた地球規模の観測データ収集、気候情報の種類や確率表現等の改善などの情報改善、産業活動における利活用等の気候情報の普及促進、地球温暖化予測情報の高度化と気候変動に関する政府間パネル（IPCC）への提供など、今後の気候情報に関する実施方針及びその具体策が示された。

エ. 21 世紀における気象業務のあり方について（平成 12 年 7 月 答申第 21 号）

自然災害に対する国・地方公共団体の防災対策の強化や、社会経済活動の多様化とグローバル化、気候変動等の地球規模の諸問題の顕在化といった気象業務をとりまく環境の新たな変化に対応するため、観測・予測技術や情報通信技術の進展、行政改革や規制緩和等の動向を踏まえつつ、21 世紀初頭の 10 年間程度を展望した、総合的かつ中長期的な気象業務のあり方について諮問された。

答申では、行政改革における議論も踏まえつつ改めて気象庁が行うべき気象業務について述べるとともに、気象、地震・火山、気候・地球環境等の各個別分野における観測網の整備、予測技術の開発、情報の高度化等についての中長期的な目標と実現方策に加えて、気象測器検定制度の見直し等の規制緩和等の方策が示された。具体的には、①気象庁が国の機関として提供すべき気象情報の位置付けや、②今後 10 年程度の戦略的・計画的に取り組むべき気象及び地震火山に関する観測・予報の具体的な中長期重要課題、③気候・地球環境に関する観測の強化及び新たな解析・予測情報の提供、④地方公共団体、報道機関等の防災関係機関と連携・協力した総合的な防災業務の構築、⑤国際的な地域センター機能の拡充・強化等の国際業務における基本的な方針、⑥官民が連携した総合的な気象情報サービスの実現のための予報業務許可制度の規制緩和や気象測器検定制度の見直し等が示された。

2. 交通政策審議会気象分科会（平成 13 年から現在まで）

平成 13 年 1 月の中央省庁再編により、それまで運輸省の外局であった気象庁は、国土交通省の外局となった。中央省庁再編に伴い、国土交通省全体で審議会の整理が行われて、気象審議会は、交通政策に関する重要事項の調査審議等を行う交通政策審議会に整理統合され、同審議会の下に、気象庁の業務に関する審議を行う場として気象分科会が設けられた。

それまでの気象審議会は、気象業務と関係の深い分野等から選出された 30 名弱の委員で構成されていたが、気象分科会は、交通政策審議会の 30 名弱の委員（うち 1 名は気象や地震分野の学識者等から気象庁が推薦）のうち、気象業務に関連する分野から選出された 5～6 名の委員で構成されている。さらに、審議テーマに応じて、より適切に、充実した審議等を行えるよう、気象業務に関する知識の専門家や各テーマに関連する分野の学識者等を臨時委員に任命することにより、気象庁の業務に関する重要事項の審議を行うこととしている。審議結果については、現在までは、交通政策審議会気象分科会による気象庁長官への「提言」という形で取りまとめられる形がとられており、気象庁から交通政策審議会への諮問及びその答申がなされた例はない。

平成 13 年から平成 20 年にかけては、年に 1 回程度開催され、「21 世紀における気象業務のあり方について」（気象審議会答申第 21 号）を踏まえた気象業務の進展等に関する審議に加えて、台風情報の改善や緊急地震速報の導入など個別の情報改善が議題に出され、審議がなされた。

平成 20 年 6 月に「今後の地球環境業務の重点施策」が取りまとめられて以降、不定期に個別のテーマを集中的に審議する形となった。以下に、個別のテーマで審議された提言等について述べる。

（１）今後の地球環境業務の重点施策（平成 20 年 6 月）

平成 19 年に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 4 次評価報告書で言及された地球温暖化の影響や、平成 20 年から「京都議定書」の第一約束期間（2008 年～2012 年）が始まったことを受けた温暖化対策の推進を踏まえた、気象庁の地球環境業務のあり方について審議された。

審議を受けて、温室効果ガス等の観測の充実や 30 年先の地域ごとの温暖化を受けた気候の変化等に関する情報の提供などの地球温暖化の監視強化及び予測の高度化に加えて、異常天候早期警戒情報等の気候に関する情報の改善等が示された。

（２）局地的な大雨による被害の軽減に向けた気象業務のあり方について（平成 21 年 6 月）

平成 20 年夏に、都賀川（兵庫県神戸市）の親水公園、呑川（東京都大田区）、下水道管渠（東京都豊島区）などにおいて、突然降り出した雨による急な増水による災害が相次いだことを踏まえ、このような局地的な大雨から国民を守るための気象業務のあり方について審議された。

提言では、局地的な大雨の監視・予測技術の改善や利用者の視点に立った気象情報の改善に加えて、国民が自ら危険を回避するための気象に関する安全知識の普及啓発の強化等について関係者と連携して注力していくべき旨が示された。

（３）気候変動や異常気象に対応するための気候情報とその利活用のあり方について

（平成 24 年 2 月）

グローバル化の進展に伴う途上国の気候リスクによる我が国への影響や、平成 23 年の東日本大震災による電力需要の逼迫への対応や再生可能エネルギーの展開等のためのエネルギー需給の予測など、気候変動や異常気象の影響による損失・被害を回避・軽減するために必要な気候情報とその利活用のあり方について審議された。

提言では、気候情報を利用した気候変動や異常気象への対応策の普及のため成功事例を創出する仕組みを構築するとともに、気候変動や異常気象の影響の定性的・定量的な分析・評価を可能とするような気候情報の利便性向上や、海外の異常気象などに関する情報の国内への発信等が示された。

（４）「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方（平成 27 年 7 月）

広島県広島市で発生した土砂災害を含め、全国各地に甚大な被害をもたらした「平成 26 年 8 月豪雨」など、集中豪雨や台風等による被害の相次ぐ発生や、雨の降り方の局地化、集中化、激甚化を踏まえ、国土交通省では平成 27 年 1 月に「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」をとりまとめた。これを受け、防災・減災のためにソフト面から気象庁が取り組むべき事項について審議された。

提言では、防災気象情報の基本的方向性として、社会に大きな影響をもたらす現象は可能性が高くなくともその発生のおそれを積極的に伝えていくことや危険度や切迫度をわかりやすく伝えていくことが示され、具体的な改善策として、「警報級の現象になる可能性」の提供やメッシュ情報の充実、雨量等や危険度の推移を時系列・色分けしたわかりやすい提供等の情報改善を図るとともに、中長期的な視点での観測・予測技術の高度化としてナウキャストや数値予報の技術向上等が示された。

(5) 2030 年の科学技術を見据えた気象業務のあり方（平成 30 年 8 月）

自然災害の激甚化や、少子高齢化等の社会環境の変化、ICT の活用を様々な分野に広げた「Society 5.0 超スマート社会」の提唱など、自然環境や社会環境の変化、先端技術の展望を踏まえ、今後 10 年程度の中長期を展望した気象業務について審議され、平成 12 年の「21 世紀における気象業務のあり方について」（気象審議会答申第 21 号）以来の総合的な内容の審議となった。

提言では、2030 年を見据えた気象業務のあり方として、観測・予測精度向上のための技術開発、気象情報・データの利活用促進及びこれらを「車の両輪」とする防災対応・支援の推進等の方向性が示された。また、その具体方策として、気象・気候分野及び地震・津波・火山分野における 2030 年を見据えた技術開発・情報改善や、ビッグデータ活用等に資する気象情報・データの利活用環境構築や利活用促進、国の機関である気象庁が中核となった情報改善や利活用促進等の防災対応・支援の推進等が示された。

(6) 「気象業務における産学官連携の推進」について（令和 2 年 12 月）

ICT の進展や災害の頻発・激甚化等の急激に変化する社会環境や増大・多様化する気象情報・データへのニーズに的確に対応し、産学官による気象業務全体の社会への寄与を最大化するため、気象業務における産学官連携の推進について審議された。

提言では、気象庁が産官学の取組が効果的に実施されるよう必要な調整を行う等の役割を担い、民間気象事業者や大学・研究機関に加え、ICT 等の最先端技術の関係者や気象情報・データのエンドユーザー等を含めて連携し、産学官が対話を重ね、社会のニーズに合わせて技術やノウハウ、人材・資金等の貴重なリソースを最適化していく方向性が示された。連携推進のための具体施策として、産学官の対話の場の構築や人材交流・育成、クラウド技術を活用した新たな気象情報・データの共有環境の構築などの施策を進めていくことが示された。

(7) 「DX 社会に対応した気象サービスの推進」について（令和 5 年 3 月）

進化したデジタル技術が社会経済活動をより良い方向に変化させるデジタル・トランスフォーメーション（DX）という概念が注目される中、気象情報・データが社会のソフトインフラとして活用されるための民間気象事業者等を中心とした気象サービスのあり方とそれに対する気象庁の推進策について審議された。

提言では、気象情報・データの作成から流通、利活用までの各フェーズの推進策として、機械化・自動化された予報業務における気象予報士の設置人数の緩和や、土砂崩れや洪水等の予報業務の許可の最新の技術を踏まえた許可基準の最適化等の制度の見直しや、クラウド技術等を活用した気象情報・データへのアクセス性の向上、気象情報・データの高度な利活用の促進等が示された。

(8) 今後の気象業務の重要課題について（令和 6 年 3 月～現在）

気象庁では、気象業務が社会的課題の解決へ一層貢献していくため、「2030 年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」（平成 30 年 8 月）等を踏まえ、技術開発や利活用促進等の様々な施策を進めてきた。社会における技術進展や災害等の気象業務を取り巻く状況の変化を踏まえ、2030 年に向けた施策の進捗状況の点検を行うとともに、残りの期間や更にその後を見据え、引き続き線状降水帯の予測精度向上や地域防災支援業務の強化等を図るとともに、台風情報の高度化や先端 AI と協調した気象業務の強化など、今後気象庁が強化して取り組んでいくべき施策の方向性について検討されている。

【第 2 節】気象業務法

1. 気象業務法の制定（昭和 27 年）から昭和年代の改正

明治時代に気象官署の業務が開始されて以降、その業務の法的根拠として「気象台測候所条例」（明治 20 年 8 月 3 日勅令第 41 号、昭和 18 年 11 月に気象事業令と改称）などが規定されたが、第二次世界大戦後の日本国憲法の制定により、大日本帝国憲法に基づき法律的効力を有していた勅令は廃止されることとなった。昭和 22 年に制定された「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」（昭和 22 年法律第 72 号）によって、これらの勅令は原則として、昭和 22 年 12 月 31 日限りで効力を失うこととされ、気象事業令は自然失効となった。その後、気象災害が国家・社会的にも重要な問題になり、また国際的にも昭和 26 年 9 月のサンフランシスコ平和条約の締結に伴い世界気象機関条約への加入が宣言されたことを踏まえて、昭和 27 年 6 月 2 日に気象業務法が制定された。現在においても、気象庁が所管する唯一の法律となっている。

以降、昭和年代における気象業務法は、他の法律の制定及び改正に伴う改正が幾度か行われたが、気象業務法を主体とする形での改正は行われていない。主要なものとしては、昭和 31 年の運輸省設置法の一部改正により運輸省の附属機関であった中央気象台が外局の気象庁として位置付けられたことに伴い所要の改正を行っているほか、昭和 30 年の水防法の一部改正に伴い、水防活動の利用に適合する予報及び警報が規定される等の改正が行われた。

またその後の主要な改正としては、昭和 53 年に大規模地震対策特別措置法が制定されたことに伴い、気象業務法において地震防災対策強化地域に係る大規模地震に関する情報の総理大臣への報告に関する規定が追加された。

2. 平成年代以降の改正

平成年代以降は、気象庁の観測・予測技術の進展に加えて、社会における情報化の進展や激甚な災害の発生を踏まえた防災対応の必要性などの急激な社会的要請の変化を背景として、5 年から 10 年に一回程度の頻度で主要な改正が行われた。

また、他の法律の改正に伴う改正として、平成 13 年の水防法の一部改正に伴い、都道府県と気象庁が共同で実施する水防活動の利用に適合する洪水予報及び警報が規定される等の改正が行われた。

(1) 予報業務の許認可制度の一部見直し（平成 5 年 5 月改正）

平成年代初頭には、社会における高度情報化の波が押し寄せ、電話回線を通じた情報・データ提供や FAX、ケーブルテレビなど新たな情報メディアの拡充が、「情報」に関する著しいニーズの高度化・多様化をもたらすなど、気象情報を取り巻く環境は大きく変化しつつあった。また社会における情報処理技術の進展により、気象庁においても予測技術の高度化が進み、予報・警報の質的向上と拡充が図られてきた。

このような状況を踏まえて、平成 4 年 3 月に、気象審議会において「社会の高度情報化に適合する気象サービスのあり方について」（答申第 18 号）が取りまとめられた。同答申では、高度情報化社会における国民のより高度かつ多様な気象情報へのニーズに応えていくため、気象庁をはじめとする気象業務の関係者の役割分担と連携協力により時代に適合した気象情報サービスの高度化を図ることが求められ、①気象庁の予報業務の整備拡充（防災気象業務の高度化等）、②民間気象事業振興のための体制の整備が示された。

特に②については、国民が、民間気象サービスを社会的な混乱を招くことなく適切に選択できるようにするためには、技能検定制度の導入等による予報業務の許認可制度の運用の見直しや気象庁が保有する情報を民間に提供する体制の整備等が不可欠であり、それに対応した法制度の整備を行うことが必要となった。

このため、以下の事項等について気象業務法の一部を改正する法律案が、平成 5 年の通常国会において成立し、同年 5 月 19 日に公布された。

ア. 気象庁長官の許可を受けて行う予報業務

気象庁長官の許可を受けて予報業務を行おうとする者は、事業所ごとに気象予報士を置き、当該予報業務のうち現象の予想については気象予報士に行わせなければならないこととする。

イ. 気象予報士

気象予報士になろうとする者は、気象庁長官の行う気象予報士試験に合格しなければならないこととする。気象庁長官は、指定試験機関に試験の実施を行わせることが出来ることとする。試験に合格した者が気象予報士となるには、気象庁に備える名簿に、登録を受けなければならないこととする。

ウ. 民間気象業務支援センター

気象庁長官は、気象庁が保有する観測データや予報等の気象庁が保有する情報の提供等の業務を行う法人として、その業務を適格に実施できるものを「民間気象業務支援センター」として指定することができる。

(2) 気象測器の検定制度の一部見直し（平成 13 年 6 月改正）

気象庁以外の者が実施する観測について、その成果を広く発表すること等を目的としている場合には、正確な観測の実施及び観測方法の統一性確保のため、技術基準に従い、かつ、検定に合格した気象測器を用いて実施しなければならないこととされている。このうち、検定については、大きく①種類の検査、②構造の検査、③器差の検査の 3 つがあり、①は気象測器が正確かつ長期にわたって安定的に測定できる原理を有するか否かを、②はその原理を確実に実現できるよう一定以上の水準の材料、メカニズムを有するか否かを、③はその器差が国土交通省令で定める検定公差を超えないか否かを、それぞれ検査することとしていた。

一方で、民間における気象測器の製造技術の向上が進んだことにより検定の有効期間の見直しを図る必要が生じるとともに、測器の標準化を受けて検査方法も定型化が進み、検定実務を国の検定員が自ら実施しなくとも安定的に検定制度を運営できるようになってきていた。

また、省庁再編の基本的な理念及び方針について定めた「中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）」第 22 条（国土交通省の編成方針）第 10 号において、「気象庁が行う気象情報の提供は国が行う必要があるものに限定するとともに、気象業務を行う民間事業者に対する規制は必要最小限のものとし、また、気象測器に対する検定等の機能は民間の主体性にゆだねること。」と規定された。さらに、これを踏まえて、平成 12 年 7 月に気象審議会において取りまとめられた「21 世紀における気象業務のあり方について」（答申第 21 号）において、規制緩和の具体策として、気象測器検定制度の見直しについて言及された。

これらの状況を踏まえて、以下の事項等について気象業務法の一部を改正する法律案が、平成 13 年の通常国会において成立し、同年 6 月 13 日に公布された。

ア. 検定の簡素化（種類の検査及び構造の検査の統合）

検定の検査のうち上記①について、検定制度の創設当初と異なり、新たな原理に基づく気象測器の考案はあまり見込まれず形式化しつつある状況となってきたことを踏まえ、検定の簡素化を図るため、①を②に統合することとする。

イ. 検定の有効期間の見直し

気象測器は経年劣化を踏まえた精度維持を目的として原則 5 年程度の有効期間を設けて定期的に検査することとしていたが、より長期かつ多様な期間にわたり精度の維持が可能となってきたため、法律上は基準となる期間を規定せず、必要なもののみ個別に有効期間を省令で規定することとする。

ウ. 営利法人を含む指定代行機関が検定を行うことができる制度の導入

定型化が進んだ検定実務について、気象測器検定に業務を特化した機関に業務を集中的に行わせることによる効率的な検定の遂行や民間能力の活用による負担軽減に資するため、指定代行機関（指定検定機関）に検定業務を行わせることとする。

エ. 認定測定者制度の創設

製造事業者があらかじめ型式の証明を取得した気象測器について、認定を受けた者（認定測定者）が器差の測定を行った場合は、当該者の行った測定結果を記載した書類により指定検定機関が③を行うこととし、気象測器そのものの提出を要しないこととする。

（3）地震動及び火山現象に関する警報の開始（平成 19 年 11 月改正）

従来、気象庁では、地震及び火山現象について、観測のみを実施し、予報及び警報は技術的に困難であるため実施してこなかった。しかし、平成 10 年代後半には、長年の観測を踏まえた地震や火山現象に対する知見の蓄積や観測・予測技術の進展に伴い、これら現象の予測の実施に向けて取組が進められた。

地震については、地震発生後震源付近で地震波を捕らえ迅速に震源と規模を決定してその地震による主要動が被災地域に到達する前にその旨を発表する地震動の予報（「緊急地震速報」）について、気象庁と鉄道総合技術研究所が共同で技術開発を行い、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて必要な地震計等の整備を進めるとともに、平成 16 年 2 月から試験運用を行うな

ど、運用開始に向けた取組を進めた。また、平成 17 年 11 月から有識者による「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」を開催し、緊急地震速報の特徴や限界を踏まえた適切な提供方法や周知・啓発等の課題解決に向けた議論を行い、平成 19 年 3 月に、広く国民への緊急地震速報の提供を開始することが適当であるとの結論を得た。

また、火山現象については、長年の知見の蓄積や技術革新に伴う観測手段の高度化に伴い、適切な観測を行うことにより噴火前の前兆的な現象を捉えて、噴火の発生をある程度予測できるまでになりつつあった。このような状況を踏まえ、内閣府で開催した有識者による「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」の平成 19 年 3 月の提言において、避難等の具体的防災対応を踏まえて区分した新しいレベルを導入すべき旨が示された。

これらの状況を踏まえて、平成 19 年 6 月に開催された中央防災会議において、緊急地震速報の提供を平成 19 年 10 月から開始すること、また、火山現象により重大な災害の起こるおそれがある場合に警戒を呼びかける「噴火警戒レベル」の提供を平成 19 年 11 月から開始することとされた。それに際し、国民への確実な提供や社会における混乱のない適切な利活用の環境を整えることによりその防災効果を確実に発揮するため、地震動及び火山現象に関する予報及び警報を気象業務法に位置づけることが必要となった。

このため、以下の事項等について気象業務法の一部を改正する法律案が、平成 19 年の臨時国会において成立し、同年 11 月 21 日に公布された。

ア. 気象庁による地震及び火山現象の予報及び警報の実施

気象庁は、震源付近の初期微動及び火山の活動状況に関する観測成果に基づき、地震（地震動に限る）及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならないこととする。

イ. 気象庁以外の者に対する地震又は火山現象の予報の業務の許可

気象庁以外の者が地震（地震動に限る）又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないこととする。

ウ. 気象庁以外の者による地震及び火山現象の警報の制限

気象庁以外の者は、地震（地震動に限る）及び火山現象の警報をしてはならないこととする。

（4）「特別警報」の創設（平成 25 年 5 月改正）

平成 23 年に発生した東日本大震災や台風第 12 号による豪雨災害では、従来の警報の発表基準をはるかに超える大津波や豪雨となり、その危険性を必ずしも適確に伝えることができずに避難などの対応につながらない事例があった。

このような災害を踏まえて、中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」において市町村の避難勧告等の判断に活用しやすい情報提供に関する検討がなされるとともに、東日本大震災における津波警報の課題を踏まえて、気象庁や中央防災会議が開催した各検討会において分かりやすい警報やその伝達の徹底の議論等が進められた。これらの検討を踏まえ、防災対策全般が議論された中央防災会議の「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成 24 年 7 月）において、災害の危険性や避難の必要性等を分かりやすく伝える等の情報提供方法の改善、警報等の伝達手段の多重化・多様化の推進等がとりまとめられるとともに、早急に必要な制度の改善・拡充を行い、具体的な対策の推進に取り組むとされた。

このような東日本大震災を踏まえた我が国の防災対策全般の見直し及び近年における気象業務に関する技術の進展に対応し、重大な災害から国民の安全の確保を図るため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合における災害発生の危険性を分かりやすく示す警報を行うとともに、その的確な適時実施に向けた体制を強化することが必要となった。

このため、以下の事項等について、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案が平成 25 年の通常国会において成立し、平成 25 年 5 月 31 日に公布された。

ア. 特別警報の実施

災害発生の危険性を分かりやすく示すため、気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行うこととする。

イ. 特別警報の基準

特別警報の発表基準を、地域の災害対策の責任者である都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて定めることとする。

ウ. 特別警報の伝達

住民に対し特別警報を迅速かつ確実に伝えるため、その内容について、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、都道府県に対し市町村への通知を、市町村に対し住民等への周知の措置をそれぞれ義務付けることとする。

エ. 特別警報等を行う体制の強化

特別警報等の適時的確な実施に向け、沿岸域の現象の解析・予測の高度化を図るため、海洋気象台の業務を管区気象台等において一体的に実施することとする。

(5) 予報業務の許可基準の変更（令和 5 年 5 月改正）

令和元年東日本台風や令和 2 年 7 月豪雨等における洪水害等の自然災害の頻発・激甚化に加えて、令和 4 年（2022 年）1 月に発生した南太平洋のトンガ諸島におけるフンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山の大規模な噴火によって日本国内で大きな潮位変化が観測されるなど、過去に例のない災害が発生した。

このような自然災害の頻発・激甚化等に伴う社会全体の防災意識の高まりを背景として、洪水等に関する防災気象情報の様々な利用者において、より長時間先、より適中率の高い、より局所的な予報を求めるニーズが高まるとともに、火山噴火に伴う潮位変化についても注意・警戒を呼び掛けることが必要になるなど、予報の更なる高度化が求められていた。

一方で、近年、国をはじめ、民間や研究機関において、洪水や土砂災害等の予測に関する様々な技術開発が進み、コンピュータシミュレーションを活用した先進的な予測技術が確立されてきた。また、国土交通大臣が気象庁と共同で行う洪水の予報について、本川と接続する支川の形状や水位等の情報を活用して本川・支川の水位予測を一体的に行う手法が確立しつつあった。

このような背景を踏まえ、自治体や住民、事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、都道府県と気象庁が行う洪水予報の早期発表を図る仕組みの構築や、多様な利用ニーズに応じた「きめ細やかな予報」の提供に向けた民間の予報業務に関する許可制度の見直し等を行うことにより、官民それぞれの予報の高度化・充実を図ることが必要となった。

このため、以下の事項等について気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案が令和 5 年の通常国会において成立し、令和 5 年 5 月 31 日に公布された。

ア. 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化

国土交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した都道府県指定河川の予測水位情報を提供することとする。

イ. 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施

気象庁が実施する業務に、「火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象」を追加するものとする。

ウ. 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化

土砂崩れ・高潮・波浪・洪水の予報業務の許可について、最新技術に基づく予測手法の導入による予報精度の向上を図るため、許可基準を新設し、気象庁長官が予測技術を審査することとする。

エ. 防災に関連する予報の適切な提供の確保

社会的な影響が特に大きい現象（噴火・火山ガス・土砂崩れ・津波・高潮・洪水）の予報業務について、気象庁の予報等との相違による防災上の混乱を防止するため、事前説明を行った者のみへの提供を許可することとする。

オ. 予報業務に用いることができる気象測器の拡充

予報の精度向上を図るため、気象庁長官の確認を受けた場合には、検定済みではない気象測器を予報業務のために補完的に用いることを可能とすることとする。

第6章 気象業務の評価と改善

【第1節】気象業務の評価

1. 政府の政策評価の動向と気象庁の業務評価の取組

気象庁における業務評価の契機は、中央省庁等改革の基本方針の一つに位置付けられた政策評価の充実強化と、同じく中央省庁等改革による実施庁における実績評価の導入である。ここでは、政策評価に関する政府全体の動向を俯瞰した後で、気象庁の業務評価の取組及びそれを実行するための体制整備の沿革を記述する。

(1) 政府の動向

平成9年12月、中央省庁等改革のために設置された行政改革会議の最終報告において、「従来、わが国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった」との反省を踏まえ、「政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化することが必要である」とされた。

この提言は「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）に引き継がれ、第4条では「国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること」、第29条では「府省において、それぞれ、その政策について厳正かつ客観的な評価を行うための明確な位置付けを与えられた評価部門を確立すること」「政策評価に関する情報の公開を進めるとともに、政策の企画立案を行う部門が評価結果の政策への反映について国民に説明する責任を明確にすること」などが規定された。

さらに、平成11年4月の「中央省庁等改革の推進に関する方針」（中央省庁等改革推進本部決定）では、政策評価制度の基本的事項が定められた。ここでは、「各府省の内部部局に、政策評価を担当する明確な名称と位置付けを持った組織を置くこととし、当該組織については、原則として課と同等クラス以上となるよう検討し、必要な措置を講ずるものとする」「各府省の政策評価は、内部部局に置かれる政策評価担当組織、又はその総括の下に所管部局等の政策評価担当組織若しくは当該所管部局等が実施する。また、高度の専門性が必要な場合、実践的な知見が必要な場合等は、学識経験者、民間等の第三者の活用を図るものとする」などとされた。

そして、平成14年4月からは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価が実施されることになった。

(2) 気象庁の取組

気象庁は、「中央省庁等改革基本法」において、主として政策の実施に関する機能を担う「実施庁」として規定され、「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定

し、その目標に対する実績を評価して公表する」ことで、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずることとされた。

また、気象庁の任務は「運輸省設置法」（昭和 24 年法律第 157 号）において「気象業務を行うこと」と規定されていたが、中央省庁再編に伴い定められた「国土交通省設置法」（平成 11 年法律第 100 号）において「気象業務の健全な発達を図ること」とされた。

このような背景の下で、気象庁は気象庁組織規則（昭和 31 年運輸省令第 36 号）を改正し、平成 12 年 4 月 1 日に総務課に業務評価室を設置し（平成 12 年運輸省令第 16 号）、以下の事務をつかさどることとした。

- (1) 気象庁の行政の考査に関すること
- (2) 気象庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること
- (3) 気象庁の所掌事務に関する調査及び統計の総括に関すること

政府全体としての政策評価は、国民の視点に立った成果重視の行政への転換、効果的かつ効率的な行政の推進、国民に対する説明責任の徹底を目指し、また、実施庁の実績評価の導入は、効率的な業務の運営を目指している一方で、気象行政は、主として気象等の観測や各種気象情報の作成・提供といった気象業務の実施を担っており、毎日の的確な業務遂行が重要である。

このような観点から、国土交通省の外局として府省ごとに行う政策評価に取り組むとともに、施策等について自ら評価し、その結果を適切に反映させていくという政策評価の持つ機能を、気象庁の各種施策や業務にも適用することで、独自性も持った評価を進めることとした。実施庁の実績評価は、国土交通大臣が気象庁について目標を設定し、実績の評価を行うものであるが、気象庁では、この大臣による目標設定等に加え、気象庁の各種業務について自ら目標を設定し、それらの目標に対する実績を自ら評価することで、より自律した業務運営を目指したのである。

具体的には、業務評価導入の背景や気象行政の特質も踏まえて、気象庁の業務評価は、次の 4 つの目標を掲げて実施することとした。

- ① 国民本位で効率的な質の高い行政の実現
- ② 国民の視点に立った成果重視の行政への転換
- ③ 国民に対する説明責任の徹底
- ④ 仕事の進め方の改善、職員の意識の向上

この方針に基づき、気象庁は平成 13 年度における業務評価の実施状況として、業績指標・目標値に対する取組状況及び同年度の業務目標に対する評価結果を取りまとめ、平成 14 年度に最初の「気象庁業務評価レポート」を公表した。この業務評価は、平成 14 年 2 月から 3 月にかけて実施した「防災気象情報の満足度に関する調査」の結果を踏まえ、気象業務に関するニーズや改善の成果を継続的に把握する方法として、大雨・台風・地震等の気象情報の満足度を業績指標として設定したことも特徴の一つであった。

とりまとめにあたっては、平成 13 年 8 月に外部有識者からなる「気象業務の評価に関する懇談会」を開催し、客観的な視点から、また専門的な知見に基づき、意見や助言を受けた。

気象庁はこのような評価を毎年度実施しており、所掌する施策や業務を自ら評価し、その結果を施策等の企画立案や的確な業務の実施に反映させていくこと（これを「業務評価」と呼んでいる。）を通じた国民本位で効率的な質の高い行政の実施等によって、その使命を果たしていくこととしている。また、こうした考えを職員一人一人のものとし、目標を持った業務運営とマネジメント・サイクルの確立が、職員の意識向上を通じた組織の活性化につながるよう、業務評価を積極的に推進している。

2. 「気象庁の使命・ビジョン」

明治8年（1875年）に東京気象台として発足以来、約1世紀半にわたって、気象庁は自然を監視・予測し、国民の生命・財産が災害から守られるよう、適切な情報提供に努めている。気象庁は、一人一人の生命・財産が守られ、しなやかで、誰もが生き活きと活力のある暮らしを享受できるような社会の実現に向けて、「気象庁の使命・ビジョン」をすべての活動の根幹に据えて取り組んでいる。気象庁はその使命を果たすため、業務が効果的・効率的に実施されているかを評価・検証し、更なる改善につなげることを目的に、業務評価を実施している。

気象庁の任務は、運輸省設置法では「気象業務を行うこと」と規定されていたが、国土交通省設置法により「気象業務の健全な発達を図ること」とされた。

また、中央省庁等改革基本法において、気象庁は主として政策の実施に関する機能を担う実施庁として規定され、「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する」ことが定められた。本規定に基づき「気象庁に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則に関する訓令」（平成13年3月）が定められ、平成13年4月から実施されている。

当該訓令では、「気象庁は、その所掌する事務の実施に当たり、気象業務の健全な発達を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを基準とする」こと、以下の事項を準則として事務の実施に当たることとされている。

- 一 気象、地震、火山現象、水象等の観測及び監視を的確に行うとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の収集及び活用を効率的に行うよう努めること。
- 二 気象情報（気象、地震、火山現象、水象等に関する観測成果、予報・警報事項その他の情報をいう。）を利用目的に応じ適時、的確に発表すること。特に防災に関する気象情報については、迅速かつ正確に、関係機関に対し伝達するよう努めること。
- 三 気象業務に関する技術に関する研究及び開発を計画的に行うとともに、その成果を気象情報の精度の向上その他気象業務の改善に反映すること。
- 四 気象業務に関する国際協力を積極的に行うこと。
- 五 民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び気象情報の社会活動における利用の促進を図るため、保有する気象情報を効率的に民間に提供するとともに、気象情報に関する知識の幅広い普及に努めること。

平成13年3月に気象庁は、本訓令及び気象審議会答申第21号「21世紀における気象業務

のあり方について」(平成 12 年 7 月)を踏まえて、また気象業務法第 1 条に基づき、気象行政を体系的に整理した「気象庁の使命・ビジョン」を制定した。ここで、気象庁に与えられた任務を「使命」として、また、気象庁が使命を果たすため社会や技術動向を見据えて今後取り組むべき構想を「ビジョン」として示している。

使命： 気象業務の健全な発達を図ることにより、災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際協力を行う。

ビジョン：常に最新の科学技術の成果を的確に取り入れ、我が国の気象業務の技術基盤を確立する。防災等の利用目的に応じた信頼できる、質が高くわかりやすい気象情報の作成・提供を行う。

その後、国土交通省の交通政策審議会気象分科会の提言「2030 年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」(平成 30 年 8 月)を受け、平成 31 年 3 月に「ビジョン」を以下のとおり改訂した。

ビジョン：安全、強靱で活力ある社会を目指し、国民とともに前進する気象業務

- ・産学官や国際連携のもと、最新の科学技術を取り入れ、観測・予報の技術開発を推進する。
- ・社会の様々な場面で必要不可欠な国民共有のソフトインフラとして気象情報・データが活用されることを促進する。

気象庁は、「気象庁の使命・ビジョン」に基づき、下記のように 4 つの「基本目標（戦略的方向性）」を設定し、その下に計 10 個の「基本目標（関連する施策等）」を設けている。このうち、「基本目標（戦略的方向性）」を単位として実施庁に係る実績評価が実施され、基本目標（関連する施策等）を単位として「気象庁基本目標チェックアップ」が実施されている。

1 防災気象情報の的確な提供及び地域の気象防災への貢献

気象、地震、火山現象、水象等の観測及び監視を的確に行うとともに、関係機関と密接に連携して、観測の成果等の収集及び活用を図る。

観測の成果及び予報・警報等の防災に資する気象情報を適時、的確にわかりやすく提供するとともに、気象防災の関係者と一体となって平時・緊急時・災害後の取組を進め、取組の内容を不断に共に改善することにより、地域の気象防災に一層貢献する。

1-1 台風・豪雨等に係る防災に資する情報の的確な提供

1-2 地震・火山に係る防災に資する情報の的確な提供

1-3 気象防災の関係者と一体となった地域の気象防災の取組の推進

2 社会経済活動に資する気象情報・データの的確な提供及び産業の生産性向上への貢献

社会経済活動に資する気象情報・データを的確に提供するとともに、ニーズと技術の進展を踏まえた産業界における気象データの利活用を促進し、新たな気象ビジネスの創出を推進することにより、幅広い産業の生産性向上に貢献する。

2-1 航空機・船舶等の交通安全に資する情報の的確な提供

2-2 地球温暖化対策に資する情報・データの的確な提供

- 2-3 生活や社会経済活動に資する情報・データの的確な提供
- 2-4 産業の生産性向上に向けた気象データ利活用の促進
- 3 気象業務に関する技術の研究・開発等の推進
 - 観測・予報のための基盤の充実を計画的に進めるとともに、産学官や国際連携のもと、先進的な観測・予報技術の研究及び開発を行い気象業務に反映させることにより、最新の科学技術に立脚した気象業務を推進する。
 - 3-1 気象業務に活用する先進的な研究開発の推進
 - 3-2 観測・予報システム等の改善・高度化
- 4 気象業務に関する国際協力の推進
 - 各国それぞれとの互恵的な国際協力・支援や国際機関を通じた活動を戦略的に進めることにより、我が国及び世界の気象業務の発展に貢献する。
 - 4-1 気象業務に関する国際協力の推進

3. 気象庁基本目標チェックアップ

気象庁では、気象庁の使命・ビジョンに基づく目標を評価するため、目標ごとに「業績指標」を設定し、その達成状況の評価を平成 13 年度から開始し、平成 28 年度の目標からは、業績指標の評価及びそれ以外の関係する取組を踏まえた基本目標（関連する施策等）の総合的な評価を開始した。評価にあたっては、Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Action（企画立案への反映）というマネジメント・サイクルの確立により、政策の企画立案過程と結果に関する透明性の向上、政策の意図や効果の国民に対する説明のほか、設定した目標の実現に向けた努力によって、政策の質を高めることを目指している。

基本目標（関連する施策等）の下には、単年度あるいは中期期間（おおむね 5 年以内）に達成度合いを表す個々の業績指標を設定するとともに、業績指標に係るおおむね 5 年以内の目標値を業績目標として設定している。目標値や具体的な業務内容など、客観的に評価が可能な形であらかじめ設定することで、定期的・継続的に実績値や取り組んだ業務内容を把握し、業績目標の達成度を評価するためである。

業績指標の進捗状況については目標超過、目標達成など達成度を把握し、十分達成されていない場合や進展していない場合は、その原因、施策の有効性などを分析するとともに、外部有識者からなる「気象業務の評価に関する懇談会」での意見等も踏まえ、今後の対応策などを検討することで、気象庁の業務が効果的・効率的に実施されているかを評価・検証し、更なる業務改善の基礎としている。

毎年の評価結果については、平成 14 年度から「気象庁業務評価レポート」としてホームページ上での公表を開始した。

4. 気象業務の評価に関する懇談会

気象庁における業務評価の実施にあたり、外部有識者からなる「気象業務の評価に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を随時開催し、客観的な視点から、また専門的な知見に基づき、意見・助言を頂いている。第 1 回の懇談会は平成 13 年 8 月に、廣井脩 東京大学社会情

報研究所長を座長に選出し、開催した。

懇談会は、防災、社会科学、報道、地球物理学、行政評価等の幅広い分野の外部有識者の委員で構成し、各年度の実績の評価及び目標の設定について幅広い視点から意見・助言を得て、業務評価の実施に反映するとともに、気象庁の業務の改善に活用している。

5. 気象情報の利活用状況に関する調査

気象庁は、より有効な防災気象情報の提供に向け、平成 13 年度から、気象業務の評価を通じた業務改善のための重要な手法として、気象、地震、火山、海洋などの各種の気象情報の利用者の評価等を直接把握するため、気象情報の満足度の測定に着手した。

これは、業務目標の検討において、気象庁と国民又はサービスの受け手をつなぐ媒体である気象情報とその提供に関わる各種の要素とを評価対象に、利用者における満足度や重視度を把握し、あわせて満足度向上に必要な業務改善項目を把握・絞り込むことを目的として、国民に対して実施するアンケート調査である。

このような調査は、定期的かつ継続して調査（モニタリング）することが重要であることから、「防災気象情報の満足度に関する調査」を平成 13 年度から 20 年度まで行った。

平成 21 年度からは、気象庁が発表する各種情報について、利用者の評価や要望等を把握し、業務の改善や業務目標の設定に生かすことを目的とした「気象情報の利活用状況に関する調査」を実施している。

【第 2 節】業務考査

気象庁における業務考査は、気象業務の実態を把握し、その合理的運営の確保と技術の向上を図ることを目的としている。業務考査は、組織の業務が的確に実施されているかを自らチェックし不備な点の改善を図る役割を担っている、他省庁の「業務監察」や「定期監察」などと同様の位置付けにある。

業務考査の主担当は、昭和 35 年からは総務課考査班、昭和 40 年からは総務課管理班、平成 12 年からは業務評価室となっている。気象庁における業務考査の規程のうち、把握している範囲で最も古いものは「気象官署業務考査規程」（昭和 26 年中央気象台達第 22 号）である。記録によると、この要領に基づく業務考査を昭和 33 年に地磁気観測所に対して実施している。考査官が地磁気観測所に赴き、通常どおりの手順で実際に観測作業を進行させながら、手順と数値について随所でチェックを行ったようである。

現在の業務考査は「気象庁業務考査規則」（昭和 35 年気象庁達第 36 号）に基づき実施しており、本庁が各管区気象台等を対象に実施するものと、各管区等が自らの管内各官署を対象に実施するものがある。業務評価室は、本庁が各管区気象台等を対象に実施する業務考査の主担当であり、各管区等が自らの管内各官署を対象に業務考査を実施する際の指導・支援を行っている。

実施にあたっては、調査の視点及び評価の観点、考査計画の策定、事前の調査、具体的な実施手順などについて定めている。また、考査結果を職員に広く共有することで、業務改善の一助となるよう努めている。

【第3節】その他業務運営の改善に関する事項

1. 行政相談

気象庁における行政相談の実施は、「気象庁行政相談実施規則」（昭和42年1月11日、気象庁訓令第1号）によって始まった。また、同日付で本庁・各管区・海洋気象台に行政相談担当者を置いた。これは、国民一般からの気象行政に関する苦情、要望、意見等の申立の窓口となって相談事項の処理にあたりとともに、相談を通して得た要望等を行政の運営面に反映させようというものであった。ここでいう行政相談とは、例えば許認可等の行政処分に関すること、行政庁としての指導監督に関することなどといったものであった。また、同規則の運用にあたって「気象庁行政相談実施規則の運用について」（昭和42年気総第63号）も制定した。

それ以前の取組として、昭和39年10月から大手町庁舎の1階玄関ホールに「親切箱」を設置し、広く一般から行政に関する意見・苦情等を募っていた。これは公務員の親切運動と呼ばれるものの一環であり、総務課長が10日ごとに親切箱を開閉し、投書の内容に応じて処理を行うというものであった。

平成13年1月の中央省庁再編による国土交通省の設置に伴い、「国土交通省行政相談業務処理要領」（平成13年国土交通省大臣官房・総合政策局長通達）が制定された。気象庁はこれに沿って「気象庁行政相談業務処理要領」（平成13年気総第68号）及び「気象庁の行政相談の事務処理について（依命通達）」（平成13年気総第69号）を定め、従前の規則を廃止した。

当該要領は、行政相談の円滑な処理のため、気象庁の所管行政に係る一般国民からの要望、意見、問合せ、苦情等の処理の方法に関する事項を定めた。なお、制定時は電話を含む口頭及び書面での受付のみであったが、平成15年9月からはインターネットの普及等を踏まえ、気象庁ホームページで電子メールによる受付を開始した。

2. 公益通報

公益通報者保護制度とは、公益通報（いわゆる内部告発）を行った通報者を保護するものであり、事業者、行政機関等の内部の労働者等が、組織内部の法令違反（国民の生命、財産等にかかわるもの）等を通報したことで、解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、公益通報者に対する解雇の無効、不利益な取扱いの禁止等を規定したものである。

気象庁では、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の制定及び同法に基づき公益通報を適切に処理するための「国の行政機関の通報処理ガイドライン」（平成17年7月19日関係省庁申合せ）に従い、気象業務法違反に関する公益通報と、気象庁内部の職員等から寄せられる気象庁職員の法令違反に関する公益通報の処理要領をそれぞれ定め、平成18年4月から実施している。

3. 障害者差別の解消に関する相談窓口

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障

害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(平成 25 年法律第 65 号)が平成 28 年 4 月に施行された。行政機関は、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、社会的障壁の除去の実施に関する合理的な配慮について法的義務が課せられ、職員が適切に対応するために必要な対応要領(訓令等)を策定し、公表することとなったため、当庁においても「気象庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成 27 年気象庁訓令第 14 号)を策定・公表し、当庁職員に対する周知・啓発を行ってきた。業務評価室は、当庁における外部の障害者からの相談窓口の役割を担っている。

障害者差別解消法は、令和 5 年 3 月に改正され、令和 6 年 4 月から施行された。これを受け、気象庁の対応要領についても、障害を理由とする差別を解消するための対応がより適切に図られるよう、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供の具体例等を追加する改正を行った。

第7章 広報・報道業務

【第1節】広報室の設立

昭和21年2月、第二次世界大戦後の混乱の中で中央气象台予報課の中に天気相談所が設立され、一般の天気相談から報道関係の対応、見学案内に至るまでの幅広い広報業務を担当することとなった。しかし、間もなく天気相談所のみではこれに対処しきれなくなり、昭和26年3月、総務課に広報係を新たに設置し、総務課の補佐官の内1名を広報担当として、天気相談以外の一般広報業務を所掌させることとなった。これが広報室の原形ともいえるものである。

日本社会は高度成長を通じて情報社会といわれるまでに様変わりし、気象庁に対する情報提供等のニーズは次第に強まってきた。また、他省庁にも広報室を設置する所が多くなり、気象庁にも広報室を設置する機運が次第に高まってきた。そこで、気象庁は昭和52年度の組織改正要求事項として総務課の中に省令組織として広報室の設置を要求することとなった。その内容は、気象業務及び気象に関する知識の啓蒙、普及、報道機関との連絡・調整などの広報事務を効果的に運用する体制を整備するため広報室を設けることとした。あわせて室長の下に報道係と広報広聴係の2つの係を置くというものであったが、要求は実現には至らなかった。その後、昭和53年、54年、55年と3か年にわたって組織要求を続けたが、実現できなかった。このような中、昭和55年4月に、気象庁記者クラブから気象庁長官に対して広報室新設の要望書が提出された。このため、これまでの経緯を踏まえて慎重に検討した結果、次の昭和56年度には組織要求は行わず、訓令により昭和57年4月から広報室を発足させることとなった（気象庁組織細則の特例に関する達）。ただし、広報室長は総務課の補佐官が兼務し、広報係は総務課本課の所属のままという変則的なものであった。この兼務が解消し、広報係が総務課本課から広報室に移管されたのは平成5年4月である。

その後広報室は、平成16年4月に報道係を加えた2係体制となり、平成17年7月には国土交通省令組織への昇格を果たした。平成29年4月には報道調整官が置かれ、現在に至っている。

【第2節】広報業務

1. 気象科学館等

(1) 気象展示室

気象展示室は、昭和39年3月に気象庁の新庁舎が千代田区大手町に完成したことを機会に、同年4月、庁舎1階の天気相談所前に開設、無料で一般に公開された（開館時間：平日9時～16時30分、土曜9時～12時）。展示室の維持運営は（財）日本気象協会が行い、同協会の職員が常駐して見学者を案内した。本展示室は昭和47年5月まで運営された。

(2) 気象科学館

気象科学館は、平成6年度の「120周年記念行事実行委員会」（委員長：気象庁次長）にお

いて設立が認められ、平成 9 年 6 月に千代田区大手町の庁舎 1 階（エレベーター裏の図書資料管理室跡）に開館、無料で一般に公開された。入口の上には、古賀誠運輸大臣の揮毫による「気象科学館」の看板が掲げられ、館内には、雨量計や風速計、地震計等の観測機器、海洋気象観測船や気象衛星の模型、業務紹介等のパネル、職員手作りの実験装置などが展示された。当初、開館は平日のみ（月～金曜：10 時～16 時）で、説明員を置かない無人の展示施設であったが、日本気象予報士会の協力により、平成 15 年 1 月からは土曜日も開館となり、土曜日に限って同会の気象予報士 2 名がボランティアで来館者からの質問や相談に対応するようになった。この取組は、平成 25 年 4 月からは日曜日と祝日にも拡大され、庁舎移転に伴い令和元年 9 月に旧気象科学館が閉館されるまで続いた。気象科学館は日本気象予報士会の協力のもとで発展してきたと言える。

開館から 7 年目の平成 15 年には来館者数が年間 4,000 人を超えるようになった。一方で、来館者等からは「解説内容が難しい」、「展示物に統一性がなく分かりにくい」といった改善要望が多数寄せられるようになった。このため、平成 16 年度の気象庁マスコットキャラクター「はれるん」の誕生にあわせて改善・充実を図ることとし、平成 15 年度末に専門業者による企画を取り入れたリニューアル（1 回目）を行った。

気象庁庁舎が港区虎ノ門へ移転することになり、新庁舎では気象科学館の面積が約 2.5 倍に拡張される見込みとなった。このため、新たな展示装置 4 台を平成 21 年度に先取りして製作し、大手町庁舎の気象科学館で平成 22 年 5 月から公開した（リニューアル 2 回目）。

また、平成 22 年度には「津波シミュレーター」を製作し、平成 23 年 6 月から公開した。この展示装置は、平成 22 年 2 月に発生した南米チリ沖の巨大地震を契機に製作を開始したものであったが、奇しくも完成直前の平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生した。

令和 2 年 7 月、新気象科学館が港区虎ノ門の新庁舎 2 階に開館した（リニューアル 3 回目）。当初は同年 4 月に開館する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3 か月遅れての開館となった。新気象科学館には、大手町の科学館でも活躍してきた展示装置に加え、日本の四季や気象のメカニズムを臨場感あふれる 360°スクリーンで紹介する「うずまきシアター」等を設置し、内容の充実を図った。また、開館日も年末年始を除く毎日 9 時～20 時に拡充し、館内には気象予報士の資格を持った解説員（業者委託）を常時配置するようになった。

新庁舎の 1、2 階には、プラネタリウムを備えた港区の「みなと科学館」が併設されたことから、気象庁と港区は科学館の運営協力に関する協定を結ぶこととし、両科学館のオープンに先立つ令和 2 年 1 月に港区役所で締結式を挙行了。両科学館の相乗効果により、来館者数は、移転前の年間 1 万 5,000 人から 8 万 4,000 人（令和 5 年）へと大幅に増加した。

2. 普及啓発イベント

（1）気象業務 100 周年記念行事

気象庁は、昭和 50 年（1975 年）に業務開始 100 周年を迎えたことを機会に気象業務について広く国民に知ってもらうため、海洋気象観測船「啓風丸」の一般公開、講演と映画の会、気象測器展示会及び「船の科学館」での気象展示を行った。

海洋気象観測船「啓風丸」の一般公開は、6月2日、3日にかけて東京の晴海埠頭において開催し、580人の見学者があった。

講演と映画の会は、6月4日に気象庁講堂で開催した。約200人の聴衆を前に、東海大学教授の荒川秀俊博士（元 気象研究所長）が「気象事業百年の歩み」と題した講演を行った。

気象測器展示会は、6月4日から7日にかけて気象庁ビルの2階ロビーで開催した。（財）日本気象協会と気象測器工業会が主催し、超音波風向・風速計、波高計、大気汚染観測用の低層ゾンデ、カイトーン（係留気球）及び微風計など23社から約100点に及ぶ気象測器が展示され、4日間で約800人の来場者があった。

気象展示室は、（財）日本気象協会が（財）日本船舶振興会から補助金交付を受け、また、日本電気（株）及び松下通信工業（株）の協力のもと、昭和51年7月初旬に「船の科学館」（品川区東八潮）内に完成させた。2階には静止気象衛星、6階には海洋気象ブイロボット及び富士山気象レーダーの模型等が展示された。

（2）防災フェア

「防災フェア」は、防災週間の主要行事として国土庁（現 内閣府）と防災推進協議会が昭和57年から平成25年まで開催していたイベントである。気象庁は、昭和57年から平成2年にかけて出展した。

初回となった昭和57年の「防災フェア'82」は、8月26日から31日にかけて新宿の伊勢丹デパートで開催された。気象庁は防災相談コーナーに職員を交替で派遣したほか、天気相談所は会場からの照会に応じて天気実況を提供した。また、展示コーナーには海底地震計を出品した。

昭和60年の「防災フェア東京'85」は、日本橋三越を会場に8月27日から9月1日にかけて開催された。気象庁は、これまでのパネル中心の展示から各種気象情報のリアルタイム展示に切りかえた。これが功を奏し、気象庁のブースは会場内で最も観客を集め、6日間で3万人を超える来場者があった。

昭和61年以降も展示内容を少しずつリニューアルしながら参加を続けたが、平成元年に気象庁が主催する「お天気フェア」が始まったことから、庁を挙げての参加は平成2年が最後となった。

（3）子供のためのお天気教室

「子供のためのお天気教室」は、昭和60年から63年まで開催した夏季広報行事であり、その後の「お天気フェア」や「夏休みこども見学デー」に繋がるものである。

初回の昭和60年は、小中学校の夏休み期間中、気象庁庁舎の1階ロビーで開催した。当時はテレビの天気予報番組が充実してきたこともあり、一般市民の気象等への関心は極めて高く、連日のように庁内施設の見学要望や問い合わせがあった。これらの要望に少しでも応えるため、NHKの協力を得てパネルとビデオのコーナーを開設した。

パネルは、気象観測から天気予報ができるまでの紹介、静止気象衛星「ひまわり」の観測による台風の一生、天気予報100年の歴史、地震等の用語解説を掲示した。ビデオは、「天気予報のできるまで」、NHK放送番組から「新・気象情報システム」、「ひまわりで見る日本の気象」、「巨大津波の謎」（日本海中部地震に伴う津波）を上映した。期間中は、延べ約1,800人が天

気相談所とこのコーナーを訪れた。

4 回目となる昭和 63 年は、7 月 20 日から 30 日まで正面玄関ロビーで開催した。震動台体験コーナー、地震計センサー、JMH・JMJ 通報、ひまわり画像、気象測器、富士山レーダーの模型等の展示を行ったほか、テレビ各局の気象キャスターが一日予報官となり、来場した子供たちにお天気教室参加証を手渡した。

(4) お天気フェア

「お天気フェア」は、気象庁本庁が平成元年から始めた「お天気フェア TOKYO」を皮切りに全国の気象台に広まっていった夏季広報行事である。

「お天気フェア TOKYO」は、平成元年から平成 8 年まで気象庁と(財)日本気象協会が主催し、平成 9 年から平成 13 年までは(財)日本気象協会が主催した(気象庁は後援)。従来の「子供のためのお天気教室」が小中学生を対象とした小規模な行事であったのに対し、「お天気フェア TOKYO」は大人も楽しめるイベントとして、都内のデパートや商業ビルの催事スペースを会場に大がかりに開催した。

平成元年に開催した初回の「お天気フェア TOKYO」は、会場の「船の科学館」に近接するフジテレビが後援となり、約 1 か月前からテレビ等でフェアを宣伝したこともあり、期間中 1 万 8,500 人の来場者があった。

平成 2 年と 3 年は、フェアの事前 PR としてタレントの久我陽子氏(平成 2 年)と山中すみか氏(平成 3 年)が一日天気相談所長を務めた。両氏は、実際に所長の椅子に座って市民からの電話や来訪者の応対をしたほか、早朝から在京テレビ各社の気象番組を巡回してフェアの PR を精力的に行った。

平成 4 年は、「気象の知識の普及と気象業務への理解を深めるとともに、気象業務に対する国民の声を広く捉え業務に反映させる」をスローガンに、各管区気象台、海洋気象台及び地方気象台等の所在地において 7 月下旬から 8 月中旬にかけて組織的に「お天気フェア」を実施した。地方官署も含めて全国的に「お天気フェア」と銘打った夏季広報行事を行うようになったのは、この年からである。

平成 7 年と 8 年は、気象キャスターのトークショー等のステージイベント、理科実験や体験コーナー、天気図描画等のワークショップ等により、フェアの内容が最も充実した。その効果もあり、来場者も平成 7 年が 3 万 4,000 人、平成 8 年が 3 万 1,000 人と空前の規模となった。

平成 9 年以降は、(財)日本気象協会が池袋のサンシャインシティで主催するようになった。気象庁は後援としてブース出展や講演を行ったが、平成 14 年からは「気象庁夏休みこども見学デー」に夏季広報行事の主力を移すこととなった。これに伴い、「お天気フェア TOKYO」は平成 13 年で終了した。

(5) 夏休みこども見学デー

「夏休みこども見学デー」は、文部科学省が各省庁と連携して開催する「こども霞が関見学デー」の一環として、平成 13 年から気象庁の庁舎内で開催している夏季広報行事である。

当初は、100 人ほどの子供たちを対象に、気象科学館での気象実験や現業室見学を行っていたが、平成 17 年からは講堂も使って開催するようになった。回を重ねるごとに内容を充実させて開催してきた見学デーであったが、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和 2

年は中止、令和3年と4年はオンライン形式での開催を余儀なくされた。令和5年は、虎ノ門庁舎に移転して初の実地開催となり、2日間で1,273人（うち、子供636人）が来場した。

（6）気象庁新世紀事業

気象庁は、平成12年（2000年）に業務開始から125周年を迎えたこと、また、21世紀を迎えた平成13年1月6日の中央省庁の再編に伴い国土交通省の外局となったことを契機に、平成12年8月から13年3月にかけて「気象庁新世紀記念事業」を実施した。

本記念事業は、平成11年11月頃から広報室を事務局として検討を開始した。「気象庁新世紀記念事業」という名称は、125周年に拘らず、気象庁が目指すべき方向を示すような事業の名称として、職員からなる「気象庁新世紀記念事業実行委員会」（委員長：総務部長）が提案したものである。

本記念事業では以下を実施した。

1. 広報活動
 - （1）記念冊子の刊行
 - （2）気象業務紹介ビデオの作成
 - （3）気象科学館等を利用した広報活動の強化
2. 記念講演会等の開催
3. ロゴマーク等の制定

本記念事業により、気象庁のロゴマーク、キャッチコピー及びマスコットキャラクター「はれるん」が誕生した。これらは20年を経過した現在でも職員に親しまれ、当庁の各種行事や刊行物等で使用されている。また、記念冊子として刊行した「気象庁ガイドブック」は、職員の座右の書として毎年刊行を続けている。

ア. ロゴマーク

ロゴマークのデザインは、中心の球は大気圏に包まれる地球を表し、表面に地球を周回する大気の流れを描いている。

全体としては芽吹き、海の波など地球が抱える自然現象をも表現するものとしている。さらに、このロゴマークには気象庁の英語名である「Japan Meteorological Agency」の頭文字「J」「M」「A(a)」を模様の中にあしらっており、ロゴマーク右側の三日月状の模様と中心球で「J」と「a(A)」を、中心球が表す地球の表面上の波動で「M」を表現している。

このロゴマークは平成12年10月に職員を対象に募集したもので、同年12月に50通の応募の中から職員の投票により決定し、平成13年4月26日に公表した。作成者は大阪管区気象台測器課の野口勝広技官である。

現ロゴマークが制定されるまで、気象庁のロゴマークは存在しなかった。ただし、「気象庁被服貸与規定」（中央気象台達）により、自動車運転手、海上勤務者等に貸与される制帽の前章等に指定されたマーク（風速計の風杯をかたどったもの）を用いることとされていた。また、この風杯マークは海洋気象観測船に掲げる旗や職員証にも使用されていた。



図 1-7-2-1 気象庁ロゴマーク

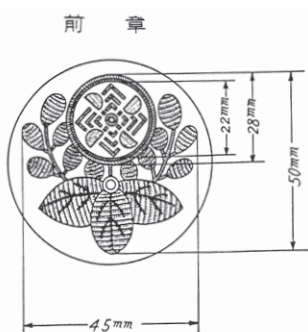


図 1-7-2-2 風杯マーク（「気象庁被服貸与規定」より）

イ. キャッチコピー 「守ります 人と自然とこの地球」

このキャッチコピーは、気象業務が目指している、自然災害から国民の生命と財産を守ること、自然の変化を常に監視し自然災害の発生・拡大を未然に防ぐこと、そしてこの役割を担う気象庁の覚悟をあらわしている。

この標語は、平成 12 年 10 月に職員を対象に募集したもので、同年 12 月に 69 通の応募の中から職員の投票により決定し、平成 13 年 4 月に公表した。作成者は高山測候所の辰巳弘技官（決定当時 東京管区気象台測器課）であり、平成 11 年度の気象記念日ポスターに採用されたものである。

ウ. マスコットキャラクター 「はれるん」

「はれるん」は、「太陽」、「雲」、「雨」など、「地球」をイメージすることのできるキャラクターで、災害のない、調和のとれた地球への祈りを奏でる緑のタクトを手に持っている。



図 1-7-2-3 気象庁公式マスコットキャラクター「はれるん」

ロゴマークやキャッチコピーと同じく、平成 12 年に「気象庁新世紀記念事業」の一環としてマスコットキャラクターの作成が企画され、職員より作品を募集したが、8 通の応募作品には適当なものがなかった

ため決定を見送った。しかし、気象庁への親近感をより深め、気象業務の重要な使命をイメージさせる演出要素としてキャラクターを示すことができれば、特に小中学生に向けた広報活動を一層効果的に行うことができると考え、平成 15 年に検討を再開した。

この事業の事務局は、広報室と（財）気象業務支援センターが共同で担当し、デザイン募集と選考のため「気象庁マスコットキャラクター選考委員会」（委員長：長官）を設置した。

デザインは専門業者等を対象としたコンペ方式で募集し、115 の応募作品から気象庁及び気象業務支援センター職員による投票の上決定した。決定したデザインは平成 16 年 3 月に発表し、あわせてキャラクターの愛称の一般公募を行った。愛称は 6,977 通の応募の中から「はれるん」に決定し、同年 6 月 1 日、第 129 回気象記念日式典の後開催された「気象庁マスコッ

トキャラクター愛称発表会」にて公表した。そのため、「はれるん」の誕生日は平成16年6月1日となった。

「はれるん」は、その誕生以来、気象庁の様々な資料やホームページへの掲載、気象科学館の館長（入口に大型の人形を設置）、着ぐるみによるイベント登場など、幅広く広報活動に使用されている。令和3年からは、全国の気象官署の職員により考案された「ご当地はれるん」と呼ばれる地域性豊かなオリジナルが多く誕生し、デジタル形式のはれるんカードなど様々な形で各官署において活躍している。

3. 気象友の会

「地球ウォッチャーズ－気象友の会－」（以下「気象友の会」という。）は、気象業務について理解を深めるとともに、気象庁職員との交流と会員相互の親睦を通じて、気象知識の普及、地球環境への関心と防災マインドの高揚を図ることを目的に、平成3年3月28日に設立された任意団体である。気象友の会の設立にあたっては、那須翔氏（東京電力社長）が発起人代表となったほか、王貞治氏、大澤嘉子氏（フリーアナウンサー）、木村太郎氏（フリーランス記者）、水前寺清子氏（歌手）、町田直氏（日本気象協会会長）、真鍋博氏（イラストレーター）、みのもんた氏（司会者）、山地進氏（日本航空副会長）、及び和達清夫氏（元気象庁長官）が発起人となった。また、二階俊博衆議院議員が顧問を、日本気象協会が事務局を務めることとなった。気象庁としても、地球温暖化など環境問題への国民の関心の高まりや、降水確率をはじめとする様々な新しい情報の提供等を踏まえた気象知識の普及啓発のあり方を模索していたこともあり、庁を挙げて気象友の会の活動に協力、支援していくこととした。

発足当時の会員には、入会時に会員手帳等が配布されたほか、気象庁の各種行事（お天気フェ

表 1-7-2-1 気象友の会の沿革

平成3年3月28日	気象友の会発足 会長：那須翔氏（東京電力社長） 顧問：二階俊博衆議院議員
平成8年3月	大気現象、動物や植物など、身近な自然の季節の変化を観測する「季節ウォッチング」を開始
平成12年12月	ホームページ立ち上げ
平成13年10月	法人会員・教育機関会員・学生会員を新設
平成17年1月	田村滋美氏（東京電力取締役会長）が会長に就任
平成20年1月	法人団体会員、個人メール会員、名誉会員を新設
平成23年6月	佃和夫氏（三菱重工取締役会長）が会長に就任
平成27年7月	子ども会員を新設
平成29年7月	二階俊博衆議院議員が最高顧問に就任
平成30年7月	自治体会員を新設
令和3年	気象庁・港区教育委員会と共に、小中学生を対象としたポスターコンクールを開始
令和4年6月	全国気象官署の見学者を対象に「はれるんカード」の配布を開始
令和5年7月	田川博己氏（JTB相談役）が会長に就任
令和6年	気象庁と共に「みんなに見せて伝える！防災展示アイデアコンクール」を実施

ア等のイベントや施設公開等)への優先招待、気象庁のパンフレット、天気図日記(雑誌「気象」掲載)等の配布、日本気象協会の刊行物(月刊誌「気象」、気象カレンダー等)の割引購入等の特典が設けられた。

気象友の会は、発足から 30 年以上の長きにわたり、数多くの企業、団体及び個人に支えられて発展、活動を続けている。

4. 広報のための刊行物

(1)「今日の気象業務」と「気象業務はいま」

気象庁は、気象業務への理解促進を目的とした「白書」の刊行について、平成 6 年度から準備を進め、平成 6 年 9 月、庁議了承を得て「気象白書編纂委員会」(委員長:次長)を設置し、刊行の趣旨について、「気象業務の推進に当たり、国や地方の関係行政機関はもとより広く一般に、気象の状況及び気象事業の施策に対する正しい理解を求めるため、「気象白書(仮称)*¹」を分かり易く、かつ簡潔な形で編纂し、広報を促進する」と定めた。

(*)1)本書は国会報告や閣議配布を要さないものであり、正式な白書ではないが、気象庁の最新の業務を平易かつ網羅的に紹介した冊子として、しばらく「気象白書」と俗称された。

編集作業は、平成 7 年 1 月に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)への対応を優先するために一時中断したものの、名称を「今日の気象業務」と決定し、平成 7 年 6 月に刊行した。本書では「気象業務 120 年を振り返って」との特集を置くとともに、最近の気象・海洋・地震・火山等の状況や気象業務の動向、新たな気象業務の展開に向けた取組を紹介した。

「今日の気象業務」は平成 12 年まで毎年刊行した。その後、平成 13 年 1 月の中央省庁再編や 21 世紀を迎えたことを契機に、読者から一層親しまれるよう書名を「気象業務はいま」に改めるとともに、全ページをカラー化とするなど読みやすい紙面に刷新し、平成 14 年 6 月に刊行した(平成 13 年は刊行せず)。創刊号にあたる「気象業務はいま 2002」では「IT 時代の気象情報サービス」との特集を置くとともに、個々のニーズに応じた気象情報の利用拡大、IT 時代に対応した気象情報サービスの提供体制の構築等について紹介した。

平成 15 年には、地方公共団体の担当者等の気象業務への理解促進のために都道府県・市町村に対して無償配布することや、高校卒業程度の方が理解できる平易な解説とすることなどを決定した。また、平成 17 年の「気象業務はいま 2005」では、読者からの意見を集約したほか、作成プロセスや出来栄えについて評価を取りまとめ、次号からは字数を減らして効果的な図表を多用することとした。

紙面もその都度見直しており、例えば平成 21 年の「気象業務はいま 2009」では、航空気象業務をアピールするため、「航空の安全などのための情報」の章を新設した。また令和 3 年の「気象業務はいま 2021」では、令和 2 年 10 月に実施した組織改編で情報基盤部を設置したこと等を受け、同部の数値予報、気象衛星及び情報利活用の業務を「気象業務を支える技術基盤と情報の発信」として取り上げた。

令和 3 年 7 月、内閣官房行政改革推進事務局から各府省に対し、発行する白書等のページ数の縮減や統廃合について検討するよう指示があった。これを受け、令和 4 年の「気象業務はいま 2022」以降は、特集とトピックスに特化した構成とし、従来の約半分のページ数とした。

「今日の気象業務」及び「気象業務はいま」は、全国の気象台を通して地方公共団体等に配布しているほか、政府刊行物センターを通じた市販も行っている。創刊号の平成7年版は6,268部を売り上げ、その後も平成12年版までおおむね2,000から3,000部を売り上げた。平成23年からは全文を気象庁ホームページに掲載していることもあり、販売数は年間400から500部程度にとどまっている。一方、ホームページでの閲覧数は年間1万アクセスを超えており、ホームページでの閲覧が主流となっている。

(2) 気象庁ガイドブック

「気象庁ガイドブック」は、気象庁が平成12年(2000年)に業務開始から125周年を迎えたこと、また、21世紀を迎えた平成13年1月6日の中央省庁の再編に伴い国土交通省の外局となったことを契機に実施した「気象庁新世紀記念事業」で刊行が決まった。気象庁の各業務についての最新情報や発表している情報などについて、幅広く簡潔にまとめた冊子である。初版は平成14年2月に「気象ガイドブック」の名称で刊行された。以降、毎年刊行を続け、平成24年2月に「気象庁ガイドブック」と名称を改めて今日に至っている。本書は気象庁全職員に配布し、業務説明等に活用している。また、全文を気象庁ホームページに掲載しているほか、気象業務支援センターを通じた市販も行っている。

(3) その他

ア. 気象庁キャンペーン資料

「気象庁キャンペーン資料」は、気象や地震等の防災知識の普及や気象業務への理解促進を目的に、昭和48年3月から平成17年3月までの32年間にわたって広報室が発行した月刊の広報紙である。表面は毎月の気象の話題、裏面は業務紹介を中心とした紙面構成であった。印刷物は気象庁本庁や各地の気象台から報道機関や各自治体に配布され、気象番組や市町村の広報紙等の原稿の題材として活用された。

イ. こんにちは！気象庁です！

「こんにちは！気象庁です！」は、気象や地震等の防災知識の普及や気象業務への理解促進を目的に、平成14年8月から平成30年2月までの16年間にわたり広報室が発行した広報紙である。

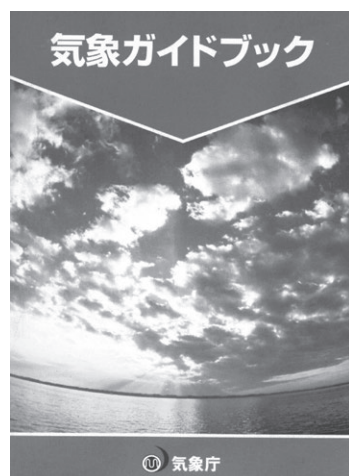


図1-7-2-4 気象ガイドブック(初版)



図1-7-2-5 気象庁キャンペーン資料



図1-7-2-6 こんにちは！気象庁です！

同紙は、平成 14 年 8 月 8 日の気象庁ホームページのリニューアルにあわせてホームページへの掲載を開始した。初刊の平成 14 年秋号から平成 17 年春号までは気象庁の業務紹介を主な内容としていたが、平成 17 年 5 月号からは気象庁キャンペーン資料と統合する形で季節の話題も掲載するようになった。

ウ. 気象記念日ポスター

気象記念日ポスターは、6 月 1 日の気象記念日を一般に周知するためのもので、昭和 61 年から平成 16 年まで作成した。

使用しているキャッチコピーは、全国の気象庁職員の応募から選ばれたものである。

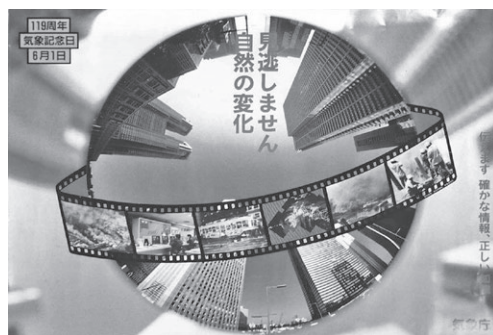


図 1-7-2-7 気象記念日ポスター（119周年気象記念日）

5. 情報発信

(1) 気象庁ホームページ

ア. ホームページの開設

気象庁ホームページは、平成 8 年 7 月に開設した（英語版は平成 11 年 1 月開設）。インターネットで情報を流す事業が社会的に広まる状況にあったこと、総理大臣官邸、郵政省、通産省及び科学技術庁等の各省庁でもインターネットを活用した広報活動を既に始めていたことから、気象庁も新たな情報媒体を活用して情報収集・発信を強化することとした。



図 1-7-2-8 開設当初の気象庁ホームページ

開設当初のホームページは業務紹介と気象等の知識解説を主とし、警報・注意報、天気予報、地震情報等のリアルタイム情報は掲載しなかった。その代わりに「民間の気象情報サービス」の紹介ページを設け、予報業務許可事業者が提供するリアルタイム情報へのリンク集などを掲載した。これは、平成 4 年の気象審議会答申第 18 号「社会の高度情報化に適合する気象サービスのあり方について」において提言された官民の役割分担の考えに基づくものであった。しかし、ホームページの開設直後から、広報室には、「気象庁のホームページで天気予報が見られないのはおかしい」といった意見が数多く寄せられることとなった。

イ. リアルタイム情報の掲載

気象庁ホームページにリアルタイム情報を掲載したのは、平成 14 年 8 月 8 日からである。平成 13 年の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）」や「e-Japan 戦略」等において、政府全体として広く国民の利便に供する情報をホームページで積極的に提供することとされた。このため、気象庁ホームページをリニューアルし、気象庁が保有するリアルタイム情報を含む様々な情報を掲載することとし、平成 14 年 5 月 23 日の報道発表で計画を公表した。しかし、この計画に対して、既にホームページで天気予報や観測データ等を提供して

いた民間気象事業者から「民業圧迫」との反対意見が上がり、調整が難航した。最終的に、民間気象事業者のリアルタイム情報掲載ページのリンク集を気象振興協議会のホームページに設け、そこへ気象庁ホームページからリンクを張ることで決着したが、リアルタイム情報の掲載は当初予定していた8月1日から8月8日にずれ込むこととなった。一連の顛末は報道機関の注目を浴びることとなり、新聞にも大きく取り上げられた。

平成26年4月からは、気象庁ホームページを気象業務法第13条に定める予報事項・警報事項の気象庁による自ら周知の手段に位置づけ運用体制を強化するとともに、ホームページを通じた機械可読形式による提供を開始するなど気象情報に係るコンテンツの改善を進めた。

令和元年9月からは、外国人が安心・安全に過ごすことができるよう、英語・中国語（簡体字/繁体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語・タイ語・ネパール語に日本語を加えた11か国語による防災気象情報の提供を開始した。令和2年4月からは、クメール語・ビルマ語・モンゴル語を加えた14か国語（15言語）に拡充した。

ウ、閲覧数の増加とアクセス集中対策

インターネットの普及やリアルタイム情報の掲載により、気象庁ホームページの閲覧数は徐々に増えていった。そのような中、平成16年6月に台風第6号が日本に上陸した際、台風情報を中心にアクセスが集中し、ホームページの閲覧がほとんど不可能となる事態が発生した。この対策として、気象庁は同年8月からコンテンツ・デリバリー・サービス^{*2}を導入した。これ以降、台風上陸や地震発生の際もホームページは安定して稼働するようになったが、令和3年8月の大雨（広島県、福岡県、佐賀県及び長崎県に大雨特別警報発表）では、アクセス集中により再びホームページが閲覧しにくくなった。気象庁では、緊急的にシステムを機能強化したほか、コンテンツの軽量化やシステムの設定を見直すことにより、システムへの負荷を軽減する措置を実施した。また、令和3年度補正予算による更なるウェブサーバ増強などの機能強化を進め、令和4年6月末に作業が完了した。

（*2）Webコンテンツのコピーを複数のサーバーに分散させて、ユーザーからの要求に応じて最も適切なサーバーにアクセスさせることで、高速なコンテンツ配信を提供するサービス。

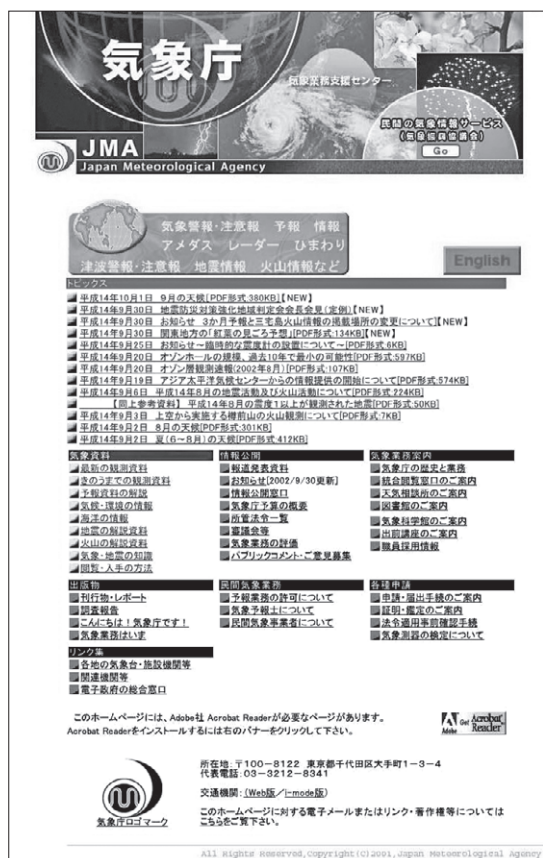


図1-7-2-9 リアルタイム情報掲載当時の気象庁ホームページ

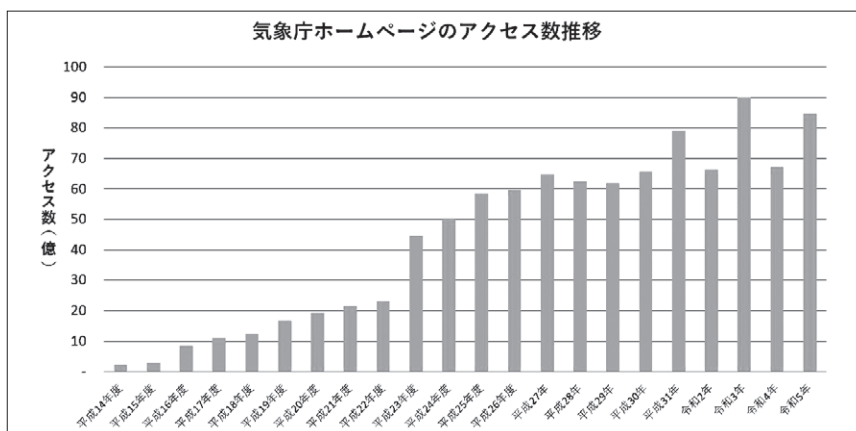


図 1-7-2-10 気象庁ホームページのアクセス数推移 (令和5年現在)

エ. 配色の統一と色覚のバリアフリー化

平成 14 年のリアルタイム情報の掲載以来、気象庁ホームページでは色使いを含めたデザインは担当部署が情報ごとに行っていたため統一感がなく、また様々な色覚を持った方への配慮も十分されてこなかった。このため、平成 23 年度に庁内に検討チームを立ち上げ、有識者による注意・警戒の喚起効果を高められる配色の検討や新しい配色案への色弱者や高齢者等の評価を経て、平成 24 年 5 月 24 日に「気象庁ホームページにおける気象情報の配色に関する設定指針」を公表した。また、この指針を基にしたホームページの配色変更を 24 年度末までに実施した。

オ. ウェブ広告掲載

気象庁ホームページへのウェブ広告掲載を開始したのは令和 2 年 9 月 15 日である。広告掲載に至った背景は以下のとおりである。

- ・政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」等に基づき、様々な行政分野において民間の活力や資金、ノウハウの活用を促進・推進するなど、官民の強みを生かした公共サービスの提供や社会貢献のための取組が進められていた。
- ・与党の「令和 2 年度予算編成大綱」において「気象データ提供に係る民間からの収入等の確保」について提言されるなど、様々なリソースの活用が重要となってきた。

このような効率的・効果的な行政運営のニーズが高まる中、気象庁ホームページについては多くの利用者があることから、ウェブ広告掲載を行い、その広告収入をホームページの運営経費の一部に充てることとした。広告掲載の方式は運用型広告^{*3}による広告掲載サービスを利用することとし、サービスの利用にあたっては、不適切な広告が掲載されないよう国のウェブサイトへのバナー広告掲載基準等を参考に広告掲載基準を作成した。広告の募集、掲載及び運用管理等は事業者に業務委託することとし、令和 2 年 7 月 6 日にホームページをウェブ広告媒体として活用すること及び運用管理事業者の公募開始について公表した。これに対して、報道機関からは、台風・大雨・地震等の災害時に多くの国民が閲覧するホームページに広告を掲載すること等への懸念が示された。

(^{*}3) 運用型広告：アクセスした人の属性に応じた広告を表示する方式

広告掲載は令和2年9月15日14時に開始したが、掲載基準に沿わない広告が複数確認されたことから、翌16日10時に広告掲載を一時停止するに至った。掲載開始からわずか20時間で掲載停止となった事態は報道機関の注目を集め、テレビや新聞等で大きく報道された。

気象庁では不適切な広告が掲載された事実関係、対応状況及び原因について調査するとともに再発防止策を取りまとめ、12月16日に公表した。広告掲載方法については、事業者が掲載基準に合致しているか広告主及び広告内容等を掲載前に審査し、気象庁において点検した広告のみが掲載される方式に改めることとした。そして、令和3年1月12日にウェブ広告の掲載を再開した。

(2) ソーシャルメディア (SNS) の活用

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、携帯電話での通話が通信輻輳の影響を強く受けたのに対し、インターネットを経由するソーシャルメディア (SNS) は比較的繋がりがやすい状況にあり、情報伝達手段としての SNS の有用性が明らかとなった。また、首相官邸をはじめとする政府機関でも SNS、特に Twitter (令和5年7月からブランド名は X に変更) の利用が順次開始されており、気象庁でも平成24年頃から SNS を利用した情報発信について検討を進めた。他機関の運用事例や各種 SNS の分析・比較検討を行った結果、強い情報拡散性を持つ Twitter を用いて気象庁の報道発表 (災害発生時等の緊急記者会見の内容を含む) や広報関連情報などを発信することとし、平成27年1月に気象庁本庁の公式 Twitter アカウントの運用を開始した。

その後、平成30年8月の交通政策審議会気象分科会による提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」では、情報へのアクセス性向上や一次情報として正確で信頼できる情報利用の確保等のため、SNS を用いた情報発信の強化への言及がなされた。また、平成31年3月の「防災気象情報の伝え方に関する検討会」報告においても、防災気象情報の効果的な伝達のため今後推進すべき取組として、SNS の活用が掲げられた。これらを踏まえ、令和元年10月には気象庁防災情報 Twitter アカウントを開設した。また、令和2年3月には YouTube に気象庁の公式チャンネルを開設し、大雨や地震等の緊急記者会見のライブ中継を開始した。

令和2年4月頃からは、新型コロナウイルス感染症対策として対面を避けたオンラインによる会議や打合せ等が全国的に求められるようになった。このため、地方官署を含む気象庁内の各部署で目的に応じた SNS アカウントを開設することについて検討した結果、令和2年7月には暫定的に YouTube のみ、同年11月には YouTube を含む SNS について正式に運用を認めることとした。

(3) 177 天気予報電話サービス

自動応答電話による天気予報が始められたのは昭和29年のことである。当時、中央気象台の天気相談所には1日500件以上の天気予報についての電話照会があり、本来業務に支障をきたしてきた。このため、日本電信電話公社 (以下「電電公社」という。) に協力を依頼し、昭和29年から自動応答装置方式による天気予報サービス業務の試行を開始した。この年に開始された都市と担当気象官署は以下のとおりである。

都市	電話番号	開始年月日	担当気象官署
東京	23-6666	昭和29年9月1日	中央气象台
名古屋	501	昭和29年11月3日	名古屋地方气象台
大阪	222	昭和29年11月15日	大阪管区气象台
京都	288	昭和29年12月1日	京都測候所
神戸	499	昭和29年12月1日	神戸海洋气象台

東京で開始された時の回線数はわずか 25 回線であったため、呼び出しに応じきれず時折故障した。そこで、9 月 22 日には回線数を 300 回線に増設、呼出番号も 222 とした。300 回線の 222 は生まれて早々、台風第 15 号（洞爺丸台風）に出会い、1 日に 11 万～13 万回も掛かってきて各方面を驚かせた。

その後、中央气象台と電電公社の間で事務的折衝が重ねられ、昭和 29 年 9 月に中央气象台長と電電公社総裁間で基本協定が締結された。また、同日付けで中央气象台総務部長と電電公社営業局長間で了解事項が成立し、昭和 30 年 1 月 1 日から同公社としての天気予報電話サービスは正式に発足した。

サービスの開始当時は、提供する情報は一切气象台側で作成していた。しかし、情報内容をもっときめ細かくという公社側の強い要望と、発足して間もない財団法人気象協会（現一般財団法人日本気象協会）の育成という气象台側の希望から、昭和 30 年 7 月以降、電電公社側の要望する情報を作る作業等（解説、試験聴取、吹き込み又は原稿送付など）の一部を気象協会が行ってきた。

電話番号が「177」に統一されたのは昭和 39 年 3 月からである。これ以降、準備の整った地域から順次「177」に変更された。また、昭和 63 年 10 月には、四国・九州・沖縄地方及び山口県を除く全国各地において週間天気予報の提供が開始された。

昭和 60 年 4 月に電電公社が民営化されて日本電信電話株式会社になり、さらに平成 11 年 7 月に同社が東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）及び西日本電信電話株式会社（NTT 西日本）に分割されたことに伴い、基本協定は両社に引き継がれた。

令和 6 年 7 月、NTT 東日本及び NTT 西日本は、インターネット等の普及に伴い利用数が大幅に減少したこと等を理由に、177 天気予報電話サービスを令和 7 年 3 月末をもって終了することを公表した。

【第 3 節】報道業務

気象庁が発表する予報・警報、気象情報、地震・津波・火山情報等は、広く一般の方々へ周知され、かつ、その内容が理解されることで初めて効果が発揮される。その点において報道機関の役割は極めて大きい。このため、気象庁は報道機関の協力、時には叱咤・激励を受けながら情報の改善と一般の方々への理解促進を図ってきた。また、報道機関も、気象庁が発表する各種情報を視聴者や読者の生活や安全に欠くことのできないものとして大切に扱ってきた。150 年を迎えた気象庁の歴史は、報道機関と共に歩んできた歴史でもある。

1. 気象庁記者クラブ

記者クラブが発足したのは、中央気象台時代の昭和 30 年 7 月 1 日である。記者クラブ発足前は天気相談所が記者への応対をしていたが、台風時には繁忙のため天気相談所では対応困難になり、中央気象台は報道用の一室を設けた。報道側もこれを機に記者クラブを作ること自主的に申し合わせ、朝日新聞、産経新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、東京新聞及び共同通信の 7 社が集まり「7 社会」を発足させた。間もなく NHK も 7 社会に合流し、名称を「中央気象台記者クラブ」と改めた。その後、昭和 31 年 7 月 1 日の気象庁発足に伴って名称も「気象庁記者クラブ」と改め、民放のテレビやラジオ、地方紙や業界紙も順次加わった。

2. 記者会見

気象庁の記者会見には、長官会見や 3 か月予報会見等の「定例会見」、地震・津波・火山噴火・大雨等の際に行う「緊急会見^{*4}」、その他、新しい施策の発表等の際に随時行う会見がある。

(^{*4}) 気象庁の「緊急会見」は、時代によって「記者レクチュア」「記者レク」「臨時会見」などと表現されてきたが、ここでは「緊急会見」の用語を用いる。

(1) 定例会見

気象庁長官の記者会見がいつから始まったのかは定かではないが、少なくとも昭和 36 年 7 月には行われており、和達清夫長官がアメリカの気象衛星タイロス 3 号の打上げ成功について所感を述べている。また、昭和 38 年 3 月には、退任する和達長官と後任の畠山久尚長官の合同記者会見が行われた。これ以降、長官の交代時には新長官による就任記者会見が行われるようになった。長官会見が毎月開催となったのは、昭和 38 年 7 月からである。また、同年 8 月からは、毎月の 3 か月予報と 1 か月予報の発表日に記者への解説（レクチャー）を行うようになった。いずれも記者クラブからの要望を受けたものである。

その他、火山噴火予知連絡会の定例会見は、昭和 49 年 7 月の連絡会発足時から令和 6 年 11 月の連絡会終了時まで行われた。また、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会/地震防災対策強化地域判定会の定例会見は、その前身である地震予知連絡会東海地域判定会が発足した昭和 52 年 4 月から毎月行われている。

(2) 緊急会見

気象庁は、気象業務法第 11 条及び第 13 条によって、報道機関の協力を求めて気象や地震等の情報を直ちに発表して公衆に周知するよう義務づけられている。この点から、気象庁の報道機関への対応は他省庁と異なってくる。地震、津波、火山噴火、大雨等の災害時には時間を選ばず記者会見を行い、現象の観測結果や今後の見通し、防災上の留意事項等について



図 1-7-3-1 能登半島地震の緊急会見（令和6年1月1日：記者会見室）

て解説している。

現在の緊急会見は、記者クラブと気象庁との間で取り決められた開催基準^{*5}に従って行われている。また、気象庁の記者会見室には在京のテレビ各社がリモートカメラを備えた中継設備を設置し、速報体制を敷いている。このような体制は、昭和 30 年の記者クラブ発足以来、様々な災害の経験を踏まえながら徐々に築き上げられてきたものである。

（*5）緊急会見の開催基準例：国内最大震度 5 強以上の地震発生、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表、噴火警報（レベル 3 相当以上）の発表、特別警報の発表等

ア. 昭和 20 年～ 30 年頃

この頃は、広報室も記者クラブもない時代であり、大雨や台風等の報道対応は昭和 21 年 3 月に発足した天気相談所が担っていた。台風時になると天気相談所は各社の記者、カメラマンでいっぱいになり、また、天気相談所の電話は報道用に使用されてしまうため、機能がしばしば麻痺していた。その対策として中央气象台は台風時には係官を臨時に増員し、報道用の一室を設けた。これを機に、報道 7 社が自主的に記者クラブを発足することを申し合わせ、昭和 30 年 7 月 1 日に記者クラブが発足した。

イ. 昭和 30 年～ 40 年頃

昭和 39 年 3 月、千代田区大手町に気象庁の新庁舎が完成した。新庁舎の 1 階には記者クラブ用の事務室と記者会見室が置かれた。しかし、記者会見室とはいっても、その実態は平机とソファを置いただけの小さな会議室であり、テレビカメラが 3 台も入ると満杯となる状況であった。昭和 39 年 6 月には、記者クラブから気象庁長官に対して、気象異常時や地震・津波の発生時には昼夜問わず広報担当者を配置するよう要望が出された。

ウ. 昭和 40 年～ 50 年頃

台風の接近・上陸時には、在京のテレビ各社が気象庁の講堂内に臨時の放送ブースを置き、台風の中継解説を行うようになった。現在、テレビでは気象予報士が台風の解説を行うのが普通であるが、かつては気象庁の予報官等が気象庁本庁や各地の气象台から生中継で台風の解説を行っていた。その始まりは伊勢湾台風にまで遡る。昭和 34 年 9 月 26 日、超大型台風の接近を受け、NHK は気象庁にテレビカメラを持ち込み、予報課長や天気相談所長へのインタビューを中継放送した。気象庁の予報官が直接テレビに出て台風の本格的な中継解説を行ったのはこれが最初である。以降、この取組は NHK から民放テレビへと拡大していった。

台風の接近が予想されると、気象庁の講堂には NHK、日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日がそれぞれ中継ブースを設営し、テレビカメラや照明器具を配置した。講堂の広さは 435 平方メートルあったが、各社の中継ブースと総勢 50 人にも及ぶ中継スタッフや記者でいっぱいになった。気象庁は、各社のニュース時間帯に合わせて予報課長や予報官、防災気象官等を各局の中継ブースに手分けして派遣し、台風の解説を行った。

平成 6 年に気象予報士制度が誕生したことを契機に、放送各社はニュース番組における気象解説を気象予報士に担当させるようになった。これにより、35 年にわたって続いた気象庁の予報官等による台風の中継解説は終了した。

エ. 昭和 50 年～ 60 年頃

昭和 54 年 8 月、大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地

域が指定された。これに伴い、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）が気象庁において発足するとともに、東海地域の観測データの常時監視、判定会の招集・開催、判定結果に基づく地震予知情報の内閣総理大臣への報告などの業務が気象庁により法的な位置付けをもって行われることになった。これに先立ち、昭和 54 年 7 月に記者クラブから以下の要望が出された。

○地震予知情報 取材についての要望事項（抜粋）

- ・“判定会招集” 第一報の各社への連絡は、招集決定後遅くとも 5 分以内とする。
- ・第一報の内容は、招集決定の時間を明示し、30 分協定^{*6}を付記した簡潔なものとする。
- ・第一回の記者会見は、“判定会招集” 通知後 30 分を目途とする。
- ・判定会室内の冒頭あるいは途中の取材についてもできるだけ便宜をはかる。
- ・TV 各社の中継カメラは少なくとも 12 台、これに技術要員や取材記者、スチルカメラマン等を合わせると、加盟各社だけで 150 ～ 200 人。（中略）従って、現在の記者室では全く不十分。当面は講堂と 2 階廊下等を考えざるを得ないと思われるが、情報の重要性に鑑みて抜本的な施設改善に努めて欲しい。

（*6）「判定会招集の報道解禁は、気象庁が判定会招集の旨を報道各社に通報した時刻の 30 分後とする」とした報道協定。昭和 54 年 6 月に在京社会部長会を中心とする報道側と国土庁・気象庁・警察庁・消防庁の防災 4 庁との間で交わされた（平成 12 年 4 月に廃止）。

また、在京のテレビ・ラジオ各社からは、講堂への中継放送設備の設置要望が出された。これらを受け、気象庁は東海地震の報道対応を整えるとともに昭和 57 年 3 月に講堂を改修し、壁面に報道各社の中継設備格納用のブースを設置した（南海トラフ地震等を想定し、虎ノ門庁舎の講堂においても引き続きブースを設置している）。これ以降、想定される東海地震に限らず、地震・津波・火山噴火時においてテレビカメラが 3 台以上入る場合は、記者会見室から講堂に急遽場所を移して緊急会見を行うこととした。

オ. 昭和 60 年～平成 10 年頃

昭和 61 年の伊豆大島噴火、平成 3 年の雲仙岳噴火、平成 5 年 7 月の北海道南西沖地震、平成 7 年 1 月の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）等の際には、記者会見室及び講堂から数多くの緊急会見を行った。

なお、平成 6 年には、手狭になっていた庁舎 1 階の記者会見室を拡張するとともに、5 階の総務課内にあった広報室を 1 階の記者クラブ室の隣に移転した。これにより、迅速かつきめ細かな報道対応が可能になるとともに、緊急会見は記者会見室で行うようになった。

カ. 平成 11 年～平成 20 年頃

平成 14 年 3 月に、庁舎 1 階の広報室、記者クラブ及び記者会見室の移転・拡張を行った。従来に比べて、記者クラブ室は約 1.5 倍、記者会見室は約 1.7 倍の広さとなり、^{きょうあい}狭隘さが緩和され、記者会見にも多くの報道機関が入れるようになった。また、平成 14 年 12 月には、在京のテレビ 6 社（NHK、日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京）がリモートカメラを備えた中継設備を記者会見室内に設置した。これにより、大地震時にテレビカメラ

が気象庁に到着できない場合でも、各放送局から遠隔操作により緊急会見をテレビ中継することが可能になった。

キ. 平成 20 年～平成 30 年頃

(ア) 初の「東海地震観測情報」の発表

平成 21 年 8 月 11 日 5 時 7 分に駿河湾でマグニチュード 6.5 の地震が発生し、静岡県伊豆市、焼津市、牧之原市、御前崎市で震度 6 弱を観測した。この地震は、東海地震の想定震源域内で発生した地震であることから、気象庁は東海地震との関連性を検討するため「地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会」を臨時に開催することとし、同日 7 時 15 分に「東海地震観測情報」を発表した。昭和 53 年に大規模地震対策特別措置法が施行されてから実際に情報が発表されるのは初めてのことであり、気象庁には多くの報道陣が詰めかけた。広報室は、記者クラブとの取り決めに従って判定会委員打合せ会の代表社による冒頭撮影（頭撮り）を実施したほか、4 回の緊急会見（震度 6 弱の地震の会見と東海地震観測情報の会見（3 回））を開催した。

(イ) 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分にマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震が発生した。気象庁は地震発生後から昼夜を問わず断続的に緊急会見を行い、津波への警戒の呼びかけや地震の解説等を行った。その回数は、3 月 14 日までの 4 日間で 19 回に及んだ。

この地震では、東京でも最大震度 5 強を観測して交通機関が麻痺したため、16 時に開催した初回の緊急会見に到着できない記者やテレビカメラが出た。しかし、時間が経つにつれて、続々と報道陣が詰めかけ、記者クラブや記者会見室前の廊下にまであふれた。その一方で、講堂は帰宅困難者のための休憩場所となったことから、緊急会見はすべて記者会見室で行った。

(ウ) 特別警報の運用開始

平成 25 年 8 月 30 日から特別警報の運用が開始となった。記者クラブとの調整の結果、気象の特別警報を発表した場合は、発表から 1 時間後に緊急会見を行うこととなった。

初の特別警報の緊急会見は、同年 9 月 16 日、台風第 18 号の接近に伴う大雨により滋賀県・京都府・福井県に大雨特別警報を発表した際に行った。

ク. 令和元年～令和 6 年頃

(ア) 手話通訳の開始

聴覚障がい者の地震等の防災情報に接する際のアクセシビリティ向上を図るため、平成 31 年 3 月から、緊急会見を開催する際には手話通訳者を試行的に配置することとした。1 年余りの試行の結果、特段の問題なく運用できる目処が立ったため、令和 2 年 7 月から本格運用を開始した。

(イ) 記者会見の改善

平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）において、気象庁は防災気象情報の段階的な発表、市町村への支援、更には記者会見を通じて早い段階から厳重な警戒の呼びかけを行った。しかし、これらが必ずしも住民の避難行動につながらず、平成に入り最大の人的被害をもたらす豪雨災害となった。これを教訓とし、気象庁は防災気象情報の伝え方について更なる改善方策を検討するため、学識者、報道関係者、自治体関係者及び関係省庁による「防災気象情報の伝え方に

関する検討会」を開催した。この提言を踏まえ、緊急会見について以下のような改善を順次行った。

① YouTube による緊急会見の中継配信

テレビ中継では必ずしも会見の全体像が放送されないことから、気象庁が伝えたい危機感の全体像を漏れなく周知するため、令和2年3月から YouTube による中継配信を開始した。

② 会見設備や会見者のスキルの改善

令和2年7月から手話通訳の本格運用を開始した（再掲）。また、危機感が伝わるよう、資料の内容、呼びかけの文言、カメラやディスプレイの位置等を見直すとともに、令和2年度から会見者へのメディアトレーニング（記者会見の予行演習）を開始した。

③ 国土交通省との合同会見の実施

令和元年東日本台風では、利根川などの大河川において、大雨特別警報が解除された後に下流部で最高水位に到達し、その後氾濫が発生した事例があった。このため、大雨特別警報から大雨警報への切り替え後の洪水への注意喚起が適確に行われるよう、警報への切り替えに先立って、国土交通省との合同の記者会見を開催することとした。最初の合同会見は、令和2年7月4日に熊本県の大雨特別警報を警報に切り替える際に行われた。これをきっかけに、大雨特別警報を発表する際の会見も徐々に合同で行うようになっていった。



図 1-7-3-2 国土交通省との初の合同会見
(令和2年7月4日：記者会見室)

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年から始まった日本国内での新型コロナウイルス感染症の流行は、記者会見にも大きな影響を及ぼした。流行のピーク時には定例会見は可能な限り実施しないこととしたほか、緊急会見についても密な環境を避けるため、大手町庁舎では一時的に講堂を使って開催した。令和2年11月の虎ノ門庁舎移転後は、記者会見室の使用を再開した。

また、感染症対策として、会見者は当初不織布マスクを着用していたが、これに対して、聴覚障がい者等から「口元が見えず何を言っているのか分かりにくい」との要望が寄せられた。このため、記者クラブと調整し、令和3年10月から透明マスクの着用を開始した。この取組は、テレビや新聞、ネットニュースをはじめ様々なメディアで取り上げられ、聴覚障がい者及びその関係者からは好意的な反応が寄せられ



図 1-7-3-3 阿蘇山噴火の緊急会見
(令和3年10月20日：記者会見室)

た。一方で、「マスクの形状に違和感がある」「下を向くと口元が見えにくい」といった意見が視聴者から寄せられたため、令和 4 年 7 月からはフチなしの透明マスクに変更した。

令和 5 年 3 月からは、マスクの着用が個人の判断に委ねられることになったことから、同月の長官会見からマスクは原則着用しないこととした。

(エ) 初の「南海トラフ地震臨時情報」の発表

令和 6 年 8 月 8 日 16 時 43 分に日向灘でマグニチュード 7.1 の地震が発生し、宮崎県日南市で震度 6 弱を観測した。この地震は、南海トラフ地震の想定震源域内で発生した地震であることから、気象庁は南海トラフ地震との関連性を検討するため、同日 17 時 30 分に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を臨時に開催した。その結果、南海トラフ地震の想定震源域では大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっているとして、同日 19 時 15 分に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した。

令和元年 5 月に情報の運用が始まって以来、臨時の評価検討会が開かれるのは初めてのことであり、気象庁には多くの報道陣が詰めかけた。広報室は、記者クラブとの取り決めに従って評価検討会の代表社による冒頭撮影（頭撮り）を実施したほか、2 回の緊急会見（震度 6 弱の地震の会見と南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の会見）を開催した。また、記者クラブからの要請により、8 月 9 日から 8 月 14 日までは毎日 1 回の共同取材（10 日～14 日は内閣府も同席）を実施した。地震発生から 1 週間後の 8 月 15 日には、気象庁において内閣府と合同で記者会見を開催した。

第8章 儀式典礼

【第1節】気象記念日

1. 気象記念日の制定

昭和17年5月、「気象記念日制定ノ件」(中央气象台長通牒)が発出される。具体的には、当時、我が国は太平洋戦争の戦時下であり、この大戦における気象事業の重要性は殊に大きく認められ、急速に整備拡充が進んだ。このような時代背景から、飛躍的な発展を支えた関係団体、個人及び先輩職員の献身的努力を称え、伝統の「測候精神」を強い意志を持って受け継ぎ、粉骨碎身、一生懸命に努力する思いを新たにする日として、気象庁の前身にあたる内務省地理寮量地課気象掛(東京气象台)が、東京第二大区第四小区溜池葵町において気象等の観測を開始した明治8年6月1日を「気象記念日」と制定し、全国の気象官署へ通知した。なお、実施する行事としては、記念式典、功労者表彰、展示会及び講演会等としており、その年の本台(中央气象台)の行事は「諸般ノ都合ニ依リ本臺ニ於テハ記念式舉行ノミニ止メ候間申添候」(訳：本年は諸般の都合により本台においては記念式を執り行うことにとどめますことを申し添えます)としている。

2. 気象記念日式典

気象記念日の趣旨に鑑み、昭和17年6月1日に最初の気象記念日式典(明治8年6月1日から数え第67周年にあたる)が執り行われた。測候時報(第十三巻 第六號)には当時の模様が記されており、それによると、大玄関に二流の国旗が掲げられ、式の開始は午前9時30分、振鈴の合図により全台員が式場の大食堂に集合。気象技術官養成所の教職員生徒も参集し、おそらく2,000人近い人数となった。次第は、総務課長の開式の宣言に始まり、宮城遙拝(きゅうじょうようはい：皇居に向かって敬礼、礼拝することを表す)、国歌斉唱、戦没負傷勇士への感謝、皇軍将兵に対する武運長久の祈念等の行事を行った後に、藤原中央气象台長の式辞、岡田前中央气象台長の御訓話拝聴^おと続いた。新たなる心構えと希望に胸を波うたせながら11時前式場退散し、午後は「各課に於いて事務の差し支えない限り」との前置きの後に、神社参拝、運動競技、社会見学等、有意義な時間として使うよう通知が出されており、殊に上司の方々の御配慮で上等な祝酒の各課配給、女子職員へはお芋の馳走とあり、物資難に苦められている在京人にとっては、非常な福音と記されている。また、昭和18年6月1日の式典の様子が、測候時報(第二十四巻 第一號)に記されており、それによると「气象台創立七十周年記念祭には五島運輸通信大臣以下陸海軍関係者を始め運輸通信本省官房各課、航空局、文部省、通信院、燈台局、農事試験場、会計検査院、東京帝国大学、参与、外地各気象官署長等各方面多数の來賓あり稀に見る盛儀であつた。なお気象関係戦歿^{せんぼつ}または殉職せられた18柱の英霊と本台創立以来功勞顕著なる物故者の柱の慰霊祭をも挙行された(原文ママ)」とあり、戦時下ゆえであろうか、特に盛大な式典が開催されている。

昭和 31 年 7 月の「気象庁」昇格後、記録に残る昭和 33 年の第 83 周年の気象記念日では、大手町の都立産業会館において、運輸大臣、事務次官、官房長等の列席を得て、被表彰者 97 名中 44 名が洋装と装色もとりどりに着飾った夫人同伴とあり、華やかな表彰式であったことが記録されている。また、式典の後には祝賀会、記念撮影、被表彰者のための都内観光等が行われるなど、当時の様子が窺える。

節目となる第 100 周年の昭和 50 年 6 月 2 日には、式典規模も例年より大きくなることから、運輸大臣主催による創立百周年の気象記念日式典が千代田区丸の内の東京商工会議所において開催された。御来賓として元運輸大臣、元事務次官、元政務次官、国会議員、関係省庁の幹部等、被表彰者含め 400 名あまりの参列者により盛大に挙行された。大臣挨拶の一文として「気象百年のこの記念すべき日にあたり、我々はもう一度気象業務に課せられた使命を認識し、その達成に心がけて欲しい」と述べられ、職員一同気持ち新たに次なる百年を見据えたことであろう。

なお、昭和 17 年から行われている式典のうち、中止を余儀なくされた式典が 3 回ある。1 回目は、平成 23 年の第 136 周年、2 回目と 3 回目は、令和 2 年の第 145 周年、令和 3 年の第 146 周年である。1 回目は東日本大震災、2 回目及び 3 回目は新型コロナウイルス、いわゆるコロナ禍である。将来に向け、このような災いが起こらないことを祈るばかりである。

【第 2 節】その他の儀式典礼

1. 本庁舎開庁における式典

昭和 39 年 3 月 12 日、千代田区大手町 1-3-4 に所在した気象庁大手町庁舎の落成式が行われた。当日の出席を列記すると、運輸大臣、政務次官、事務次官、各局長、建設省・大蔵省の関係官、衆参の運輸委員長ほか国会議員、米空海軍の気象隊長、全国知事会会長、NHK 会長、気象協会会長、関係会社及び報道機関とそうそうたる顔ぶれであり、約 300 名規模で開催された。

関東地方建設局長の挨拶では「建設省では行政機関を各地区ごとに集約する目途で、この大手町も第 1 合同庁舎に続き気象庁庁舎が新築された。引き続き第 2、第 3 合同庁舎が建築されると、将来 13 万㎡の敷地に計 11 万 5,000㎡の四つの庁舎が緑の広場を囲んで並び、丸の内ビジネスセンターに続く行政センターを構成することになっている。新庁舎の建築面積 2 万 7,860㎡、総工費は 19 億 6,162 万円である。気象庁は特殊業務のため、機能性の充足に重点を置き、合計 18 社がその持てる技術力と延べ 20 万人に近い技能労務者を動員して完遂したものである」と話され、東京オリンピックと時を同じくし、大手町にそびえたつ新庁舎は当時の職員にとって、高度成長の象徴の一つであったのかもしれない。また来賓からは「風雨の中を、危険を冒して散在する庁舎の間を走り回ったり、貴重な資料が火災で失われる心配などがなくなったわけで、一層立派な予報や観測をしていただけるものと期待している」と話され、旧庁舎の苦勞を垣間見ることができる。

奇しくも、二度目となる東京オリンピックが開催される令和 2 年（実際にはコロナ禍の影響で翌年開催となった）、気象庁は長らくお世話になった大手町庁舎に別れを告げ、明治 8 年に気象業務を開始した場所（現在の東京都港区虎ノ門 2-10 ホテルオークラのあたり）でもあ

る虎ノ門に移転をした。令和2年12月17日、気象庁本庁3階講堂にて「新庁舎開庁式典」が開催された。式典には国土交通大臣、副大臣及び政務官をはじめとする国土交通省関係者と、来賓として「気象友の会」の最高顧問を務める自民党の二階幹事長をはじめ、交通政策審議会気象分科会会長、気象業務支援センター会長、大成建設株式会社代表取締役副会長ほか多数の来賓の方のご出席の下、祝辞を受けた。国土交通大臣の祝辞では「気象庁は、原点であるこの地に新庁舎を構え145年の礎の上に新たな歴史を刻むことになった。全職員一丸となり、受け継がれてきた良き伝統に立脚し研鑽を進め、安全安心な社会作りに貢献することを期待する。」との言葉を受け、本庁職員一同、決意を新たにした。

2. 気象庁葬

気象庁葬は、現職職員が公務死亡、これに準ずる死亡をした場合又はこれによりがたい場合はその都度決めるとされており、これは「慶弔事項に対する措置基準」とする運用により定められている。昭和31年7月の気象庁へ昇格した後の気象庁ニュース等の記録により執り行われた気象庁葬が読み取れるため、ここに並べて書き記す。

- ・昭和31年9月2日、明治、大正、昭和と気象事業の発展に尽力し、大正12年から昭和16年まで第四代中央気象台長を務めた岡田武松先生（82）、気象業務に対する多大な貢献に弔意を表すため同年9月6日、青山斎場において執り行われた。
- ・昭和33年5月18日、鳥島気象観測所の樋川真行技官（42）は、活火山の島である鳥島からの退避訓練中に海中に転落し死去。同年5月26日、気象庁構内の中村記念館において執り行われた。
- ・昭和34年5月11日、気象庁海洋気象部海洋課の川本彊雄技官（41）は、凌風丸の深海用観測機器のテスト実施中に体調を崩され死去。海洋の放射能業務に大きな貢献を残されたため、同年5月13日、ご自宅において執り行われた。
- ・昭和37年5月29日、気象庁海洋気象部離島課南鳥島勤務の久保欣三技官（35）は、作業中の転倒による頭部打撲により死去。同年6月4日、気象庁構内の中村記念館において執り行われた。
- ・昭和38年7月14日、鳥島気象観測所の桜井英男技官（23）は、鳥島への上陸用ロープの取り付け作業中に海中に転落し死去。同年7月20日、ご自宅において執り行われた。
- ・昭和40年3月、徳島地方気象台剣山測候所の大谷好徳技官（38）は、なだれのため遭難、遭難後35日ぶりに遺体収容と記録されている。同年4月24日、穴吹中学校体育館において執り行われた。
- ・昭和55年4月12日、東京管区気象台技術部技術課の福田和彦技官（26）は、富士山測候所での観測中に滑落し死去。同年4月18日、菩提寺において執り行われた。
- ・昭和58年1月21日、啓風丸の小澤祝一技官（50）は、観測航行中に海中に転落、同年6月に死亡認定、6月13日、下田市漁民会館において執り行われた。

また、気象庁葬としては執り行われていないものの、過去をたどれば、係留気球の係留索が高圧電線と接触し感電死（大正10年頃）、風速計検定台の下敷き（大正12年頃）、諏訪湖に

において湖水観測中に転落（昭和 22 年）、函館港において転落（昭和 25 年）、富士山測候所職員の登頂中滑落（昭和 33 年）などが古い資料から確認出来るとともに、先の大戦では多くの職員が戦地への出兵や空襲等により戦死されている。さらに近年では、出張中の不慮の事故により命を落とされた職員もいる。

このように、気象業務に命を捧げた先人の方々が居たことを私たちは忘れてはならない。今ここにあらためてご冥福をお祈りするとともに、未来へ向け、更なる気象業務の発展をここに誓う。

第9章 大規模国際行事への協力

日本国内において大規模な競技大会や会議などの行事が開催される際は、安全かつ円滑な運営に貢献するため、気象庁も運営組織等に協力して危機管理体制に加わり、気象情報の提供等を行うことがしばしばある。本章では、気象庁が特に深く関与した2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中心に、いくつかの特筆すべき事例について触れる。なお、日本開催の大規模国際行事であっても、気象庁があまり深く関与せずに、気象情報の提供等において予報業務許可事業者が主要な対応を行う例もある。

【第1節】オリンピック・パラリンピック競技大会への協力

1. 1964年夏季東京大会、1972年冬季札幌大会、1998年冬季長野大会

日本で開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会への気象庁の関わりとして、昭和39年（1964年）の夏季東京大会では、当時の大会組織委員会事務局からの要請を受けて、定期的な天気予報や波の状況などの情報提供を行った。

昭和47年（1972年）の冬季札幌大会では、開催期間の検討にあたって過去の気象の統計が参考にされたが、分析を担ったのは財団法人日本気象協会であった（なお、冬季のパラリンピックは1976年エンシェルトヴィーク大会が最初であり、1972年の札幌では開催されていない）。また、平成10年（1998年）の冬季長野大会では、大会組織委員会内に気象チームが設置され、大会運営に必要な気象情報の提供が実施されたが、ここでも精力的に携わったのは財団法人日本気象協会であった。

2. 2020年夏季東京大会

令和3年（2021年）開催の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）においては、安全で円滑な開催を支援するため、気象庁は様々な取組を実施した。なお、東京2020大会は令和2年（2020年）に開催の予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、1年延期の上、ごく一部を除き無観客での開催となった。ただし以下では、感染拡大以前に検討されていた、外国人旅行者・観客向けの取組についても記述する。

（1）大会組織委員会の体制

大会組織委員会は平成26年1月に発足して以来、何度か組織改正が行われたが、平成28年10月に国際渉外・スポーツ局が分割されて誕生したスポーツ局が気象情報を担当した。

気象庁は大会組織委員会スポーツ局に、平成30年10月から令和3年12月まで係長級職員1名を、平成31年4月から令和3年9月まで室長級職員1名を派遣した。両名は気象対策に関する各種調整等を担当した。

さらに大会期間中及びその前後の期間には、競技運営のための気象情報を作成・提供する機関として、大会組織委員会に気象情報センターが設置された。同センターは、気象庁及び民間

気象会社 2 社からの派遣職員等によって構成された。気象庁は、大会期間前後にあたる令和 3 年 7 月 1 日から 9 月 6 日まで、課長補佐級職員 2 名を追加で派遣した。

(2) 気象庁内の体制

気象庁では、平成 26 年 4 月に国土交通省に設置された「国土交通省 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部」の会合に長官が出席し、大会運営に資する気象情報の提供等について報告してきた。

平成 30 年 3 月には、長官を本部長とする「気象庁 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備本部」を設置し、庁内の体制を確立した。同本部の庶務は、総務部参事官（技術担当）の指導のもと総務部企画課において処理された。

内閣官房及び国土交通省総合政策局（国土交通省 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部の事務局）との連絡調整は基本的に総務部企画課が担い、大会組織委員会との連絡調整は、全般的な事項については同課が、各事項については担当する各部が担った。大会組織委員会の主な調整相手は、気象情報の提供等についてはスポーツ局（大会期間中及びその前後は気象情報センター）、暑さ対策についてはゲームズ・デリバリー室、報道対応については広報局であった。

(3) 主な協力内容

大会組織委員会との相談や検討を踏まえ、円滑な運営のための情報提供、外国人旅行者・観客に向けた情報提供、暑さ対策を重点的に実施した。

ア. 円滑な運営のための情報提供

平成 30 年 12 月に大会組織委員会事務総長から長官宛に、競技大会の円滑な運用のための気象情報活用に係る協力について依頼があったことを受けて、大会期間中及びその前後の期間に、以下に述べる形で気象情報等の提供を実施した。

まず、競技を安全で公平に運営するため、また、選手のみならずスタッフも含めた健康面対策にも資する気象情報として、会場周辺の風向・風速・気温の詳細な予測プロダクトとして数値予報ガイダンスを提供した。ウェブブラウザから操作可能な形式で、気象予測資料等を見慣れている方にとっては一般的な帳票形式とグラフ形式で提供し、日最高・最低値を着色するなど、大会組織委員会の要望を踏まえた改善を数度実施している。加えて、大会の運営に影響を及ぼしかねない、大雨や落雷をもたらすような積乱雲の急発達等の気象現象をいち早く詳細に把握するため、静止気象衛星「ひまわり」による 30 秒間隔の機動観測を実施した。30 秒間隔の機動観測を、部外に提供する目的で長期間にわたり使用することは初めての試みであった。観測領域は、南端は伊豆半島を、北端は宮城スタジアムのある宮城県利府町を含む範囲とし、札幌以外の全ての競技会場が観測範囲に含まれるようにした。

また、日本域の 2.5 分間隔の観測データをもとに、気象現象の監視に有用な RGB カラー合成画像とし、ウェブブラウザで操作可能な形で気象情報センターに提供した。

さらに、顕著な現象が発生した場合又は予測される場合に、電話等による解説や助言や気象情報センターからの問合せに応じる体制も整えた。気象については大気海洋部気象リスク対策課及び予報課の予報官等 8 名が輪番で、高温や中長期の予報・情報については大気海洋部気候情報課異常気象情報センターが、地震・津波・火山については地震火山部管理課がそれぞれ

対応した。当初は令和3年7月13日から8月8日及び8月23日から9月5日までの期間に実施する予定であったが、大会関係者の気象情報への関心の高まり等を背景に、7月12日から8月10日及び8月20日から9月8日までの期間に拡大して対応することとなった。また、8月10日から20日の期間も、問合せに備えて対応者で情報共有等を継続した。

イ. ポータルサイトの運用

気象庁では令和元年（2019年）5月頃から、選手、大会関係者、観客向けに競技会場周辺の気象情報等を発信するポータルサイトの運用について検討を開始した。同年6月から始まるテストイベントでも活用されることを見込み、また、東京2020大会開催に向けた機運が高まることも期待して、開幕（当初予定）の1年前にあたる同年7月24日に運用を開始した。

運用開始時のコンテンツとして、会場ごとの現在の天気・気温、天気予報（時系列予報による気温等の推移、1時間ごとの紫外線（UVインデックス）の予測情報に加えて、夏季の急な大雨に備えて高解像度降水ナウキャストを掲載した。運用開始後も順次コンテンツを追加していった。

各地の情報は、競技名、会場名又は地図上から選択できるようにするとともに、日英2言語を選択できるようにした。文字による説明文等は最小限にとどめ、数字やアイコン等で直感的に内容が分かるように留意した。

また、世界各国から選手や報道関係者に加え、多数の観客が訪日することが見込まれていたため、令和元年10月から多言語対応ホームページへのリンクも掲載した。こうして日本の地理に不慣れな訪日客も利用しやすいようにするとともに、屋外での利用を想定し、スマートフォンによる閲覧性にも留意した。

ポータルサイトは、東京2020大会と関連付けたきめ細かい気象情報等のニーズの受け皿になったといえる。また、大会組織委員会独自のネットワークにアクセスできない場所において業務にあたる大会関係者のほか、取材活動にあたる報道関係者にも活用された。

ウ. 暑さ対策

暑さ対策は東京2020大会における主要な課題の一つであり、ハード・ソフト両面から対策が進められた。

折しも環境省と気象庁では、平成30年夏の記録的高温などの影響による近年の熱中症の発生状況を踏まえ、「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」を開催し、熱中症予防対策に資する効果的な情報発信を検討していた。同検討会での検討を経て、令和2年7月から、環境省と気象庁が共同して、関東甲信地方を対象に「熱中症警戒アラート（試行）」の提供を開始した。さらに令和3年4月から、全国を対象に「熱中症警戒アラート」の提供を開始した（詳細は、第5部1章2節第8項「高温注意情報・熱中症警戒アラート」を参照）。

同検討会にはスポーツ医学等の専門家が参画しており、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局及び大会組織委員会ゲームズ・デリバリー室暑さ対策推進部の担当者もオブザーバとして陪席していた。

熱中症警戒アラートの発表時には、大会組織委員会の活動場所などに発表中の旨が掲示されて注意喚起がなされたが、競技の実施については、熱中症警戒アラートの発表有無のみをもって判断されるのではなく、競技実施の時間帯、競技の内容、競技会場周辺の暑さ指数の予想等

を勘案して大会組織委員会において判断された。

気象庁では熱中症警戒アラートのほか、2 週間気温予報、早期天候情報、気温分布予報等、関連する防災気象情報の周知に努めた。

(4) 地方気象官署における取組

東京 2020 大会の聖火リレーは全国 47 都道府県で行われ、実施主体は各都道府県の部局であった。そこで、聖火リレー実施日の気象解説等の支援を、各地方気象官署（東京都は本庁大気海洋部）から行った。ただ、都道府県の担当部局は気象官署が日頃から連絡を行っている防災部局とは異なる文化・スポーツ関係部局等であることから、大会組織委員会を通して担当部局との連絡先を交換した上で、必要な支援を実施した。

また、世界各国からの要人の来日のために活用された東京国際空港では、令和 3 年 7 月 19 日から 8 月 10 日及び 8 月 16 日から 9 月 7 日の期間に空港内関係機関 35 機関で構成される関係機関連絡本部が設置されたことから、東京航空地方気象台職員が会議に出席し、航空機の運航に影響が予想されるような悪天現象等に関する気象の解説を行った。さらに、競技の中継のための固定翼機の発着拠点として活用された静岡空港及び旭川空港においては、運用時間外の離着陸に対応するための航空保安業務の臨時提供が生じたことから、航空気象観測通報もこれに応じて対応時間の前倒しを行った。

【第 2 節】首脳級会合及び国際博覧会への協力

1. 首脳級会合

各国の首脳級が参加するような会合が日本で開催される際は、安全かつ円滑な運営に貢献するため、本庁や開催地を管轄する気象台が関係省庁の連絡体制に加わり、開催期間中の気象情報等の提供などを実施している。あわせて、開催地周辺で台風の影響が予想される場合や震度 5 弱以上の地震が発生した場合などには気象庁から事務局に解説員を派遣することをあらかじめ定めておくなど、危機管理体制が組まれている。

近年の例としては、平成 20 年（2008 年）7 月の G8 北海道洞爺湖サミット（第 34 回主要国首脳会議）、平成 28 年（2016 年）5 月の G7 伊勢志摩サミット（第 42 回先進国首脳会議）、令和元年（2019 年）6 月の G20 大阪サミット（第 14 回 20 か国・地域首脳会合）、令和 5 年（2023 年）5 月の G7 広島サミット（第 49 回先進国首脳会議）が挙げられる。

2. 国際博覧会

昭和 50 年（1975 年）7 月から昭和 51 年（1976 年）1 月にかけて沖縄県で開催された「沖縄国際海洋博覧会」では、特に例年頻繁に沖縄に接近する台風への対策の観点から、会場に「エキスポ気象台」が設置され、気象庁が指導するとともに、運用を日本気象協会が担うこととされた。沖縄気象台からは、予報に必要となる天気図やレーダーマップ等の詳細な情報をエキスポ気象台に提供した。

また、昭和 60 年（1985 年）3 月から 9 月にかけて筑波研究学園都市で開催された「国際科学技術博覧会」では、7 月 1 日から 9 月 16 日（会期終了日）までの期間、茨城県が万博会場内の食品衛生監視センターから「食中毒警報」を発表したが、その発表基準には気温と湿度

が用いられており、それらの観測値と予想値を水戸地方気象台から提供した。なお、同博覧会では、筑波研究学園都市の研究機関等をわかりやすく紹介するコーナーが設けられており、気象研究所と高層気象台が共同で「高層気象観測の昔と今」と題するワークショップを出展するなど、内容面での参画もあった。